

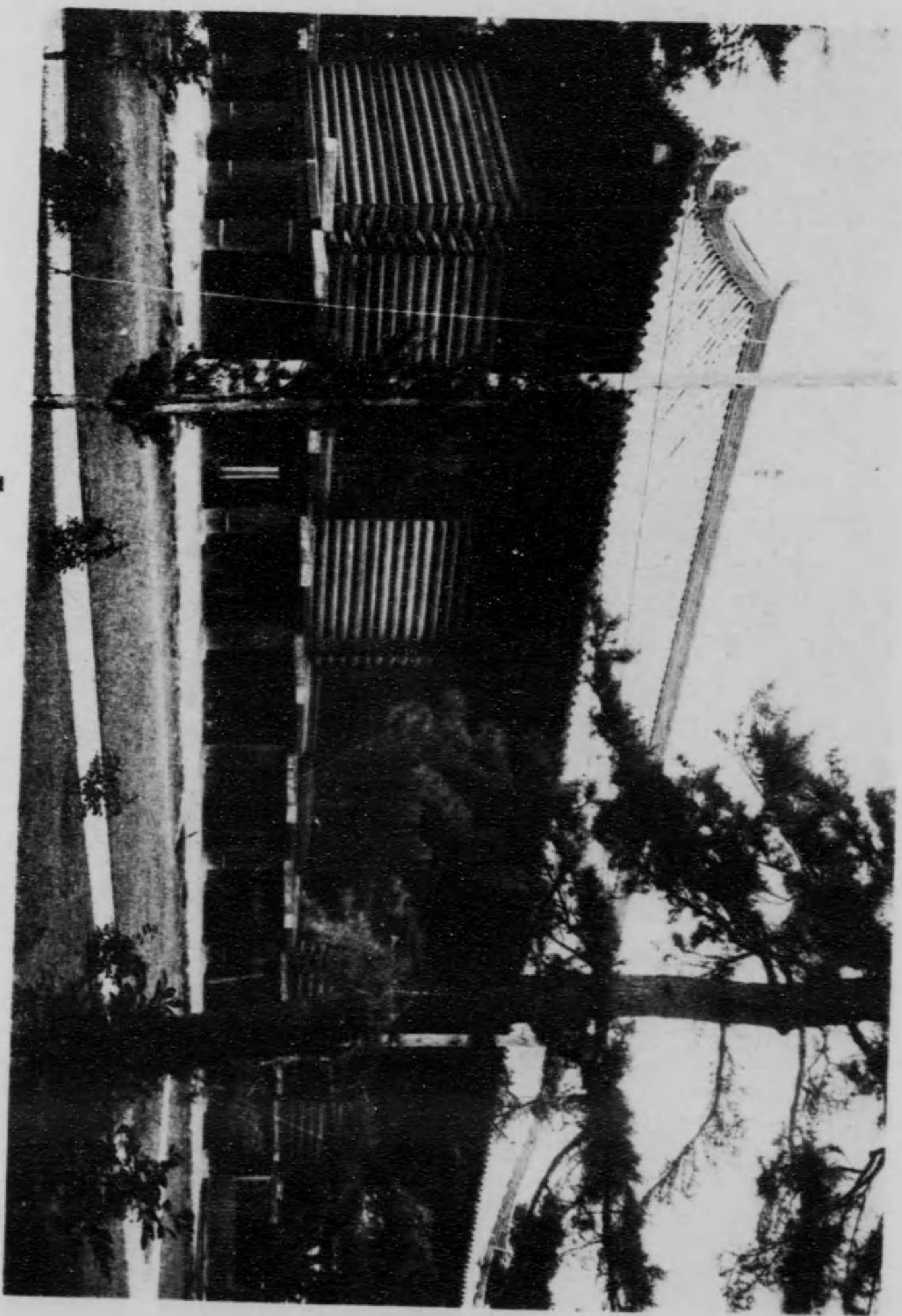
709
Ko49
㊦

正倉院御物棚別目錄



始





景 全 照 實

六美堂記

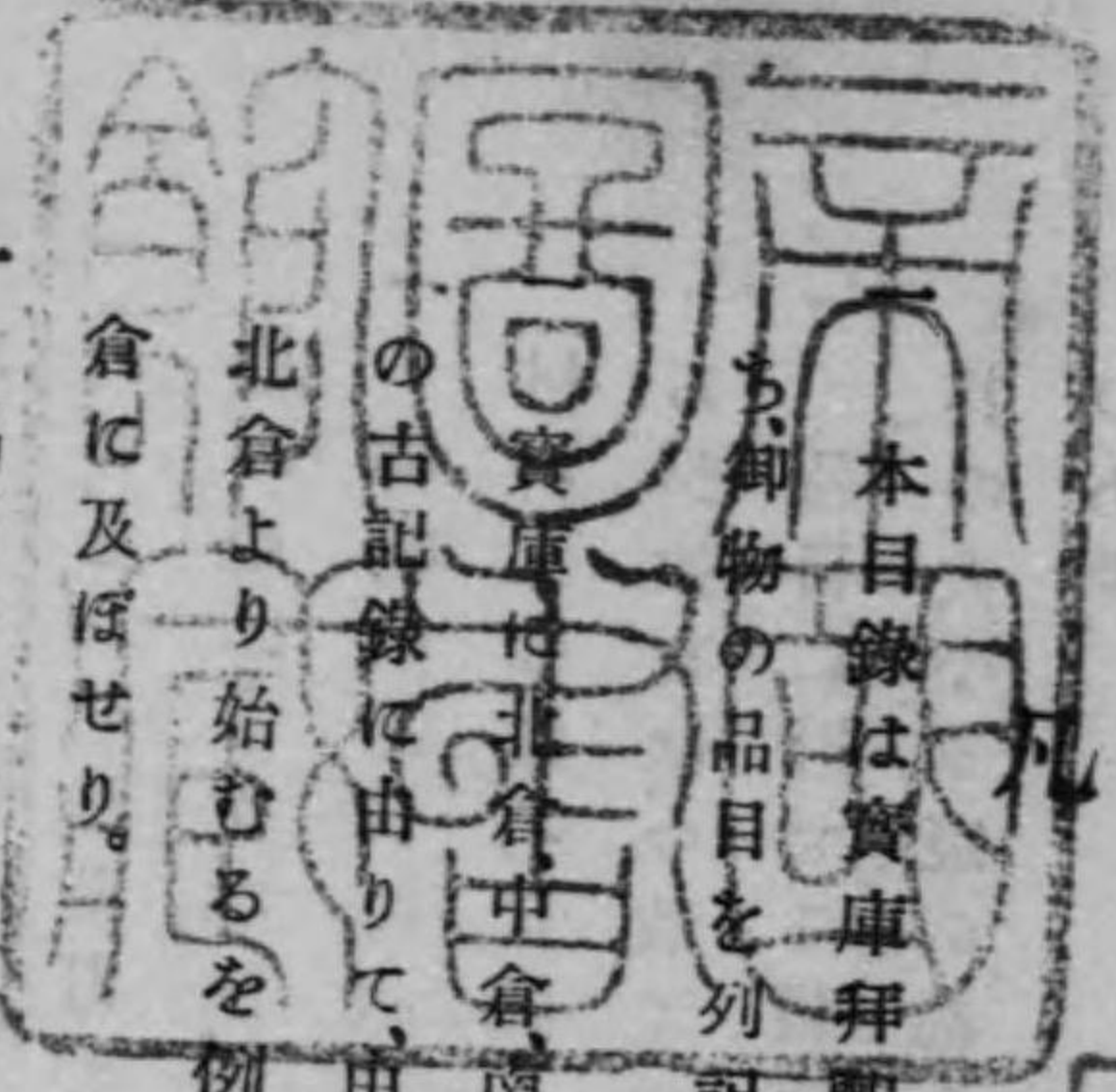
歸去來三界擾、不可居會是歸依真。心掃意遊太虛莫謂無心同木石寂寥之外仍
多娛譬如日月無心照冥靈虛應先自舒慵求
外行次第實不及身中無價珠。語、其兵
語、不思萬慮同一如釵鏹環劍名雖別格言今
體無異殊但言空宗無二行勿學二乘矣專憑
道不見微細隱違阿練師邀身出果實稱奇發
松食相支軀命端心靜慮守成儀從形信命隨
長居樂以無慮懼安危遠坐長林、遊沖

709
K649
⑦

正倉院御物棚別目録



本目録は寶庫拜觀者の爲めに、大正十三年十一月現在を以て、各棚箱、棚外に別
も御物の品目を列記す。



寶庫は北倉中倉南倉の區劃あり、其の内北倉は天平當時の獻物帳又は其の後
の古記録に由りて、由緒明かなるものを納むるを旨とせり、随つて拜觀の順序
北倉より始むるを例とすれば、本目録の序次も亦北倉をはじめとし、順次中倉南
倉に及ぼせり。

一 品目の名稱は、概ね獻物帳以來襲用の稱呼に従へり、稀には品名に相當せざる
凡 例



現品を充てたりと認めらるゝものあり、又中には名稱を改むるを可とするものあり、それぞれ改訂の手續を了するまで姑く舊稱に依ることゝせり。品名其の他に用ふる文字は、大抵現時通用の字に改めたり。

一 御物の品目に次ぎて、略解を附せるもの尠からず、御物の山緒出入、用途、製作の材料又は技巧に關して、拜觀者の便に資せんとするに止まる、博く考へ詳に叙するが如きは、今敢てせず。

一 品目に冠せる横書きの數字は、現品題箋の番號なり、然れども、一棚中の物品は、其の大小長短の都合によりて、必ずしも番號の次序に拘はらずして排列せるものあり。

一 品目の下に、(某第何號)とあるは、掛員事務用の番號なり、局外者は看過せらるべし。

一 寶庫御物は、本目錄登載の外、古櫃に納めあるもの、及び一時假倉に藏せるもの尙少からず、場所の都合又は整理の關係にて拜觀を許されざるを遺憾とす。

一 本目錄中、御物の出入等に關し、引據せる獻物帳以下の古記録に就ては、北倉御物⁽¹³⁶⁾乃至⁽¹⁵¹⁾に其の略解を附せり。

一 本目錄の起稿に當り、寶庫封鎖中なるを以て、現品と對照して校訂することを得ず、粗漏訛誤は他日の是正を期す。

一 本目錄記事との對照に資する爲め、冊末に關係事件の略年表を附せり。

大正十四年十月

帝室博物館

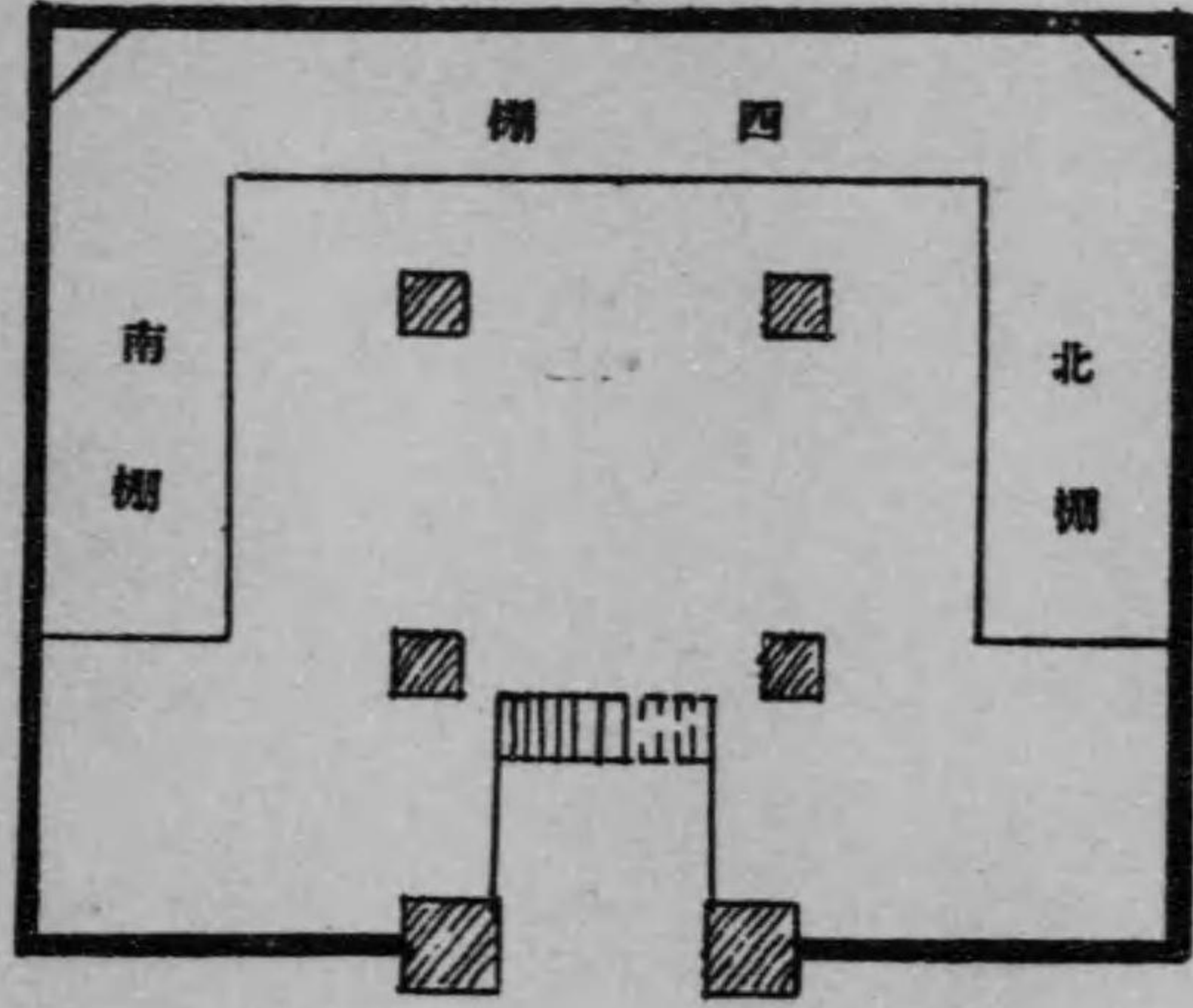
北

倉

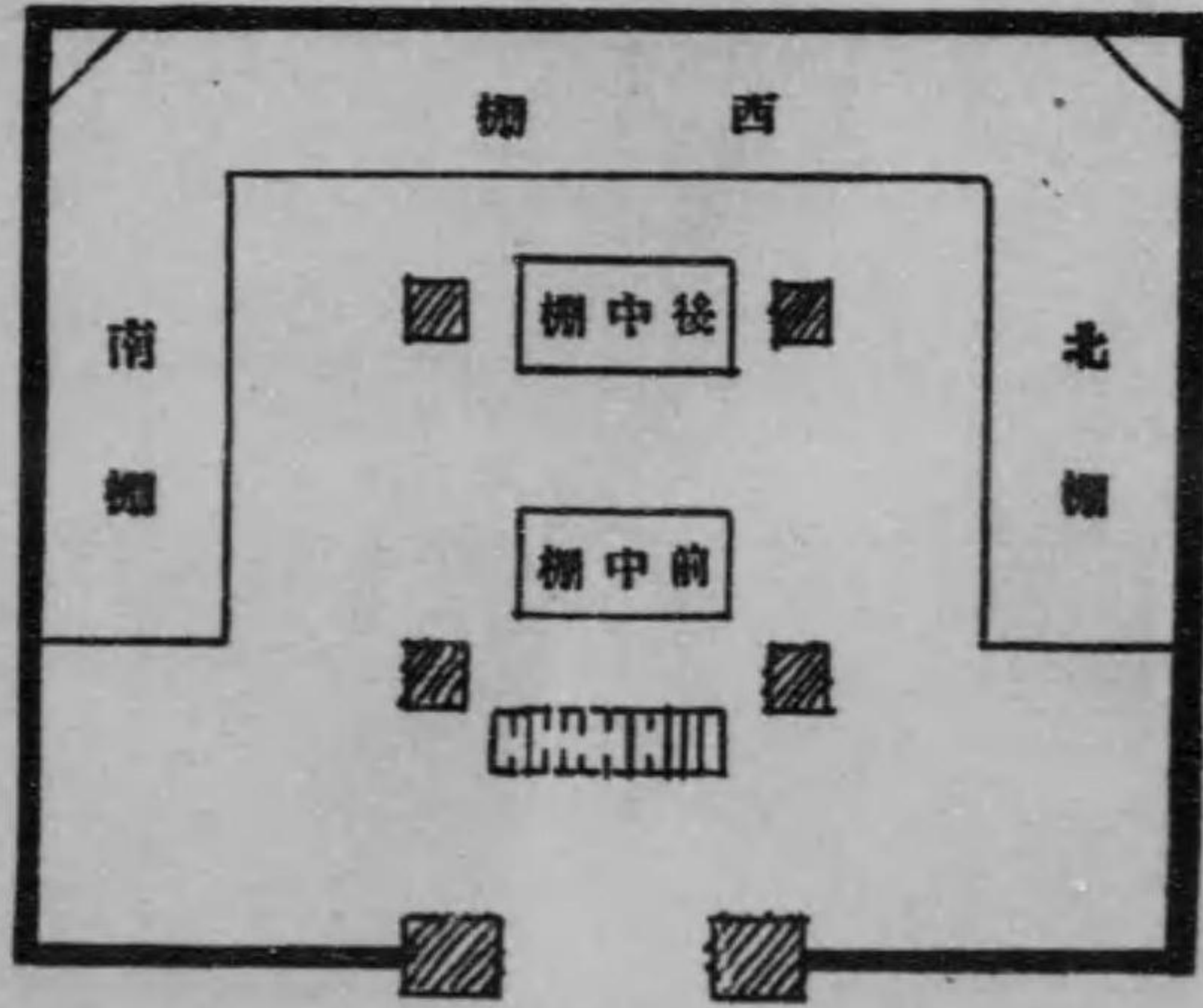
北
倉

北
倉

上階倉北



下階倉北



北倉階下前中棚

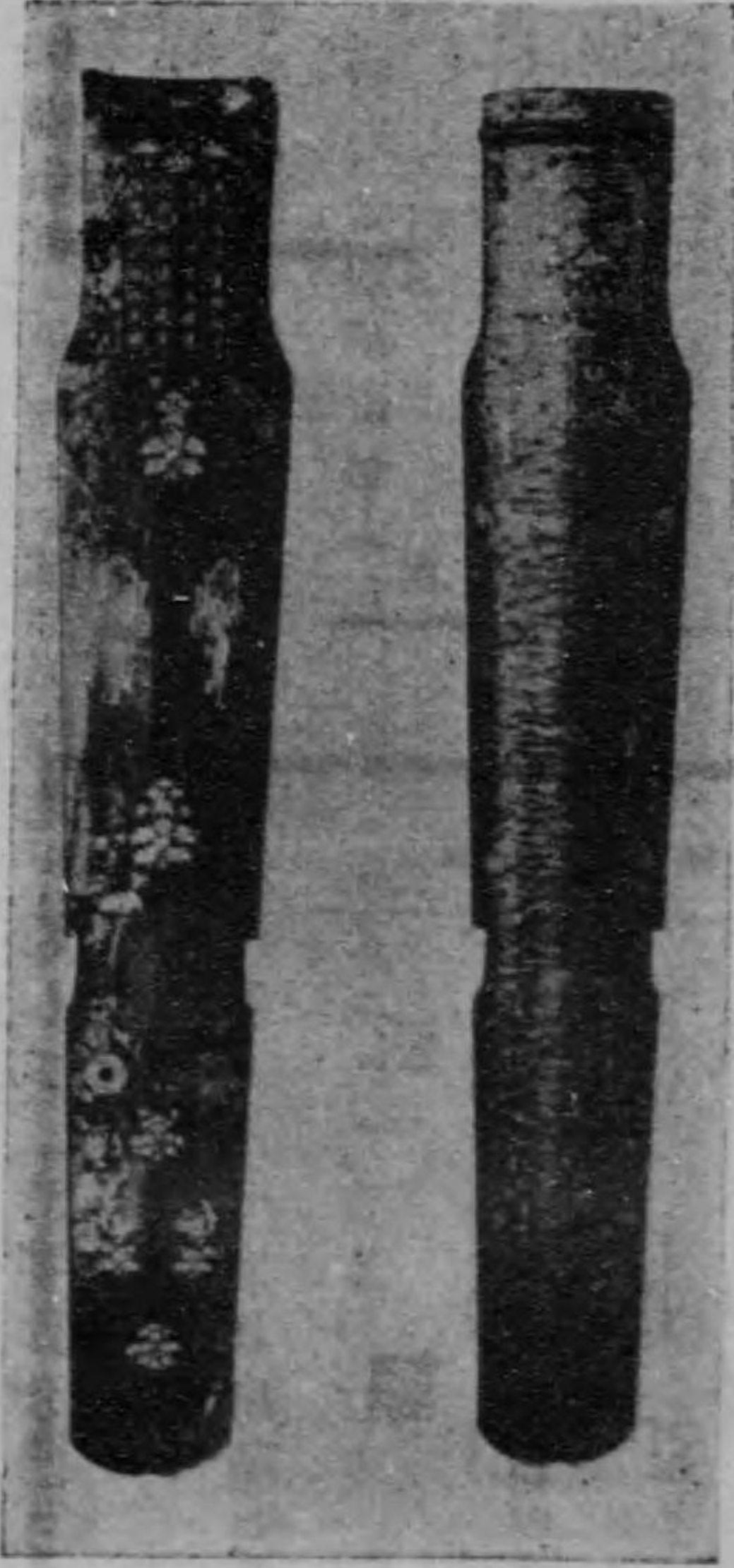
(1) 金銀平文琴

一張

(北第二六號)

金銀平文は、金銀の薄板を載りて花文を作り、之を漆地に塗込みたるものなり、琴の背に銘あり、云はく「琴之在音盤濂邪心、雖有正性、其感亦深」

北倉階下



琴文平銀金

存雅却鄭 浮修是禁 條暢和正 樂而不淫』又腹内に題して、『清琴作兮□日月
幽人間兮□□□』『乙亥之年季春造』とあり。

記録を按ずるに、猷物帳所載の銀平文琴一張は、弘仁五年十月十九日出藏し、後
弘仁八年五月十七日、本號の金銀平文琴を以て、換へ納められたるものなり。

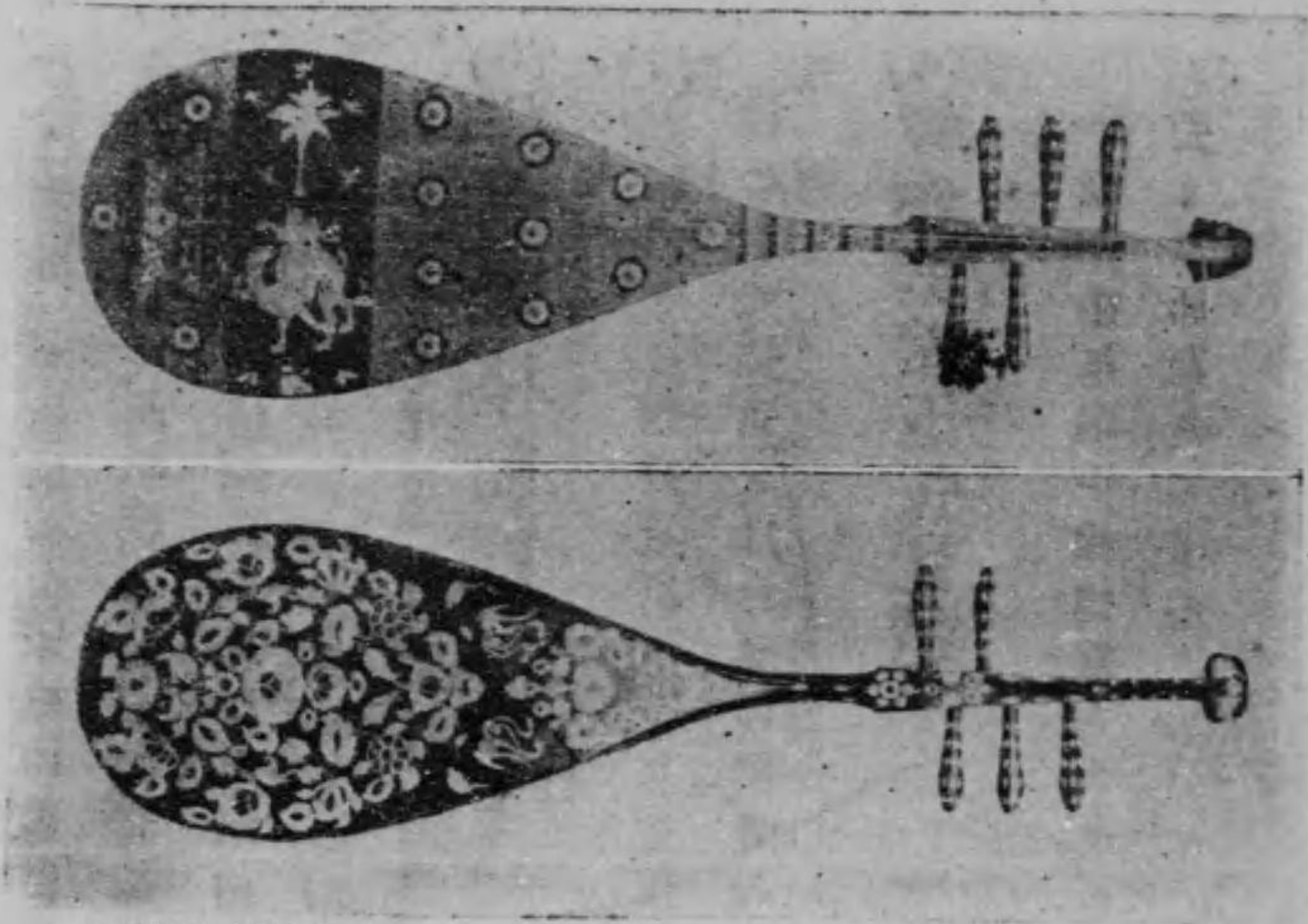
(2) 銀平脱合子

一合

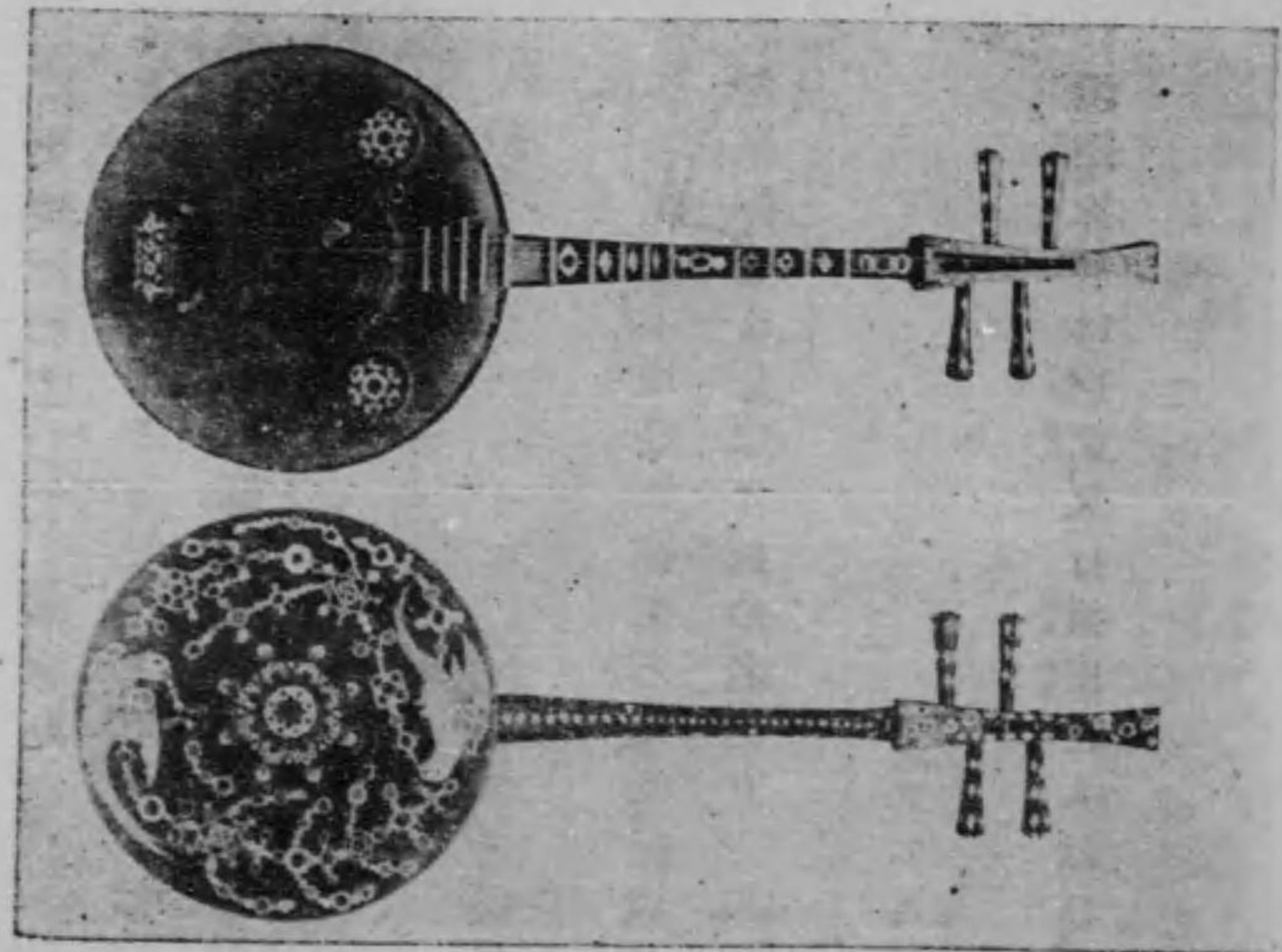
(北第一五四號)

- 附 白絃 木箋『琴絃、白』
- 斑絃 木箋『琴絃、斑』
- 大小絃 木箋『中絃五、小絃五』
- 箏絃 木箋『箏絃』

平脱は仕法平文と同じくして、唯花文を漆地より稍高く脱出せしめたるもの
を云ふが如し、合子は蓋ある器にして、挽物又は革等にて作る。絃は皆殘絃なり、



銀銅紫檀五絃琵琶



銀銅紫院

北倉、階下

三

今様の合子に納めて、本器の傍に置く。

按ずるに、獻物帳に、前記の諸絃を銀平脱の梳箱しきばこに盛ると見ゆ、されば或は曰ふ、本號の合子はもと梳箱なるが如しと、或は曰ふ、されど本器は梳箱ならざるが如しと。

(3) 螺鈿紫檀阮咸

一面

(北第三〇號)

螺鈿とは、螺殼を以て花文を作り、之を漆地又は木地等に嵌するなり、阮咸は樂器にして、琵琶又は月琴の屬、晋の阮咸之を創作せるを以て、此の名ありと云ふ。

(4) 螺鈿紫檀五弦琵琶

一面

(北第二九號)

獻物張に龜甲鈿捍撥かんせんとくとあり。龜甲は瑤瑁捍撥たうたうせんとくは撥面又は撥皮とも云ひ、撥を受くる所なり。

(5) 彫石横笛

一口

(北第三三號)

(6) 彫石尺八

一口

(北第三四號)

右二品、蔓草文を浮彫うきぼりにす、但尺八折損せり。

(7) 御杖刀

二口

(北第三九號)

御杖刀 甲號 一口 獻物帳に「双長一尺九寸、鋒者偏双、鮫皮把、金銀線押縫、以牙作頭、以漆塗鞘、以鐵裹鞘尾、銀鏤其上、長四尺六分」云々とあり。偏双は片双、把は櫛押縫は金銀の條もて鮫皮の合はせ目を押縫おしぬいひたるをいふ、頭は櫛頭、鞘尾はこじり、鐵を以てこれを裹み、其の上に銀の花文を鏤くはめたるなり。

御杖刀 乙號 一口

獻物帳に「双長二尺一寸六分、鋒者偏双、

北倉階下

六
金鏤三星雲形、紫檀樺纏、眼及把並用銀、紫組懸、吳竹鞘樺纏、長五尺三寸四分云々
とあり。金鏤星雲は、刀身の両面に、金象嵌もて雲形と星斗とを現はせるなり、紫
檀樺纏は、紫檀を樺櫻の皮もて纏きたる把をいふ、眼は刀の莖の眼貫孔、紫組懸は、
紫色の組紐の懸、懸は、眼貫孔に貫く腕貫紐なり、吳竹鞘は、管竹の鞘、樺櫻の皮にて
纏けるなり、鞘は今補修せり。

(8) 細長櫃 二合

(北第一七九號)

御大刀御杖刀の古櫃。

(9) 檜和琴殘闕 二張

(北第一八一號)

(10) 棚厨子 二脚

(北第一七四號)

以上二品は、獻物帳に載せざれども、弘仁二年勸物使の解に之を載せたり、今棚

厨子二脚の内、一脚は前中棚の中に、一脚は別に後中棚の中に置く。

北倉階下北棚

(11) 木畫紫檀棊局 一具

(北第三六號)

木畫は、色彩の異なる、牙角竹木等の材を組合はせて、花文を作るものにて、今の
寄木及び木象嵌の類なり。

棊局は棊盤なり、紫檀にて棊盤を作り、木畫にて之を裝飾せるなり。獻物帳に
『牙界花形眼、牙床脚、局兩邊着環、局内藏納棊子、龜形器』とあり、牙界は象牙の

北倉階下

七

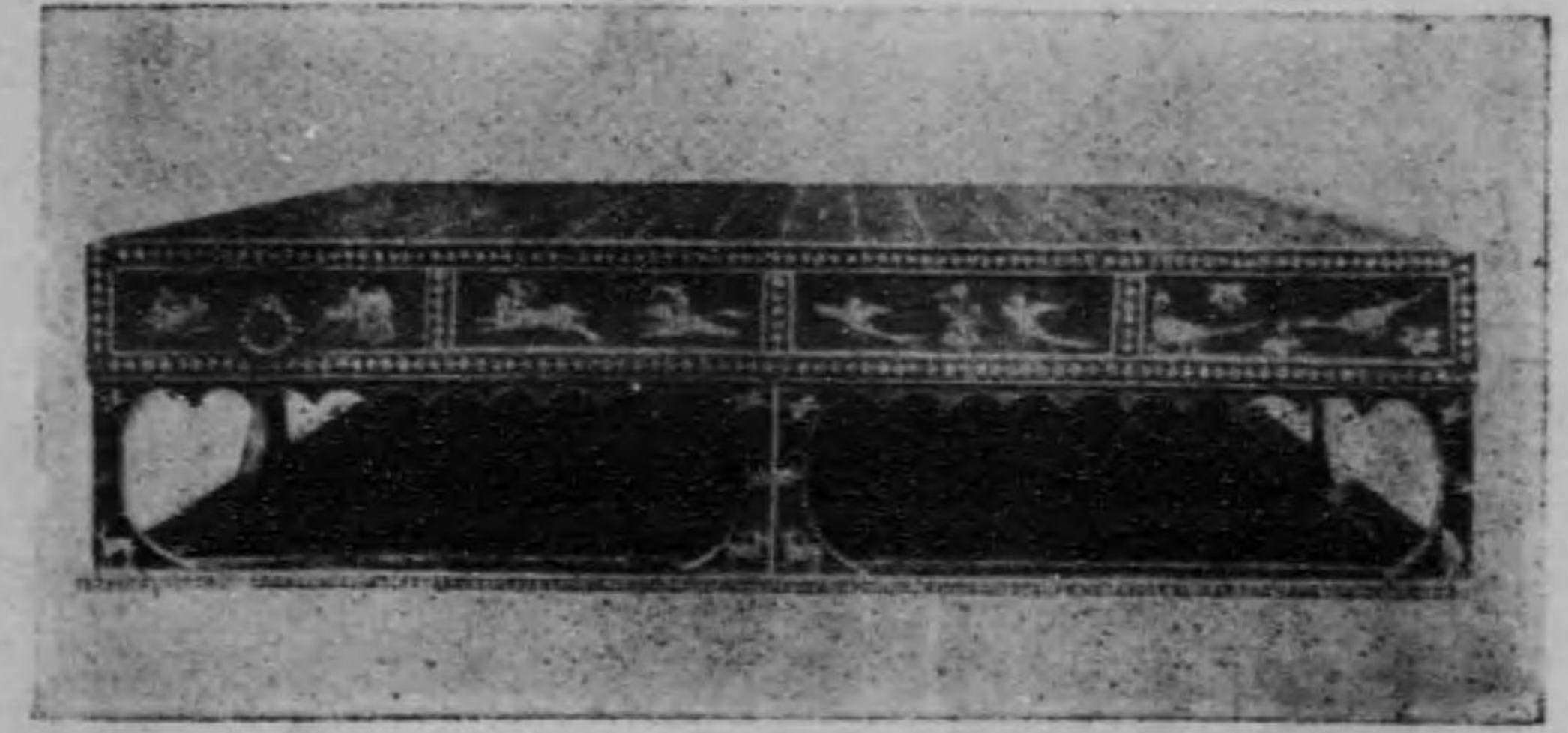
界線なり、花形眼は花形の眼、牙床脚は象牙にて、碁盤の床脚の縁を飾れるをいふ、局の兩邊に抽斗あり、環を着く、一方を引けば他の一方も自ら開く、其の中に龜形の器を藏す、碁子を納むるなり。

碁局 龜 一合 碁局を納むる龜なり、全面龜甲形に瑠瑁を張り、鹿角を界とし、瑠瑁の下、龜甲交互に、金箔銀箔を貼せり。

(12) 木畫紫檀雙六局 一具 (北第三七號)

雙六盤なり、其の床脚を、獻物帳には牙の床脚とあり、今黃楊木を以てせるは新補なり。

雙六局 龜 一合 雙六盤の容器なり、獻物帳に、蓮條の龜とあるは是なり、蓮條は竹の網代



木畫紫檀碁局

細工なり。

(13) 漆胡瓶 一



北倉階下

獻物帳に「銀平脱花鳥形、銀細鏤連三繫鳥頭蓋」とあり、籃胎黒漆にて、籠地に布を張り、其の上に漆を塗りて、平脱の技を施したるものなり、瓶の注口に鳥頭の蓋を具し、細き銀の鏤もて、之を把手の下部に繫ぎたるなり。

(北第四三號)

(14) 銀平脱合子

四合

(北第二五號)

10

各合に碁子を納む、平脱剝落せるを今修補せり。

紅牙撥鏤碁子

百三十二枚

紺牙撥鏤碁子

百二十枚

白碁子

百四十五枚

黒碁子

百十九枚

紅牙紺牙は、いづれも象牙を染めて造れるなり、撥鏤とは撥除して鏤るといふ義なり。

(15) 禮服御冠殘闕

(北第一五七號)

本號は、獻物帳之を載せず、延暦十二年の曝涼使の解、弘仁二年勘物使の解及び

齊衡の古文書なるべき、禮冠禮服目録に之を載す。此の御冠を納めたる古櫃二合、寶庫に現存し、其の附牌に「一具太上天皇聖武」一具皇太后(光明)天平勝實四年四月九日」とあり、此の日恰も大佛開眼の日に當る。今其の殘缺なる髻華、珠玉、金銀の金具、漆紗、及び古櫃の附牌等を類集して、新造の重箱五層に分納せり。

赤漆八角小櫃 一合

禮冠禮服目録に依れば、聖武天皇の御冠の櫃なり、

赤漆六角小櫃 一合

櫃中に冠架一基を納む。
光明皇太后の御冠の櫃なり、亦櫃中に冠架一基を納む。

漆冠筒 二合

(16) 青斑鎮石

十挺

(北第一五五號)

青斑は青色にして、黒斑ある石なり、赤漆小櫃に納む、櫃に小牌を着く、「第卅小

北倉階下

一一

櫃とあり。

(17) 御屏風 四十扇

二三

(北第四四號)



鳥毛立女屏風

天平勝寶八歲六月廿一日、施入せられたる御屏風は、一百疊にして、三十二疊は弘仁五年九月十七日出藏せられたること、記録に載せられたれば、尙六十八疊は寶庫に残存せる筈なれども、星霜の久しき、過半は皆裝潢剝落して、單に骨のみを存し、舊態を窺ふべから

ず、今稍完きもの、纔に四十扇を餘すのみ、爰に掲ぐるもの即ち是なり、其の目左の如し。

鳥毛立女屏風 六扇

鳥毛を貼したるもの、今剝落して其の下繪を存するのみ。

山水夾緞屏風 四扇

麟鹿草木夾緞屏風 一扇

鳥木石夾緞屏風 六扇

古人鳥夾緞屏風 一扇

鳥草夾緞屏風 六扇

けふけちは、今の板縮の染方なり、二枚の薄板に花文を彫り抜き、其の板にて繪を挟みて染む、上記山水、又は麟鹿と草木、又は鳥と木石等、皆此の夾緞の染法にて畫文を染め出したるなり。

龍緞屏風 四扇

北倉階下



風屏緜蕨

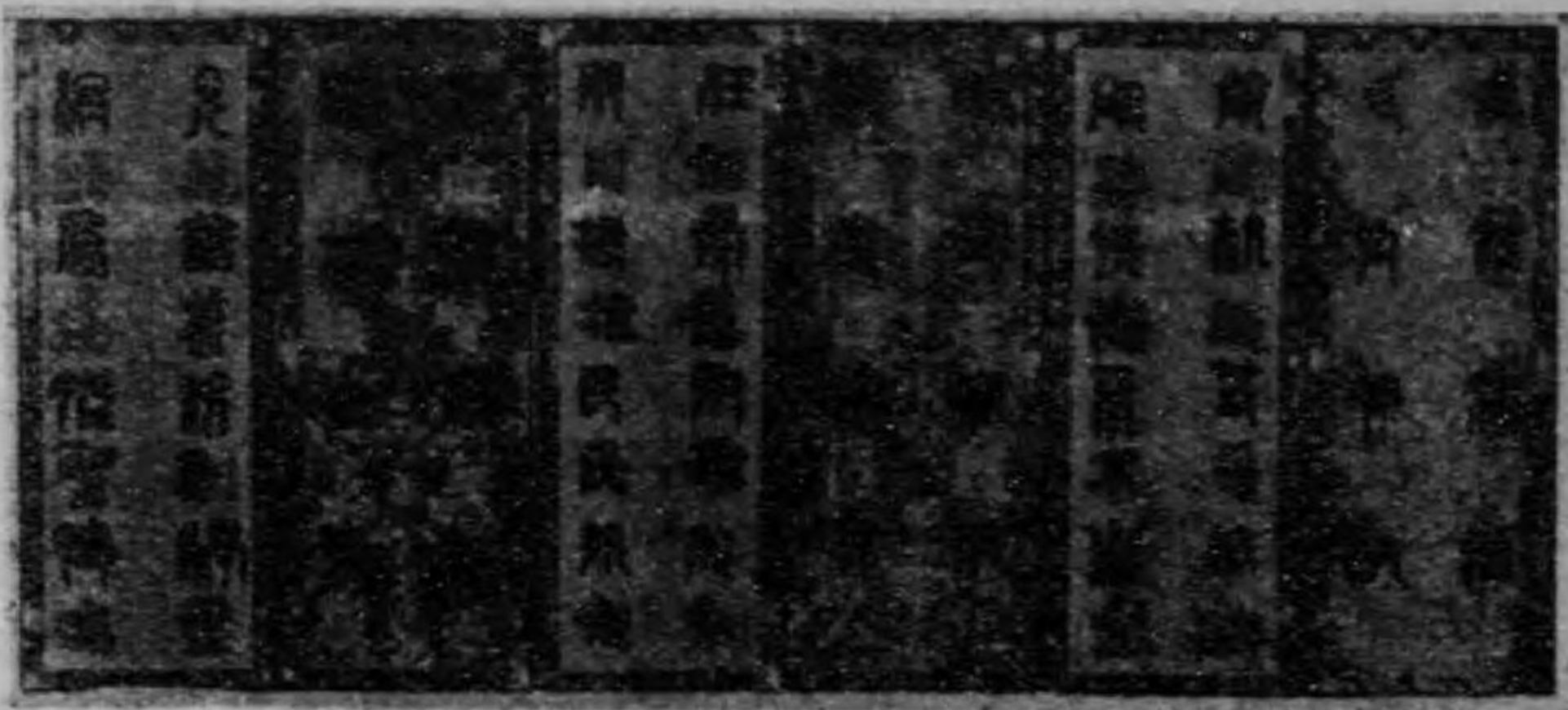
蕨緜は、緜羅等に腹を以て花文を作り、染めて後腹を脱し、花文を現はす、所謂臘形染なり。

鳥毛帖成文書屏風 六扇

鳥毛を押し伏せて、文字を成せるなり、其の文左の如し、但今の裝潢が猷物帳の記載と合はざるは、天保年間修理を加へたるに由る。

種好田良 易以得穀 君賢臣忠 易以垂豊 酒辭之語 多悅會情 正直之言
 倒心逆耳 正直爲心 神明所祐 禍福無門 唯人所召 父母不愛 不孝之子
 明君不納 不益之臣 清貧長樂 濁富恒憂 孝當竭力 忠則盡命 君臣不信
 國政不安 父子不信 家道不睦

鳥毛篆書屏風 六扇



鳥毛篆書屏風

鳥毛にて、篆書を作る、其の文左の如し、此の裝潢亦天保の修理にかゝる。

主無獨治 臣有發明 箴規苟納 咎悔不生
 明王致化 務在得人 任恩政亂 用百民親
 近賢無過 親佞多惑 見善則遷 終爲聖德

附

屏風帖 七 束 帖は屏風の縁なり、染木畫の帖三束と、假斑竹の帖四束とあり、染木畫は蘇芳等にて木を染め、其の上に花文を畫きたるもの、假斑竹は、竹又は木を斑竹に擬へ作れるもの、本號の帖三束は、木の假斑竹なり。

屏風骨 四 枚 いづれも帖を闕けり、次號の措布袋に納む。

(18) 措布屏風袋

三口

(北第四五號)

措布は、布地に摺模様を出したるものなり。

一口 文に云はく『東大寺 屏風袋 天平勝寶五年三月廿九日』、『綠地馬木形』、『綠地馬從人形』。

一口 文に云はく『東大寺 屏風袋 天平勝寶五年三月廿九日』、『白椽地木鳥口馬形』、裏に『矢田部昨萬呂』。

一口 文に云はく『綠地口木形 高五尺 天平勝寶五年三月廿九日』、裏に『占部馬麻呂』。

右一口上野國の庸布を以て之を作る、文に云はく『上野國佐位郡佐位郷戸主施前部黑麻呂庸布壹段長二丈八尺廣二尺四寸天平感寶元年八月』、國司郡司署名、國印を捺せり。

(19) 榻

脚

几

六脚

(北第一七六號)

今前掲の碁局、雙六局を載せあるもの、其の他各所に使用せるもの是なり。

北倉階下西棚

(20) 銀

薰爐

一合

(北第一五三號)

銀製鞠形の香爐にて、半より二つに割れ開く、内に廻轉自在の鐵爐を装しあり、香を其の中に焚きて袈裟衣服に薰する具なり、身闕け蓋存す、新に身を補へり。

北倉階下

(21) 人勝殘闕雜張

(北第一五六號)

人勝は、荆楚歲時記に「人日剪綵爲花勝」以相遺、或鑲金薄爲人勝」とあり、即ち採箋を剪りて、人物花卉の形を作り、贈り物として交換したるものと見ゆ、蓋佳辰の瑞を祝するなり。齊衡三年の雜財物實錄に「人勝二枚、一枚有金薄字十六、一枚押彩繪女形等、緣邊有金薄裁物、納斑蘭箱一合、天平寶字元年潤八月廿四日獻物」とあり。金箔押しの黃羅の上に銘あり、「令節佳辰 福慶惟新 變和萬載 壽保千春」、變は蓋變の誤なるべし。

藥 品 二十四種
藥 袋 類 四十二口之内

按ずるに獻物帳所載の藥品は六十種なれども、現に存するものにして、其の名

稱の之一致するもの、又藥袋等に記せる名稱の獻物帳記載に該當するもの左の如し。

(30)	(29)	(28)	(27)	(26)	(25)	(24)	(23)	(22)
奄	阿	同	寒	同	畢	小	蕤	犀
麻	麻		水				核	角
羅	勒		石				袋	器
袋	袋	袋	袋	袋	撥	草	一	一
一	一	一	一	一			口	口
口	口	口		口				

北倉階下

(北第五〇號)
(北第五一號)
(北第五二號)
(北第五三號)
(北第五四號)
(北第五五號)
(北第五六號)
(北第五七號)
(北第五八號)

(52)	(51)	(50)	(49)	(48)	(47)	(46)	(45)	(44)	(43)	(42)
同	鍾	同	赤	青	鬼	同	雷	似	同	五
	乳		石	石	白			龍		色
	床	袋	脂	袋	袋	袋	丸	骨	袋	龍
								石		齒
								袋		
								一		一
								口		個

北倉階下

(北第八〇號)
 (北第七九號)
 (北第七八號)
 (北第七七號)
 (北第七六號)
 (北第七五號)
 (北第七四號)
 (北第七三號)
 (北第七二號)
 (北第七一號)
 (北第七〇號)

(41)	(40)	(39)	(38)	(37)	(36)	(35)	(34)	(33)	(32)	(31)
龍	同	白	五	同	龍	同	太	禹	理	青
		龍	色				一	餘	石	箱
		骨	龍				禹	糧		草
		袋	骨				餘	袋	袋	袋
			袋				糧			
							糧			
							片			

(北第六九號)
 (北第六八號)
 (北第六七號)
 (北第六六號)
 (北第六五號)
 (北第六四號)
 (北第六三號)
 (北第六二號)
 (北六一號)
 (北六〇號)
 (北五九號)

(53) 同

裏 一條

(北第八一號)

三三

右裏の布の文に云はく、『常陸國信太郡大野郷戸主生部衣麻呂調布登端 專
當國司史生正八位上志貴連秋島 郡司擬主政无位物部大川』國印を捺せり。

(54) 巴

豆

(北第八二號)

(55) 無

食子

(北第八三號)

(56) 厚

朴 二束

(北第八四號)

(57) 同

袋 一口

(北第八五號)

(58) 遠

志 二束又一裏

(北第八六號)

(59) 同

袋 一口

(北第八七號)

(60) 桂

心 大五束

(北第八八號)

(61) 同

小一束又三裏

(北第八九號)

(62) 同

袋 一口

(北第九〇號)

(63) 光

花 六裏之内

(北第九一號)

(64) 同

袋 七口之内

(北第九二號)

(65) 人

參 四口之内

(北第九三號)

(66) 同

袋 四口之内

(北第九四號)

一口に文あり、云はく、『常陸國鹿島郡高家郷戸主占部手子戸占部鳥麿調曝布
登端 專當國司史生正八位上志貴連秋島 郡司擬少領无位中臣鹿島連浪足
天平勝寶四年十月』國印を捺せり。

(67) 大

黄

(北九五號)

(68) 同

袋 二口

(北九六號)

(69) 朧

密 三十連又二裏之内

(北九七號)

北倉階下

三三

(76) 戎 (75) 雲 (74) 胡 (73) 芒 (72) 同 (71) 甘 (70) 同

鹽 母 桃
 壺 粉 律 消 農 草 袋
 一 一 一 一 一 一 一
 口 口 口 口 口 口 口

藥 袋 類 品
 二十二種
 六十二口之内

藥品の名稱、藥袋等に記せる名稱にして、獻物帳に載せざるもの左の如し、今前件諸號に因みて、こゝに併せ置く。

(北第九八號)
 (北第九九號)
 (北第一〇〇號)
 (北第一〇一號)
 (北第一〇二號)
 (北第一〇三號)
 (北第一〇四號)

二四

(87) 琥 (86) 麝 (85) 滑 (84) 白 (83) 雄 (82) 檜 (81) 槻 (80) 黑 (79) 藥 (78) 藥 (77) 治

葛 壺 一 口
 藥 壺 五 口 之 内
 黑 漆 槻 藥 合 子 一 合
 檜 藥 合 子 十 七 合 之 内
 檜 藥 合 子 十 合 之 内
 雄 黃 一 塊
 白 石 一 塊
 滑 石 一 塊
 麝 香 一 枚
 琥 碧 一 裹

北倉階下

(北第一〇五號)
 (北第一〇六號)
 (北第一〇七號)
 (北第一〇八號)
 (北第一〇九號)
 (北第一一〇號)
 (北第一一一號)
 (北第一一二號)
 (北第一一三號)
 (北第一一四號)
 (北第一一五號)

二五

(109)	(108)	(107)	(106)	(105)	(104)	(103)	(102)	(101)	(100)	(99)
淺	合	藥	礦	草	獸	白	紫	沈	錫	烏
香	香		石	根		色	色	香	藥	藥
袋	袋	塵	數	木	膽	粉	粉	及	壺	之
一	一	一	一	實	一	一	一	雜	三	屬
口	口	表	表	數	表	袋	表	塵	口	一
				種						表

北倉階下

(北第一二七號)
 (北第一二八號)
 (北第一二九號)
 (北第一三〇號)
 (北第一三一號)
 (北第一三二號)
 (北第一三三號)
 (北第一三四號)
 (北第一三五號)
 (北第一三六號)
 (北第一三七號)

(98)	(97)	(96)	(95)	(94)	(93)	(92)	(91)	(90)	(89)	(88)
同	薰	沒	紫	竹	蘇	同	丁	木	同	青
		食		節						木
		子		人						
		之								
袋	陸	屬	鉚	參	芳	倍	香	香	袋	香
一		一	一	一	三	一	一	一	一	一
口		表	表	表	束	口	表	口		

(北第一一六號)
 (北第一一七號)
 (北第一一八號)
 (北第一一九號)
 (北第一二〇號)
 (北第一二一號)
 (北第一二二號)
 (北第一二三號)
 (北第一二四號)
 (北第一二五號)
 (北第一二六號)

(120) (119) (118) (117) (116) (115) (114) (113) (112) (111) (110)

丹	丹	布	藥	藥	藥	胡	金	金	安	沈
				袋		粉	青	石	息	香
				殘				陵	香	
袋		袋	袋	關	袋	袋	袋	袋	袋	袋
八口之内	百二十六袋之内	一口	一口	一袋	四口之内	二口	一口	一口	一口	一口

(北第一三八號)
 (北第一三九號)
 (北第一四〇號)
 (北第一四一號)
 (北第一四二號)
 (北第一四三號)
 (北第一四四號)
 (北第一四五號)
 (北第一四六號)
 (北第一四七號)
 (北第一四八號)

(121) 繡線鞋 四兩

(北第一五二號)

繡鞋は一種の履の名なり、和名抄に「千開乃久都、施綫兼用、男女通着」とあり。

(122) 白石鎮子 八箇

(北第二四號)

四神十二支を八箇の石面に配して半肉に刻し、其の裏面に墨書あり、青龍朱雀には「須彼天馬」、玄武白虎には「阿斯大无沙」、子丑には「須彼大馬□□」、辰巳には「秦司」、午未には「山伐□鳥」、戌亥には「山伐山伐」とあり。

北倉階下



白石鎮子

按ずるに、獻物帳に白石鎮子十六箇を載せたれども、雜物出入帳に依るに、其の十六箇は弘仁五年九月十七日出藏沽却せられ、且其の圖樣も異なれば、本號のものとは全く獻物帳以外のものと見ざるべからず、今舊に仍り姑くこゝに置けり。又按ずるに、此の石材裏面粗造にして、鎮子とも見受け難し、或は腰張等に用ひたるものにはあらざるか、疑を存す。

(123) 漆皮箱 一合

(北第一四七號)

題箋に「納鍊金」とあり、鍊金は精鍊したる金なり、沙金に對して云ふ。

本倉階上北棚中の文書に沙金請文あり、今此の題箋と併せ見れば、當時御庫に沙金をも鍊金をも藏し置かれたること明なり。

(124) 赤漆小櫃 一合

(北第一八〇號)

鏤子を着く、但身は新造品。

北倉階下 南棚

(125) 御甲殘闕

(北第四〇號)

挂甲かひよろひの殘破にして、鐵小札てつせうさの章あざの横縫よこぬいいさゝか存して連續せるものあり、又白しろき貫緒くわんじゆ、或は淡紫の貫緒ありて、往々存せり、これ獻物帳に線組貫といへるものなり。

按ずるに、獻物帳に御甲一百領、短甲十具、挂甲九十具を載せ、而して出入帳には、天平寶字八年九月十一日、惠美押勝の亂の時、勅に依りて、此の一百領悉く出藏せられたる様記載しあれども、延曆曝涼使の解かには、前記出藏の數を九十九領、短甲

北倉階下

十具挂甲八十九具と記したれば、天平寶字の時實際出藏せられたるは九十九領なるべく、随つて現存の一領は、残りの挂甲一具なるを推すべし。

(126) 白練綾大枕 一枚

(北第四六號)

白地練綾の枕なり。獻物帳に本文の如く記載すれども、弘仁二年の勸物使の解には大軾とあり、又獻物帳に夾縹羅帶三條を着くとあれども、今は帯を存せず。

(127) 御軾 二枚

(北第四七號)

枕形の御脇懸なり、一枚は紫地鳳形の錦、一枚は長斑錦、いづれも破綻せるを修理せり。

(128) 卍二足几 一脚

(北第一七七號)

此の几は獻物帳之を載せず、今長斑錦御軾を其の上に置く。

(129) 紫檀木畫挾軾 一枚

(北第四八號)

挾軾は脇息にて脇懸なり。獻物帳に白羅の褥を着くとあり、褥は御軾の上に敷くものなり。白羅剝落し、今白綾にて布心を裏めり。

(130) 全 淺 香 一材

(北第四一號)

香木なり、古書に水中に置きて沈むものを沈香と云ひ、浮ばず沈まず水と平なるものを淺香と云ふと見ゆ。牙牌を具す、文に『仁王會獻盧舍那佛淺香一材天平勝寶五年歲次癸巳三月廿九日』とあり。雜物出入帳に、弘仁十三年三月廿六日淺香八斤四兩小出藏の事見ゆ。今截片を添ふ。斤兩の説明に就いては、後文(14)の條を見よ。

北倉階下 後中棚

一三四

(131) 新羅琴 二張 (北第三五號)

獻物帳に金鏤新羅琴二張を載す、而して弘仁十四年二月十九日之を出藏し、同年四月十四日他の新羅琴二張を以て換へ納めたること、雜物出入帳に見ゆ、爰に掲ぐる所の二張、即ち其の換へ納められたる所のものにて、内一張は截金の模様を存す。絃十二條を附するは、殘絃によりて、模造せるものなり。

(132) 吳竹笙 一口 (北第三一號)

(133) 吳竹筥 一口 (北第三二號)

吳竹は竹竹の一種なり、笙は象の筒、筥は笙の類にして形長し、獻物帳笙竹の注



脚に漆膳壺とあり、膳は吹口にして、壺は管を受くる壺共に漆塗なり。

(134) 螺鈿紫檀琵琶 一面 (北第二七號)

(135) 紅牙撥鏤撥 一枚 (北第二八號)

表裏に花鳥模様を鏤刻せり。弘仁二年勸物使の解に、此の撥を前記御琵琶の附屬とせり。

(136) 天平勝寶八歳六月廿一日獻物帳

二卷

(北第一五八號)

國家珍寶帳 一卷

卷首に「爲太上天皇拾國家珍寶等入東大寺願文」とあり、緑紙の標、白檀の軸、白麻紙卷中に天皇御璽四百八十九を鈐し、卷末に藤原仲麻呂、同永手、巨萬福信加茂角足、葛木戸主の運署あり。天平勝寶八歳六月二十一日太上天皇聖武七々の御忌に當り、皇太后光明御製の願文に、珍寶の品目數量を具し、盧舍那佛に獻じたまひしものなり。

種々藥帳 一卷

卷首に、「奉盧舍那佛種々藥帳」とあり、褐色紙の標、白檀の軸、白麻紙天皇御璽

四十三を鈐、卷末の連署前に同じ。

(137) 天平勝寶八歳七月廿六日獻物帳

二卷

(北第一五九號)

本帳は一に屏風花氈帳と云ふ、歐陽詢眞蹟屏風、臨書王羲之諸帖屏風及び花氈等の獻物帳なるを以てなり、天皇御璽十八を鈐し、藤原仲麻呂以下連署あり。前記の歐陽詢眞蹟屏風及び臨書王羲之諸帖屏風今皆存せず、按ずるに、歐陽詢眞蹟屏風十二扇は、延暦六年曝涼帳に載せられたれども、同十二年の曝涼帳にはまた見えず、蓋其の間に於て出藏せられたるものなるべく、又臨書王羲之諸帖屏風十二扇は、弘仁五年九月十七日出藏活却のこと、雜物出入帳に見ゆ。

(138) 天平寶字二年六月一日獻物帳

一卷

(北第一六〇號)

本帳は一に大小王眞蹟帳と云ふ、王羲之、王獻之の眞蹟書卷の獻物帳なるを以てなり、天皇御璽十七を鈐し、卷末に「紫微内相從二位兼行中衛大將近江守藤原朝臣」(仲麿)とあり。

前記の書卷は弘仁十一年十月三日出藏沽却のこと、雜物出入帳に見ゆ。

- (139) 天平寶字二年十月一日獻物帳 一卷 (北第一六一號)

本帳は一に藤原公眞蹟屏風帳と云ふ御願文に「右件屏風者是先考正一位太政大臣藤原公不比等眞蹟也、妾之珍財莫過於此、仰以奉獻盧舍那佛」とあればなり、天皇御璽十五を鈐し、藤原惠美朝臣(名缺)巨勢關磨の連署あり。

前記の屏風は弘仁五年九月十七日出藏沽却のこと、雜物出入帳に見ゆ。

- (140) 延暦六年六月廿六日曝涼使解 一卷 (北第一六二號)

解とは諸有司より上官に向つて發送する上申書なり、本帳は延暦六年命を受けて曝涼に従事せし有司の上申書なり、標題に「珍財帳」とあり。

- (141) 延暦十二年六月十一日曝涼使解 一卷 (北第一六三號)

標題に「曝涼目錄」、尾題に「合三通、一通進、内裏、一通在御藏、一通造案收、御倉」とあり。

綱所」とあり。

- (142) 弘仁二年九月廿五日勸物使解 一卷 (北第一六四號)

勸物使は御物檢閱使なり、尾題に「合三通、一通獻、内裏、一通留、綱所、一通收、御倉」とあり。

- (143) 齊衡三年六月廿五日雜財物實錄 一卷 (北第一六五號)

天保中一たび修補し、明治に至り斷簡を集めて之を重修せり、卷末に天保修補の記文あり。

- (144) 禮冠禮服目錄斷簡 一卷 (北第一六六號)

本條禮冠禮服目錄は斷簡なるを以て、其の年時詳ならざれとも、弘仁二年勸物使の解には禮冠禮服の目次存し、齊衡三年の雜財物實錄には其の目次見えざれば、蓋齊衡の雜財物實錄より、雜れたる斷簡ならん。

施藥院請物

桂心壹斤東大寺所送者

右件藥為用所盡既

無院裏今欲買用亦

賣人仍請如件

天平實字三辛青古

葛木之生

道

桂心請文

(145) 雜物出入斷文 一卷

(北第一六八號)

天平勝實四年四月八日より
弘仁五年六月十七日に至る、出
納に關する文書十二張を繼合
せて、合裝したるものなり、往來
(軸木)に題して、『雙倉北繼文』
とあり。

(146) 沙金桂心請文 一卷

(北第一六八號)

請文は物を請求むる書付な
り、一張は造寺司より沙金二千

十六兩の給付を請求むるもの、一張は施藥院より桂心一百斤の給付を請求むるもの、二張を合裝して一卷となせり、各年月の上『宜』の一字大書あるは、蓋御制可の宸記なり。沙金出藏のことは出入帳に之を記して『沙金貳阡壹拾六兩、右依御製奉塗大佛像料下充造寺司、天平勝實九歲正月廿一日』とあり、其の用途以て見るべし。

衡に大斤、大兩、小斤、小兩あり、大斤、大兩はそれぞれ小斤、小兩の三倍、いづれも十六兩を一斤とす。大一斤は約〇・六貳、大一兩は約三七・五瓦に當る。

(147) 出 藏 帳 一卷

(北第一六九號)

天平實字三年(153)赤漆文欄木厨子より出したる物と、御劍の出藏とに係る文書二張を合裝したるものなり、文中良辨慈訓等の自署あり、往來に題して『御劍出』とあり。

(148) 出 入 帳 一卷

(北第一七〇號)

北倉階上

天平勝寶八歳十月三日より天應元年八月十八日に至る、寶庫御物の出入に係る文書十二張と、天應二年二月廿二日及び延暦三年三月廿九日返納に係る文書七片とを合装せるものなり、往來に『天平勝寶八歳始、雙倉北物用帳、東大寺』と題し、開卷又題して『雙倉北雜物出川帳』とあり。

(149) 王羲之書法返納文書

一卷

(北第一七一號)

延暦三年三月廿九日王羲之書法八卷返納に係る文書なり。按ずるに、王羲之書法二十卷は獻物帳載する所にして、天應元年八月十二日悉く之を出藏し、其の内十二卷は同年同月之を返納し、更に延暦三年八卷を返納せられたるものなり。これにて書法二十卷は皆一旦返納せられたる譯なれども、更に弘仁十一年十月出藏三日悉く沽却せられたこと、次號雜物出入帳に見ゆ。

(150) 雜物出入帳

一卷

(北第一七二號)

弘仁二年九月廿四日より天長三年九月一日に至る、寶庫御物の出納に係る文

書十一張を合装したるものなり、往來に題して『雙倉雜物下帳』とあり。

(151) 御物納目散帳

一卷

(北第一七三號)

天平寶字元年閏八月より寛喜三年三月に至る、寶庫御物の納櫃目錄、其の他御物に關する文書十四帳を合装せるものなり。

北倉階と西棚

(152) 赤漆文櫨木御厨子

一口

(北第二號)

此の御厨子、獻物帳に單に厨子壹口と見え、其の注脚に『赤漆文櫨木、古様作、金

北倉階上

銅鈹具』とあり、文欄木は木目に文あるけやき、欄は槻の古字、古様作は古式の作、金銅は銅質鍍金、鈹具は金具なり。又注に「右件厨子は飛鳥淨原宮御宇天皇(天武)傳賜藤原宮御宇太上天皇(持統)天皇傳賜藤原宮御宇大行天皇(文武)天皇傳賜平城宮御宇中太上天皇(元正)天皇七月七日傳賜平城宮御宇後太上天皇(聖武)天皇傳賜今上(孝謙)今上謹獻盧舍那佛」とあり、是によりて觀れば、此の御厨子は天武天皇の御時より傳はりたるものなり。

(153) 御書 三卷

(北第三號)

白葛の御書箱一合を具す。

雜集 一卷

獻物帳に「白麻紙、紫檀軸、紫羅標、綺帶、右平城宮御宇後太上天皇聖武御書」とあり、六朝、隋唐の詩文一百四十餘章を鈔録したまひしものにて、卷尾に「天平三年九月八日寫了」とあり。今古紫紙を以て標せり、帶闕く。



北倉階上

杜家立成一卷

獻物帳に「麻紙、紫檀軸、紫羅標、綺帶」「皇太后御書」とあり、即ち光明皇后の御書にして、往復書牘卅六件(七十二篇)を列載し、書翰文例集とも云ふべきものなり、蓋杜家は編者の姓にして、立成は此の文例を軌範とせば、書牘立どころに成るといふ義ならん、卷尾及各縫背に「積善藤家」の押印あり。今紙を以て標せり、帶闕く。

樂毅論 一卷

獻物帳に「白麻紙、瑪瑙軸、紫紙標、綺帶」「皇太后御書」とあり。標題に「紫

「微中臺御書」、卷末に御自署「天平十六年十月三日藤三娘」とあり、紫微中臺は皇后宮職、こゝには以て光明皇后の敬稱とす、藤三娘は皇后の御自稱、藤原不比等公の第三女に在すを以てなり。樂毅論は魏人夏侯泰初の作る所なり。

(154) 斑犀偃鼠皮御帶殘闕

(北第 四 號)

斑犀は黒色の斑點ある犀の角なり、御帶に着くる鑄の巡方と丸柄とを、斑犀にて作れるをいへり、偃鼠は和名うごろもち、今俗にもぐらもちなり、即ちうごろもちの皮を綴りて作りたる御帶なり。御帶は既に佚して、唯飾りの巡方四枚と丸柄六枚と、金銅鈿具一枚とを存するのみ、巡方は方なるを云ひ、丸柄は頭部の圓く下部の方なるを云ふ。

(155) 御刀子 一口

(北第 五 號)

御刀子 甲號 一口 綠牙段鏤の把、同鞘、金銅莊。

同 乙號 一口 斑犀の把、白牙の鞘、金銀莊。

刀子は後世のこがたなにて、帯に繋着して佩びたるもの。獻物帳を按ずるに、右御刀子は、前號偃鼠皮御帶に繋着せる六口中のものなり、四口は既に佚せり。

(156) 斑貝鞆御帶殘闕

(北第 六 號)

斑貝は錦貝なり、又夜久乃斑貝と云ふ、此の貝を以て鑄とせし鞆の御帶なり、鞆は老木の身と皮との間に生ずる一種の菌にして、柔軟革の如く、古昔は之を以て刀櫛を纏き、又は履の裏などに用ひしものなりと云ふ。此の御帶は鞆既に佚し、斑貝の巡方三枚、丸柄四枚を存するのみ。

(157) 十合鞘御刀子 一口

(北第 七 號)

十口の鞘を一つに合束ねたる御刀子なり、刀子とはいへど、錯鑽等を具せり、其の目左の如し。

- 黒梯把刀子 六 内五は金銅口、一は銀口。
- 黒梯把錯くろはし 一 金漆銅口。
- 紫檀把錯 一 金銅口。
- 黒梯把鉈くろはし 一 金漆銅口。
- 紫檀把鑽くろはし 一 金銅口、把頭闕けたるを、今牙を以て補へり。

(158) 三合鞘御刀子

一口

(北第八號)

漆鞘裝、双左の如し。

- 斑犀把刀子 一 金銅口、双本に鏤あり。
- 紫檀把刀子 一 金銅口、双本に鏤あり。
- 沈香把刀子 一 金銅口、双本に鏤あり、把半ば闕けたるを、今補へり。

(159) 小三合水角鞘御刀子

一口

(北第九號)

水角は水牛の角なり。双、鞘闕けたるを、今補へり。其の目左の如し。

(160) 牙

笏しやく

一枚

(北第一〇號)

長さ一尺三寸二分、本の廣さ一寸九分。

(161) 通天牙笏

一枚

(北第一一號)

長さ一尺一寸八分、本の廣さ一寸六分。

犀角に通天犀あり、角の本より末まで、白縷の如き筋とほりたるを、通天犀と稱して其の美稱とせり、本號の品は象牙の通天にして、蓋亦其の美稱なるべし。

(162) 大魚骨笏

一枚

(北第一二號)

長さ一尺二寸一分、本の廣さ一寸九分、大魚は鯨なるべし。

- (163) 紅牙撥鏤尺 二枚 (北第一三號)
 - (164) 綠牙撥鏤尺 二枚 (北第一四號)
 - (165) 白牙尺 二枚 (北第一五號)
 - (166) 犀角杯 二口 (北第一六號)
 - (167) 雙六頭 六隻 (北第一七號)
 - (168) 雜玉雙六子 八十五枚 (北第一八號)
- 小皮箱一合を具す。雙六子の種目左の如し。
- 水精 十二枚 琥 十二枚 黃瑠璃 十五枚
 - 藍色瑠璃 一枚 淺綠瑠璃 十五枚 綠瑠璃 十五枚
 - 白碁子 十四枚 黑碁子 一枚
- (169) 百索縷軸 一枚 (北第一九號)

古昔漢土にては端午の日に五色の縷を以て索を作り、之を臂に約して、災を防ぐまじなひとなせりと云ふ、これを百索と名づく、百福百壽索の略稱なり。今縷佚し、唯縷を纏く軸を存するのみ。

- (170) 玉尺 八 一管 (北第二〇號)
- (171) 尺 八 一管 (北第二一號)
- (172) 樺纏尺 八 一管 (北第二二號)
- (173) 刻彫尺 八 一管 (北第二三號)

樺纏剝落あり。

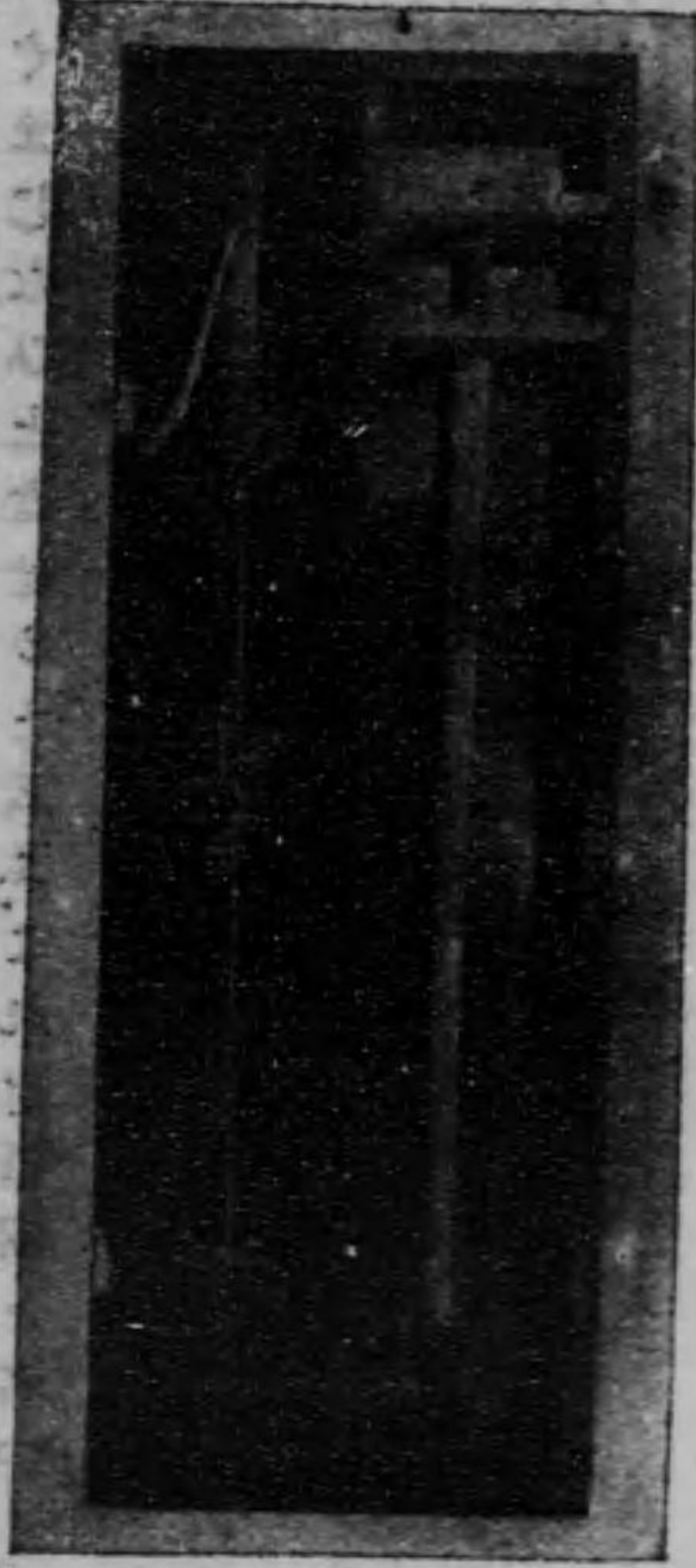
獸物帳を按ずるに、(153)御書三卷以下本號刻彫尺八に至るまで、(152)赤漆文欄木御厨子の中に納め置かれしものなり。

(174) 金銀鈿莊唐大刀

一口

(北第三八號)

金銀鈿莊は、金銀の花文を以て装ふをいふ。唐とは唐製の様式なり。獻物帳本品の注脚に「双長貳尺六寸四分、鋒者兩双、鮫皮把、作山形、葛形裁文、鞘上末金鏤作、白皮懸紫皮帶執」云々とあり。即ち鋒先は兩双、把は鮫皮、帶執を懸くる山形金



金銀鈿莊唐大刀

物の形状を以て云ふは葛形の透彫、懸把頭に着くる紐は白皮、帶執は紫皮にして、鞘上は末金鏤なり、末金鏤とは金の錯粉を漆の上に蒔き、研出して、花文を現したるをいふ。把頭、鞘尾及び懸は既に佚し、珠玉亦剝落多かりし

を、今修補せり。

因に云ふ、獻物帳載する所の、御鈿類計一百口の内の、天平實字三年十二月廿六日五口出藏、又同八年九月十一日八十八口出藏のこと、古記録に見ゆれば、その九十三口を除きて、尙七口あるべき筈なれども、現存の品にして、獻物帳記載の制法色目と符合するものは、(7)御杖刀二口と、本號の金銀鈿莊唐大刀一口とあるのみ。

北倉階五南棚

(175) 御

鏡 十八面

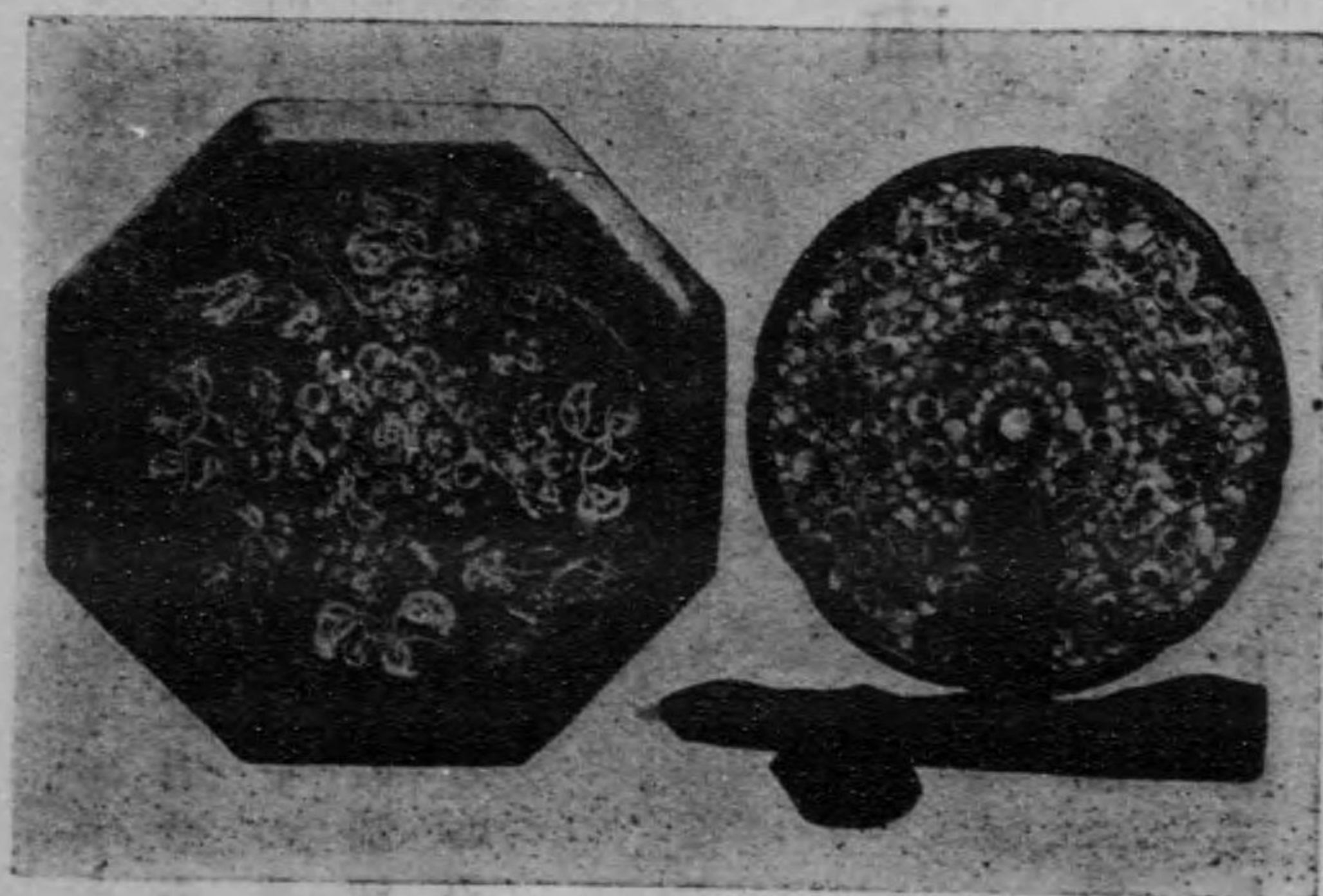
(北第四二號)

按ずるに、獻物帳載する所の御鏡二十面の内、八角鏡二面は弘仁十三年三月廿

北倉階上



號二十第鏡角八



號三十第鏡角八

五四

六日出藏せられたり、なほ同時に圓鏡三面出藏のこと、記録に見ゆれども、現存の十八面は、夫々獸物帳の記載に符合するを以て見れば、圓鏡は其の後還納せられたるものと見ゆ。

東大寺續要録に、盗人御鏡を盗み取りたることを記して「寛喜二年十月廿七日有盜竊御鏡、入京都、欲沽不售、悉毀棄之、事覺、鞠訊得實、因收而還納」とあり。此の盗み取られたる御鏡は、左に列記する第五乃至第十、第十二、第十四號の御鏡なり、八面皆盗人の爲めに破毀せられたりしを、明治年間接合補修せしめられたり、但第五號は補修に及ばず、第六號は補修未了なり。

八角鏡 第一號 一面

圓鏡 第二號 一面

鳥獸花の背、重大四十八斤八兩、徑二尺一寸七分、新帶を附す。八角椀匣一合を具す、緋綾の眼あり。

鳥花の背、重大四十三斤八兩、徑一尺五寸八分、新帶を附す。八角椀匣一合を

八角鏡 第三號 一面

八角鏡 第四號 一面

八角鏡 第五號 一面

八角鏡 第六號 一面

具す、緋綾の眼あり。

烏花の背、重大十三斤十五兩、徑一尺四寸五分半、新帯を附す。八角椀匣一合を具す、緋綾の眼あり。

漫素文の背、重大十四斤十五兩、徑一尺四寸七分、新帯を附す。八角椀匣一合を具す、緋綾の眼あり。

平螺鈿の背、重大七斤五兩、徑一尺二寸九分、緋綾の帯、今破片十四、なほ闕損多し。獻物帳に漆皮箱緋綾眼に盛るとあり、今假に別の漆皮箱に納む。

漆背金銀平脱、重大六斤一兩、徑一尺二寸六分、新帯を附す、前記補修未了の品なり。

八角鏡 第七號 一面

八角鏡 第八號 一面

八角鏡 第九號 一面

八角鏡 第十號 一面

八角鏡 第十一號 一面

平螺鈿の背、重大五斤一兩、徑一尺一寸、もと破片八、なほ三片不足なりしを、今補造せり、新帯を附く。漆皮箱一合を具す、緋綾の眼あり。

平螺鈿の背、重大四斤三兩、徑一尺、假に緋綾の帯を附す、もと破片十三、なほ一片不足なりしを、今補造せり。漆皮箱一合を具す、緋綾の眼あり。

平螺鈿の背、重大三斤十三兩、徑九寸一分、新帯を附す、破片五を合せて修補せり。漆皮箱一合を具す、緋綾の眼あり。

北倉階上

圓鏡 第十號 一面

平螺鈿の背、重大三斤七兩、徑九寸、新帶を附す、破片四を合せて修補せり。漆皮箱一合を具す、緋綾の眼あり。

圓鏡 第十一號 一面

平螺鈿の背、重大三斤十二兩、徑九寸六分、帶闕け、螺鈿剝落せるを修補せり。漆背金銀平脱、重大四斤一兩、徑九寸六分、新帶を附す、もと破片十四、なほ二片不足なりしを、今補造せり。

八角鏡 第十二號 一面

平螺鈿の背、重大三斤四兩、徑九寸二分、新帶を附す。漆皮箱一合を具す、緋綾の眼朽壞せり。

八角鏡 第十三號 一面

花鳥の背、重大五斤十三兩、徑一尺一寸三分、新帶を附す、もと破片四十五、なほ

八角鏡 第十四號 一面

圓鏡 第十五號 一面

六片不足なりしを、今補造せり。漆皮箱一合を具す、緋綾の眼あり。

八角鏡 第十六號 一面

花鳥の背、重大六斤五兩、徑一尺七分、新帶を附す。漆皮箱一合を具す、緋綾の眼あり。

圓鏡 第十七號 一面

槃龍の背、重大六斤一分、徑一尺七寸、新帶を附す。漆皮箱一合を具す、緋綾の眼朽壞せり。

圓鏡 第十八號 一面

雲鳥の背、重大四斤十二兩、徑九寸三分、今新帶を附す。漆皮箱を具す、緋綾の眼あり。

北倉階五中央

(176) 御袈裟九領

(北第一號)

此の御袈裟九領は、本倉階上桐製大箱の中に納め、毎領、簀板に載せて、層々重ねあるを以て、最上層の御袈裟の外拜觀することを得ず。今毎領其の目を掲ぐれば左の如し。

九條刺納樹皮色袈裟一領 最上層にあり、九條は一幅の裂を九條繋ぎた

七條褐色紬袈裟一領

七條織成樹皮色袈裟一領

るなり、刺納の刺は、字典に「以針畫物曰刺」とあり、納は衲に同じ、縫綴る義なり、即ち種々の裂を縫綴りて刺縫にしたるを云ふ、樹皮色とは木蘭色にて、黄紅赤の雜色をいふ。此の御袈裟種々の裂を縫綴りて、遠山の形を現す、世に此の類を遠山袈裟と云ふ。碧綾の裏、黒絹の縁をつく。獻物帳に「金剛智三藏袈裟」とあり、褐色は焦茶色、紬は字典に「抽引蠶絹緒紡而織之曰紬」とあり、和名つむぎ、然るに今實物を檢するに褐色羅と見ゆ、姑く疑を存す。

紺綾の裏、白綾の縁、織成は刺納に對して云ふ、辭源に織成を解して、「與錦極相似、唯古錦皆有地、織成全以采絲或金縷織爲文章耳」とあり。

此の御袈裟即ち織出しにて、遠山の文章を現したるなり。

- 七條刺柄樹皮色袈裟 二領 碧綾の裏、皂絹の縁
- 七條刺納樹皮色袈裟 二領 紺絹の裏、皂絹の縁
- 七條刺納樹皮色袈裟 一領 紺綾の裏、皂綾の縁
- 七條刺納樹皮色袈裟 一領 紺綿の裏、皂綾の縁

- 御袈裟襖袴 三條 碧綾
- 御袈裟箱 三合 漆皮箱
- 御袈裟箱袋 二合 緑蔦縹繩

襖は御袈裟の包帛なり、以上三品北棚の中に置く。

(177) 御 床 二張 (北第四九號)

御床は後世床子と稱し、簀子打に作られ、其の上に御座を設くるものなり、獻物帳に『塗胡粉』とあれども胡粉今剝落せり。左の覆を具す。
御床 覆 一條
緑繩六幅、假に赤漆小櫃に納む。

(178) 赤漆小櫃 一合 (北第一八〇號)

漆鏢子を着け、牌を附す、『第廿九櫃』とあり、蓋及び脚は新補品、假に前號御床覆を納む。

北倉階互棚互段

(179) 伎樂面 六十七口

(南第一號)

此の伎樂面は、獻物帳所載にあらず、場所の都合上姑く本倉に納む。面の數總べて百六十四口あり、本號の外六十七口は南倉階上に在り、三十口は櫃に納む。本號六十七口の内二十七口は乾漆、餘は木造にして、其の種目左の如し、『内は裏面の文なり。』

- 伎樂面 第三十三號 一口。 『作□□□□、功八人。』
- 同 第三十號 一口。 『大田和麻呂、功五人』『九年七月』『作大田。』
- 同 第二十號 一口。 『捨目師作。』
- 同 第二十一號 一口。 『捨目師作。』

- 同 第三十一號 一口。 『作大田倭麻呂、功五人』『九年九月。』
- 同 第十八號 一口。 『基永師作。』
- 同 第九號 一口。 『大孤兒』『上野。』
- 同 第二十四號 一口。 『前一、東大寺、將李魚成作、天平勝寶四年四月九日。』
- 同 第二十二號 一口。 『延均師。』
- 同 第二十九號 一口。 『作大田和麻呂、十月作了。』
- 同 第四十號 一口。 『左、東大寺、□□作。』
- 同 第二十七號 一口。 『前一、東大寺、將李魚成。』
- 同 第三十四號 一口。 『東大寺、天平勝寶四年四月九日。』
- 同 第四十一號 一口。 乾漆、『東大寺。』
- 同 第六號 一口。 『隨群。』
- 同 第二十三號 一口。 乾漆、『相李魚成作。』
- 同 第十九號 一口。 『大日師作。』

北倉階上

伎樂面
第十七號 一口
無號 二口
第十五號 一口
第四十三號 一口
第十三號 一口
第二十六號 一口
第二號 一口
第三十二號 一口
第十號 一口
第四十四號 一口
第三十九號 一口
第二十八號 一口
第三十七號 一口

「基永師作」。
獸形。
「相模國」。
「東大寺」。
「讚岐」。
「前一、東大寺、將李魚成、天平」云々。
「師子」。
「作慈坂富貴、功九人」。
「大孤兒」、「讚岐」。
「東大寺」。
「左、東大寺、□□作」。
「作大田和麻呂、功七人」。
「第五、東大寺、□□師作、後一」。

同 第三十八號 一口
同 第三十六號 一口
同 第十六號 一口
同 第四號 一口
同 第十一號 一口
同 第三十五號 一口
同 無號 一口
同 第五號 一口
同 無號 一口
同 第三號 一口
同 第七號 一口
同 第四十二號 一口
同 無號 四口

「東大寺、後□」。
「前一、東大寺、天平勝寶」云々。
「東大寺、財福師」。
「隨群」。
「讚岐」。
「前一、東大寺、天平勝寶」云々。
「隨群」。
「隨群」。
「隨群」。
「東大寺」。

北倉階上

中
倉

伎樂面

無號

二口

獸形。

同

第十四號

一口

「周防」。

同

第一號

一口

「波羅門」。

同

第十三號

一口

「讃岐」。

同

無號

二口

同

第八號

一口

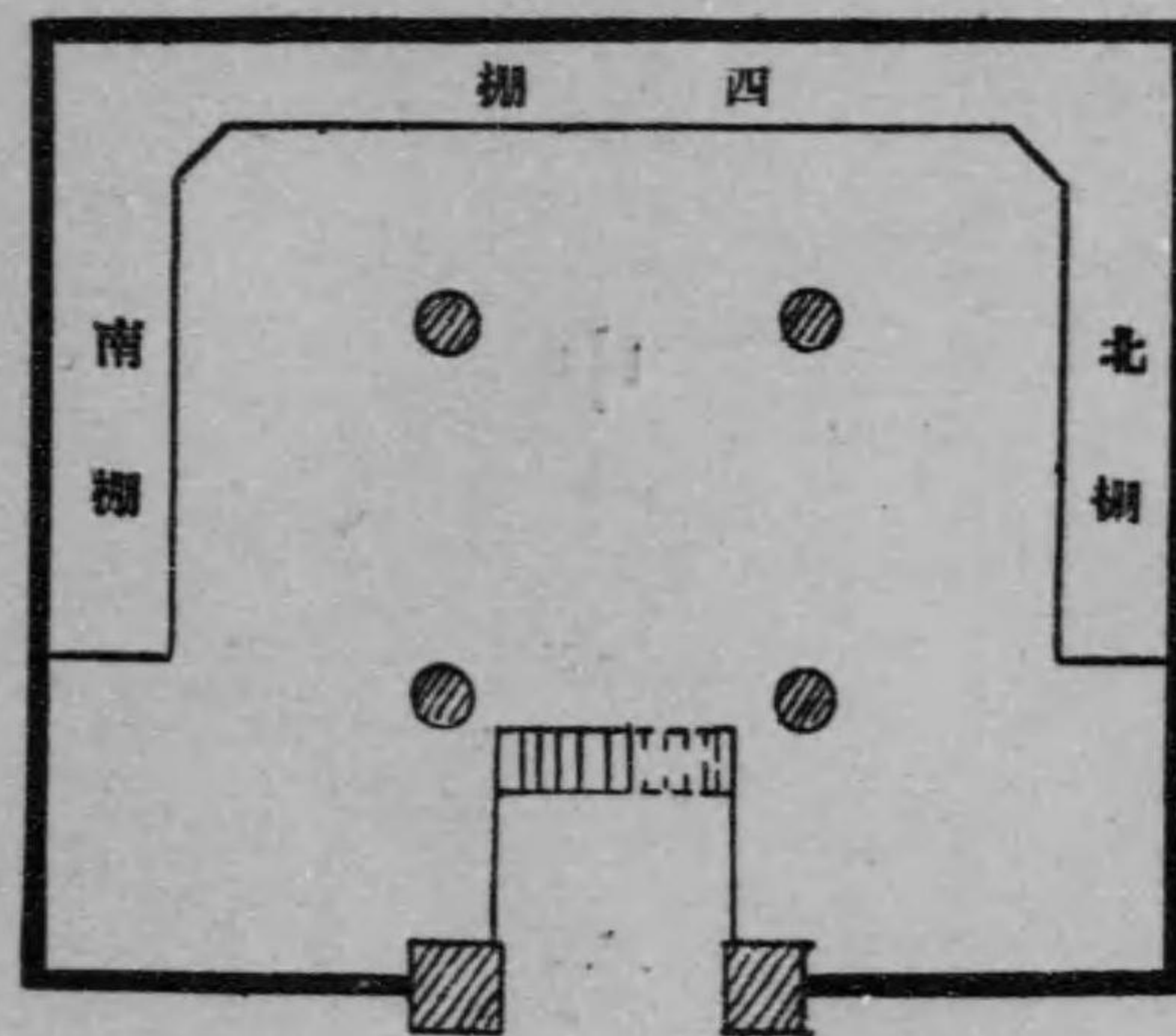
「用論」。

同

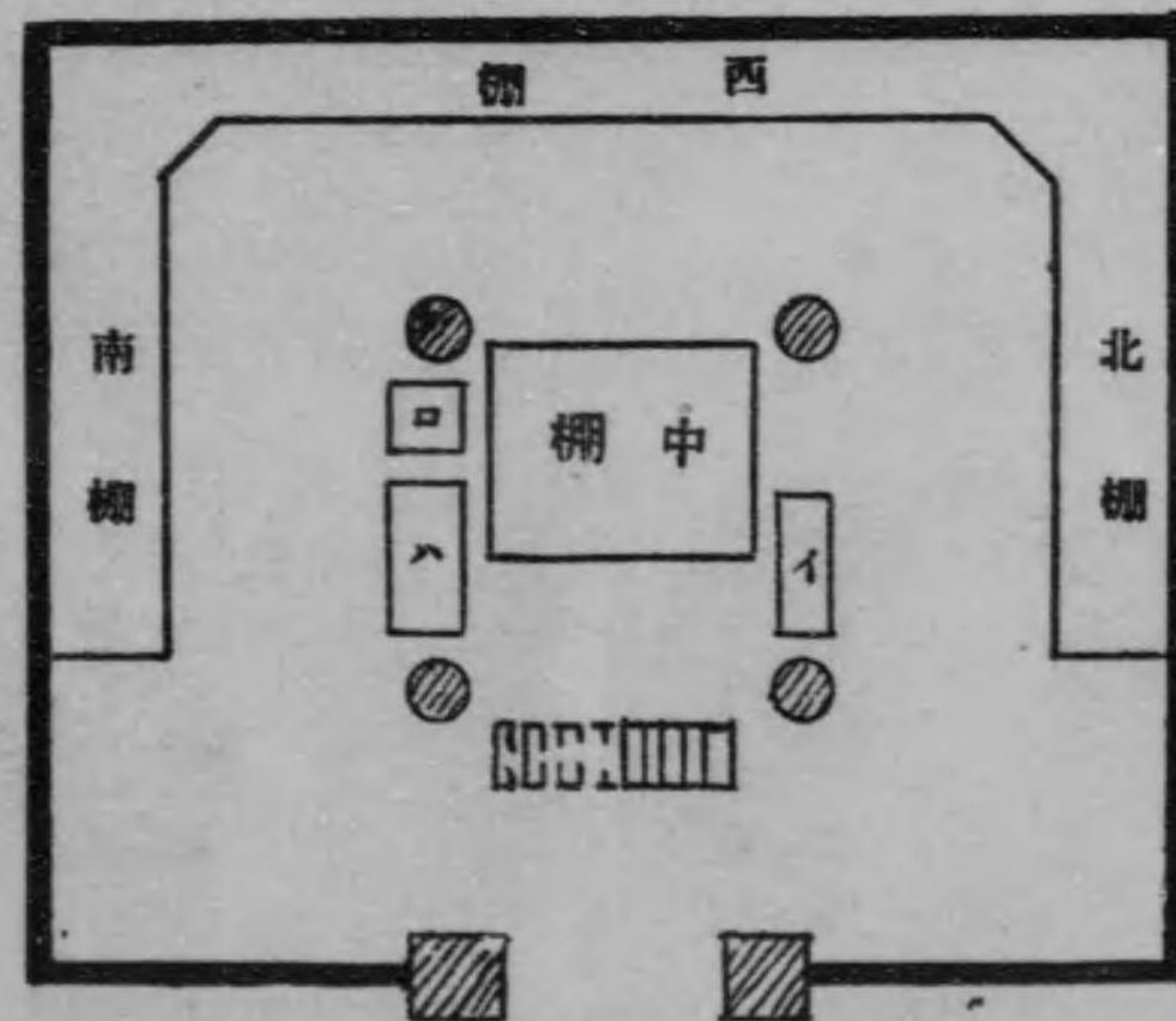
無號

十二口

中倉階上



中倉階下



中倉階下中棚

(1) 勅書銅板 一枚

(中第一四號)

天平十三年二月、天下の蒼生の景福のため、毎國に國分寺を創立し、金光明最勝王經を敬寫して塔中に置かしむる旨の勅書と、天平勝寶元年、封五千戸、水田一萬町を、東大寺へ施入せらるゝ旨の勅書とを、銅板の表裏に刻せり。此の勅書銅板は明治年間、東大寺より献納せる圖書十箇の内なる、東南院古文書百十二卷に添へて献納せるものなり。

(2) 詩 序 一卷

(中第三二號)

中倉階下

麻紙紙標朱軸標題に『詩序一卷』とあり、唐人の集の殘卷なり、卷中序文の額四十一首を收む、尾題に『慶雲四年七月廿六日』とあり。

按ずるに、獻物帳に、平城宮御宇中太上天皇元正御書孝經一卷あれども、今佚せり、此の詩序或は後代孝經に換へて施入せられたるならんか、さらば亦同天皇の御書ならんか、姑く疑を存す。

(3) 沈香末塗經筒 一合

(中第三三號)

今假に前件詩序の箱に充つ。

(4) 梵網經 一卷

(中第三四號)

白麻紙、紫紙の標、標の裏金銀山水繪、水精の軸、槍金銀繪の筒を具す。

(5) 最勝王經帙 一枚

(中第五七號)

織成茶地錦の縁、緋綾の裏、紺緞帶をつく。所謂竹帙にして、經緯にて『天下諸

(1) 國每塔安置金字金光明最勝王經依天平十四年歲在壬午春二月十四日勅』の三十四字を織出せり。

(6) 竹帙 一枚

(中第五八號)

錦の縁、黃緇の裏。

(7) 竹帙 四枚

(中第五八號)

縁及び裏剝落せり。

(8) 華嚴經論帙 一枚

(中第五九號)

紙の標、標題に『華嚴經論第一帙』とあり。

(9) 大乘雜經帙 二枚

(中第六〇號)

いづれも斑ある藺を以て製せり。

一枚は縁及び裏剝落せり、牌を着く、題に『大乘雜經第十一帙』背に『阿差末經等十一卷』とあり。一枚は白施の縁、緋施の裏、牌を着く、題に『大乘雜經第十三帙』背に『寶女所問經等九卷』とあり。

(10) 小乘雜經帙 一枚 (中第六一號)

織成、錦の縁、緋施の裏、牙牌を着く、題に『小乘雜經第十帙』とあり。

(11) 竹帙 一枚 (中第六二號)

錦の縁、黃施の裏。

(12) 斑蘭帙 二枚 (中第六三號)

一枚は縁及び裏剝落せり。一枚は破損せり。

(13) 軸 五十七具 又五十八隻 (中第六六號)

瑠璃、瑪瑙、水精、木、彩繪、漆塗、等雜色。

(14) 未造着軸 二百二十枚 (中第六五號)

殘缺六枚を附す。

(15) 經帙 牌 十二枚 (中第六五號)

一枚 『大乘經第十四帙』『信力入印法門經等九卷』

一枚 牙、金字、『賢聖集雜第二帙』。

一枚 『釋子目錄上帙十卷』。

一枚 『初帙大乘部』『大方等大集經』。

一枚 『灌頂』『第三』。

(16) 金字牙牌 一枚 (中第六四號)

中倉階下

金粉にて牌面に『平城宮御宇中太上天皇元正恒持心經』背に『天平勝寶五年歲次癸巳三月廿九日』とあり。

七四

(17) 獻物牌 五枚

(中第六六號)

一枚 『藤原朝臣袁比良賣獻舍那佛』

一枚 『尼善光』

一枚 『尼信勝』

一枚 『橋夫人』

一枚 『藤原朝臣百能』

續紀に藤原朝臣袁比良賣及び百能等叙位の事を載す、共に女性なり、橋夫人は橋佐爲の女にて聖武天皇の夫人なり、橋大夫人(不比等公の夫人)とは別人なり。

(18) 紅牙撥鏤尺 四枚

(中第五一號)

長さ廣さ一樣ならず。

(19) 斑犀尺 一枚 (中第五二號)

(20) 木尺 一枚 (中第五三號)

(21) 未造了牙尺 二枚 (中第五四號)

牙尺にして仕上げ未だ完からざるもの。

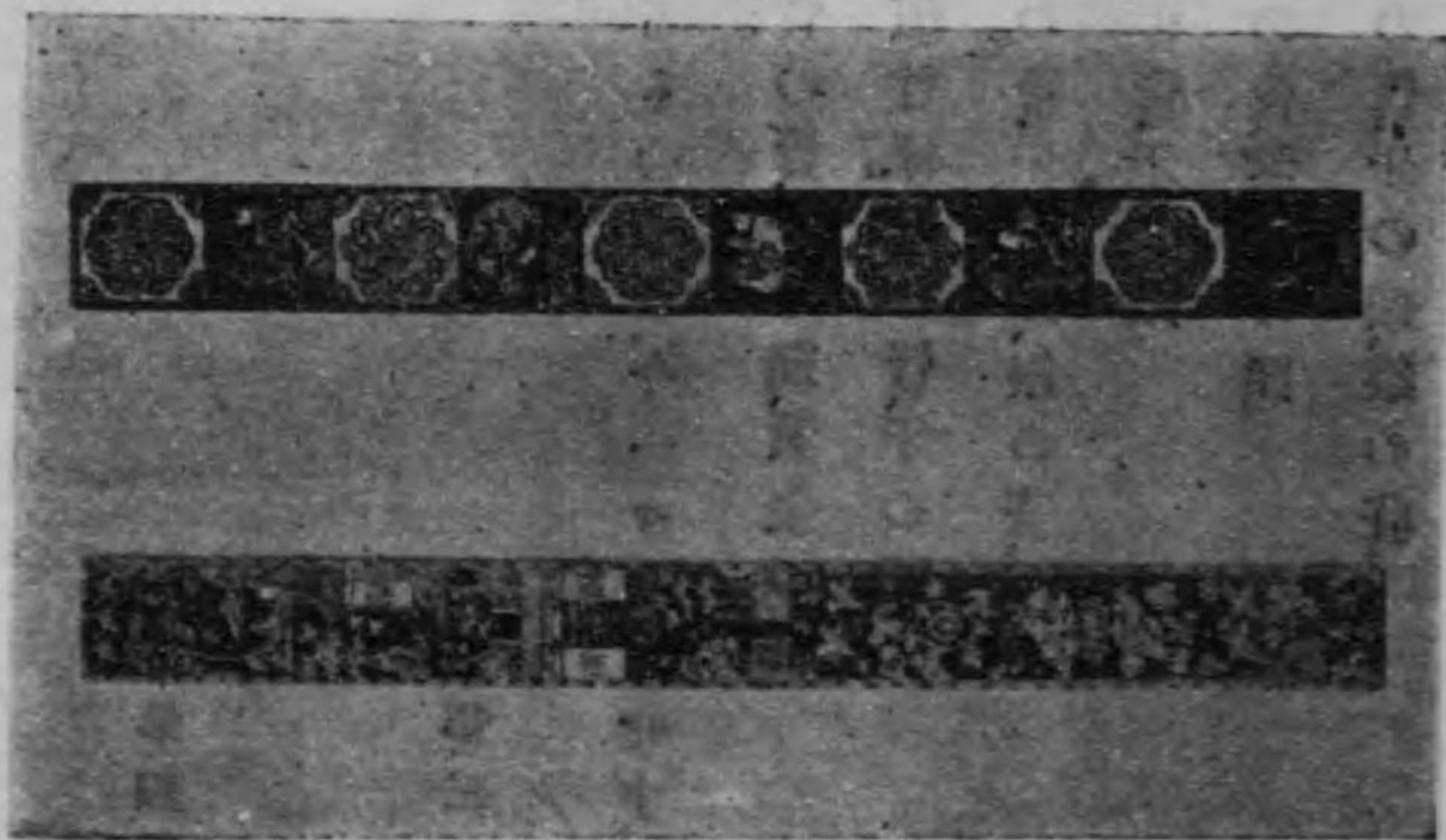
(22) 天平寶物墨 一挺 (中第三六號)

破片三を接合す、題箋殘缺せり、『開眼』法皇用之『天平寶物』の十字を見る。

(23) 天平寶物筆 一枝 (中第三五號)

假斑竹の管、題に『文治元年八月廿八日開

中倉階下



紅身撥鏤尺

七五

眼 法皇用之 天平筆」とあり。

(24) 未造了沈香木畫筆管 一 枝

(中第四〇號)

題に『沈香一尺八寸四分』とあり。

(25) 筆

十七枝

(中第三七號)

いづれも帽ふせりかきを具す、但頭帽、帽頭新に補修せるものあり、今一々摘記せず。

筆 第一號 一枝 梅羅竹の管、牙の頭、黄金の莊。

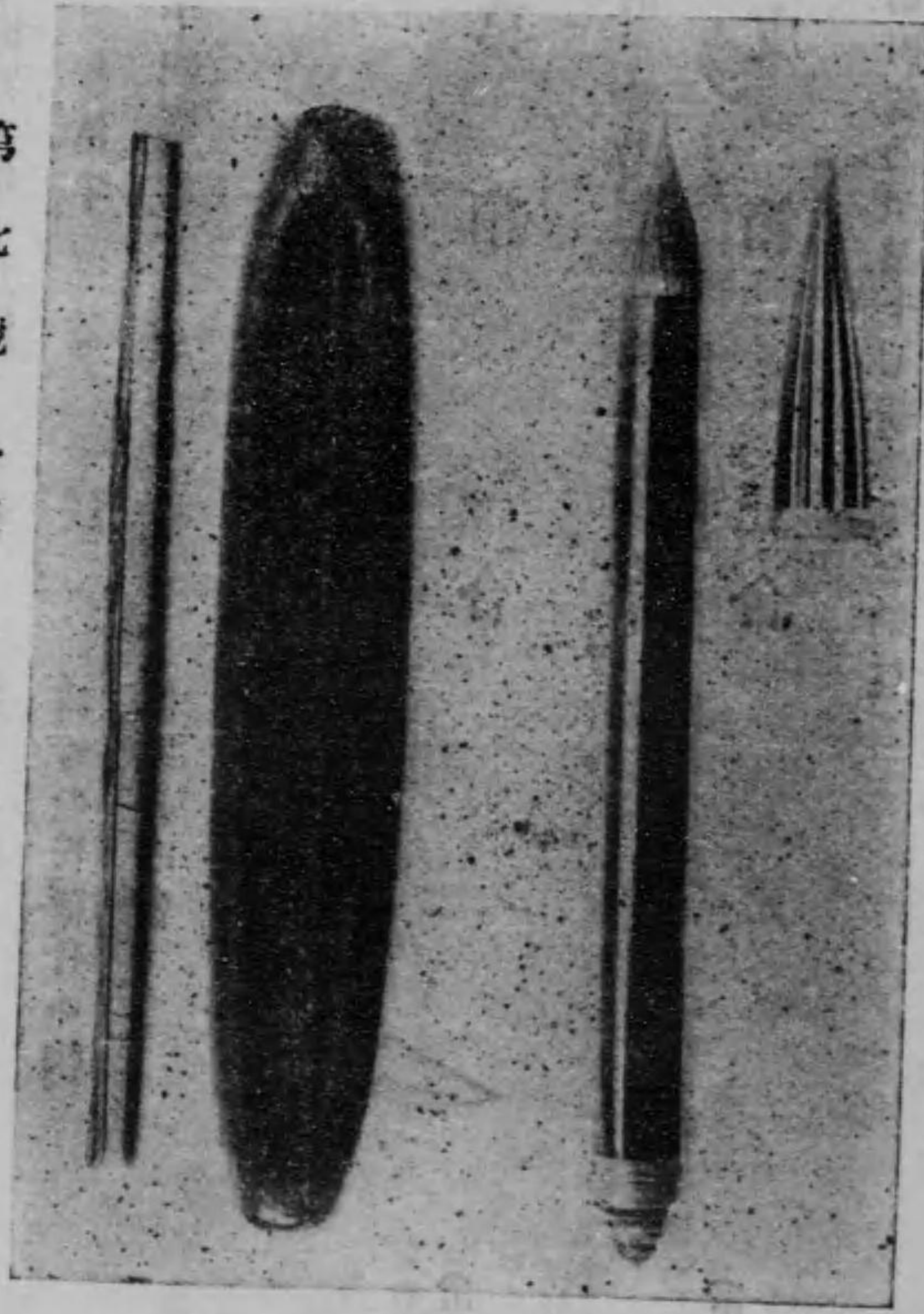
同 第二號 一枝 沈香斑竹、樺纏かまくらの管、牙の頭。

同 第三號 一枝 斑竹の管、牙の頭、銀の莊。

同 第四號 一枝 斑竹の管、牙の頭。

同 第五號 一枝 斑竹の管、紫檀の頭。

同 第六號 一枝 斑竹の管、牙の頭、銀の莊。



筆 墨

同 第七號 一枝
同 第八號 一枝

豹文竹の管、牙の頭。
斑竹の管、黃楊木の帽頭。

中倉階下

- 筆 第九號 一枝 斑竹の管、篠竹の帽、樺瀾。
- 同 第十號乃至第十二號 三枝 斑竹の管。
- 同 第十三號 一枝 斑竹の管、篠竹の帽。
- 同 第十四號、第十五號 二枝 假斑竹の管。
- 同 第十六號 一枝 假斑竹の管、篠竹の帽。
- 同 第十七號 一枝 篠竹の管。

(26) 白 葛 箱 一合

(中第三八號)

前件第一號乃至第三號の筆を納む。

(27) 漆 皮 箱 三合

(中第三九號)

前件第四號乃至第十七號の筆を納む。

(28) 墨

十四挺

(中第四一號)

内三挺に文あり、一挺銘に、『華烟飛龍鳳皇極貞家墨』、背の朱書に『開元四年丙辰』云々とあり、一挺銘に『新羅楊家上墨』、一挺銘に『新羅武家上墨』とあり。

(29) 白 墨 一挺

(中第四二號)

篠竹の片を用ひて之を挾む。破片一を附す。

(30) 假 斑 竹 箱 一合

(中第四三號)

今墨類を納む。

(31) 赤 漆 葛 箱 一合

(中第四四號)

今墨類を納む。

中倉階下

(32) 青斑石硯 一枚

(中第四九號)

六〇

青斑石の床に陶製の猴膝硯を嵌入し、更に紫檀木畫の床を具せり。

(33) 青斑石盤合子 一合

(中第五〇號)

(34) 繪 紙 二卷之内

(中第四五號)

一卷は三十九張、一卷は三十七張、今其の一枚を玻璃に挟み、棚外に置く、餘は皆櫃に納む。

(35) 吹 繪 紙 一卷三十張之内

(中第四六號)

吹繪を以て草木花鳥の模様を現したる紙なり。

(36) 色 麻 紙 十九卷之内

(中第四七號)

青黄赤白等諸色あり。

(37) 綠 金 箋 三張

(中第四八號)

蓮瓣形に截りたる大形のもの、佛事散華用のものなるべし。

(38) 赤漆桐小櫃 一合

(中第二〇〇號)

銅漆の鏤子を着く。

中倉階下北棚

(39) 瑠 璃 杯 一口

(中第七〇號)

中倉階下

八一



壺 璃 瑠 白 碗 璃 瑠 白 瓶 璃 瑠 白 杯 璃 瑠

金銀座、専及び飾鉸具は新品、別に舊品を存す。

八二

- (40) 白瑠璃瓶 一口 (中第六九號)
- (41) 瑠璃壺 一口 (中第七一號)
- (42) 白瑠璃碗 一口 (中第六八號)
- (43) 綠瑠璃十二曲長杯 一口 (中第七二號)
- (44) 玉長杯 一口 (中第七三號)
- (45) 玉器 一枚 (中第七四號)
形槌頭の如し、或は謂ふ劍鼻ツノ
- (46) 犀角杯 一口 (中第七七號)

(47) 瑠璃杯 二口 (中第七七號)

大小二口、いづれも座を具す、小杯の題箋に『瑠璃杯一口、口周九寸七分、重十兩三分』とあり。

(48) 白瑠璃高杯 一口 (中第七六號)

(49) 水精玉 五枚 (中第七八號)

大小あり、白三枚、紫二枚。

(50) 漆小櫃 一合 (中第七九號)

几を具す。牌あり、題に『瑠璃杯二口、水精玉五枚、白瑠璃高杯一口、雜香六袋、練金十一枚』、背に『天平勝寶四年四月九日』とあり。

(51) 銀合子 一合 (中第八二號)

中倉階下

八三

身に『六兩二分小』と注し、蓋に『五兩三分小』と注せり。

八四

(52) 黒柿蘇芳染小櫃 一合

(中第八四號)

裏に木皮を貼す、金銀の鉸具、床を具し、金銀の鏤子を着く。

(53) 黒柿蘇芳染六角臺 一枚

(中第八五號)

(54) 赤漆欄木小櫃 一合

(中第八三號)

題箋に『不知_レ獻者 銀合子一合、銀鏡一口、居黒柿臺 八曲杯二口、十曲杯二口、銀盤一口、居黒柿櫃 天平勝寶四年四月九日』とあり。
按ずるに、前件の黒柿蘇芳染小櫃及び黒柿蘇芳染六角臺は蓋此の題記中のも
のならん。

(55) 漆小櫃 一合

(中第七九號)

漆小几一枚を具す。

(56) 裏衣香 丸裏

(中第八〇號)

次に掲ぐる漆皮箱に納む、丸裏皆『神護景雲二年四月廿六日定量』とあり。
裏衣香(えびこう)は衣服に香を籠むる料にして、沈香白檀丁子麝香等、凡そ六物
を混和して用ふ。

(57) 漆皮箱 二合

(中第八一號)

前件裏衣香を納む。

(58) 魚骨笏 一枚

(中第八七號)

文あり、微に『延喜五年五月廿日』等の字を認む。

(59) 木笏 一枚

(中第八六號)

中倉階下

八五

(60) 紺玉帶殘闕

革斷片五、鉸具十二枚。螺鈿箱を具し、其の中に納む。

(中第八八號)

八六

(61) 斑犀帶殘闕

斷片五、銙七枚。(63)柳箱に納む。

(中第八九號)

(62) 革帶

金銅の鉸具。一條は破損せり。(63)柳箱に納む。

(中第九〇號)

(63) 柳箱

前件斑犀帶殘缺及び革帶を納む。

(中第九一號)

(64) 火舎

一雙

(中第一六五號)

(65) 火舎

一口

(中第一六五號)

白石にて造る、金銅獅子形の脚、五ヶ所に銀を着く、古來白瑪瑙火鉢と稱す。
金銅にて造る、脚五。附牌あり、題に『定座火爐一合 壺四合 右依重檢納如件
五月廿三日史生河内豊穰』とあり。

(66) 火舎

一口

(中第一六五號)

(67) 銅薰爐

一合

(中第六七號)

白銅にて造る、脚は新補品。
爐内に鐵の爐を裝置せり。

(68) 白繩裏鎮子

二枚

(中第一六八號)

白繩にて裏みたる鎮子、敷物を押ゆる具なり。一枚は心缺く。

中倉階下

八七

(69) 漆 挾 軾 一枚

(中第一六七號)

(70) 四重漆箱 一合

(中第一五〇號)

殘材を集めて修補せり。

(71) 瑠璃螺鈿八角箱 一合

(中第一四六號)

殘材を集めて完補せり。

(72) 榿 楠 箱 一合

(中第一五八號)

殘材を集めて完補せり、金銀金銅の鉸具、床と銀の鑲子とは新造品。

(73) 白檀八角箱 一合

(中第一五九號)

黒柿蘇芳染の床銘『吉祥堂』床及び脚を修補せり。

(74) 紫檀小櫃 一合

(中第一四四號)

金銅の鉸具、金銅の釘、床と銀の鑲子とは新造品。

(75) 刀 子 六十口

(中第一三一號)

六十口の内二十四口は二口づゝ一對をなし、三十六口は隻なり、其の目左の如し。處々剝落缺損等を今補へるもの多し、一々摘記せず。

刀 子 第一號 一口 青石の把、漆鞘、金銀鈿の莊。

同 第二號 一口 斑犀の把、漆鞘、銀漆の莊。

同 第三號 一口 斑犀の把、漆鞘、黃金葛形珠玉の莊。

同 第四號 一雙 準纏の把、同鞘、白銀玉蟲の莊。

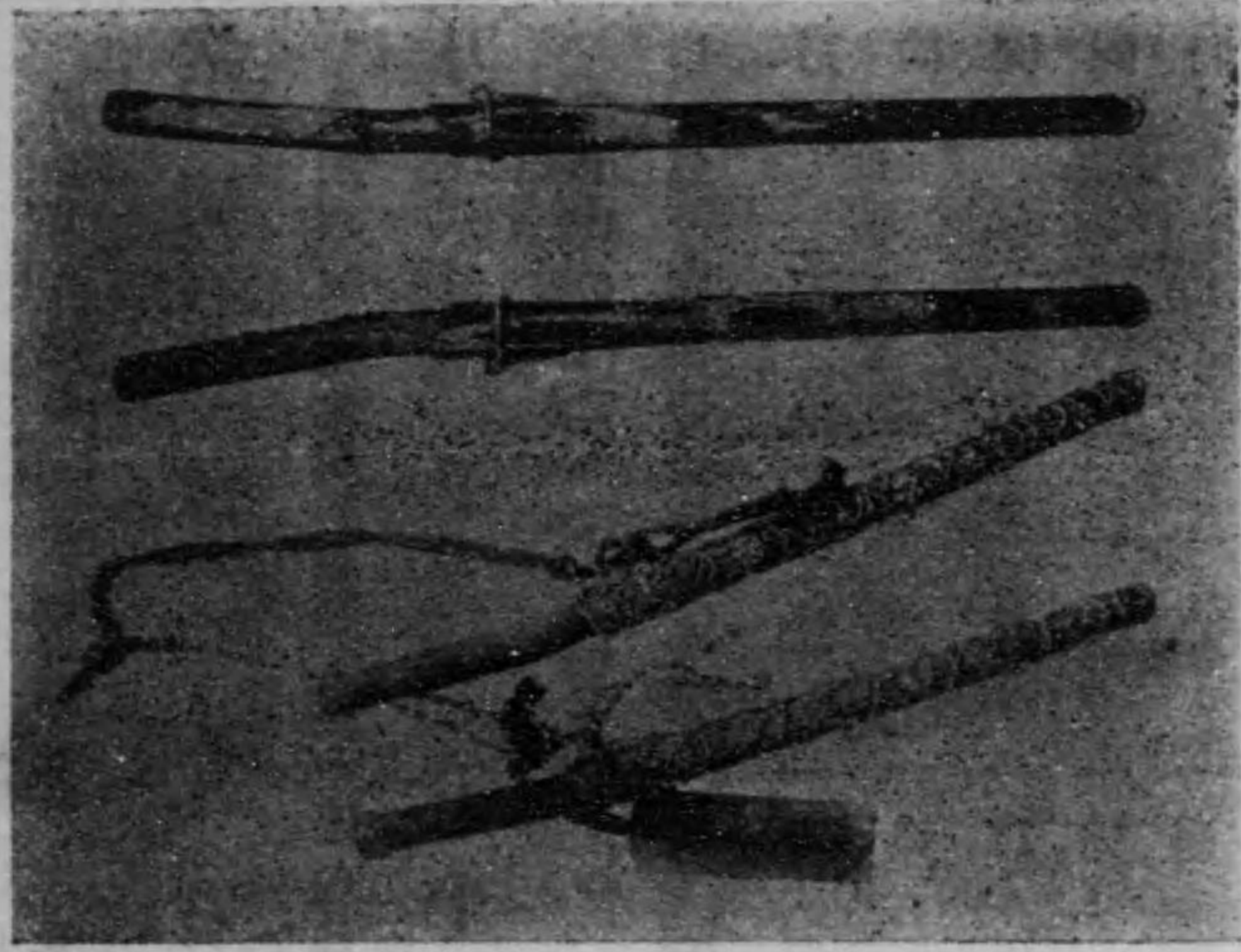
同 第五號 一雙 沈香の把、同鞘、金銀珠玉の莊。

刀 鉈 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

中
倉
階
下

子
第十二號 一口
第十三號 一口
第十四號 一口
第十五號 一雙
第十六號 一口
第十七號 一口
第十八號 一口
第十九號 一口
第二十號 一口
第二十一號 一口
第二十二號 一口
第二十三號 一雙

沈香の把、同鞘、金銀花鳥繪、金銀珠玉の莊。
水角の把、沈香の鞘、金銀山水繪、金銀珠玉の莊。
沈香の把、假斑竹の鞘、樺纏、金銀の莊。
斑犀の把、樹皮塗の鞘、銀の莊。
黒瑠璃の把、白銅の鞘、金銀珠玉の莊。
沈香の把、瑤瑁の鞘、金銀の莊。
斑犀の把、綠牙撥鏤の鞘、金銀の莊。
白牙の把、同鞘、金銀の莊。
牟久木の把、同鞘、金銀の莊。
白犀の把、同鞘、金銀の莊。
黒柿の把、同鞘。
紫檀螺鈿の把、斑犀の鞘、金銀の莊。



刀 子 第 六 號 第 七 號

九〇
刀 子 第 六 號 一 雙
沈香の把、同鞘、金銀の莊。
同 第 七 號 一 雙
犀角の把、白銀葛形の鞘、珠玉の莊。
附牌「橘夫人奉物」。
同 第 八 號 一 雙
白犀の把、同鞘、金銀の莊。
同 第 九 號 一 雙
斑犀の把、金銀の鞘。
同 第 十 號 一 雙
琥珀の把、金銀の鞘。
同 第 十一 號 一 口
烏犀の把、漆鞘、樺纏、黄金珠玉の莊。

刀子	第二十四號	一雙
同	第二十五號	一雙
同	第二十六號	一口
同	第二十七號	一口
四合刀子	第二十八號	一口
三合刀子	第二十九號	一口
刀子	第三十號	一口
同	第三十一號	一口
同	第三十二號	一口
同	第三十三號	一口
小三合刀子	第三十四號	一口
刀子	第三十五號	一口

斑犀の把、沈香銀繪の鞘、金銀の莊。
 白牙の把、同鞘。
 黄牙彩繪の把、紫牙撥鏤の鞘、金銀の莊。
 紅梅の把、同鞘、金銀の莊。
 聚の把、同鞘。
 水角の把、漆鞘。
 斑犀の把、白牙の鞘。
 黒梯の把、同鞘、金銀の莊。
 斑犀の把、水角の鞘、金銅の莊。
 烏犀の把、白牙の鞘。
 刀子一、鉋一、鋸一、白牙の把、水角の鞘。
 刀子は新補品。
 斑犀の把、水角の鞘。

同	第三十六號	一口
同	第三十七號	一雙
同	第三十八號	一口
同	第三十九號	一口
同	第四十號	一口
同	第四十一號	一口
同	第四十二號	一口
同	第四十三號	一口
同	第四十四號	一口
同	第四十五號	一口
同	第四十六號	一口
同	第四十七號	一口
同	第四十八號	一口

白犀の把、水角の鞘。
 白犀の把、水角の鞘。
 白犀の把、同鞘。
 烏犀の把、白犀の鞘。
 斑犀の把、紅牙撥鏤の鞘。
 烏犀の把、白牙の鞘、金銀の莊。
 白牙撥鏤の把、同鞘、金銅の莊。
 斑犀の把、白牙撥鏤の鞘。
 斑犀の把、同鞘。
 斑犀の把、紅牙撥鏤の鞘。
 斑犀の把、彩繪の鞘、金銀の莊。
 牟久木の把、同鞘、金銅の莊。
 白犀の把、烏犀の鞘。

中倉階下

(76) 雜帶殘闕

(中第九三號)

九四

(77) 漆皮箱

一合

(中第九四號)

前件雜帶を納む。

(78) 紫皮裁文珠玉飾刺繡羅帶殘闕

(中第九五號)

新造の箱に納む。

中倉階下 西棚

(79) 白葛箱

三合

(中第一三二號)

一合は題箋に『納雜帶並刀子』、身及び蓋の縁に『東大寺會前』と墨書、一合は身及び蓋に『東大寺花笥』と墨書あり。

(80) 柳箱

一合

(中第一三三號)

(81) 斑藺箱蓋

一隻

(中第一三四號)

(82) 漆皮箱

二合

(中第一三六號)

一合は題箋に『寺入』とあり。

(83) 金銀繪漆皮箱

一合

(中第一三七號)

(84) 金銀平脱皮箱

二合

(中第一三八號)

平脱剝落せるを今補修せり。

中倉階下

九五

(85) 密陀繪皮箱 一合

(中第一三九號)

(86) 銀平脱箱中蓋 一隻

(中第一六四號)

(87) 漆合子 二合

(中第一四〇號)

(88) 銀繪漆合子 一合

(中第一四一號)

身新造

(89) 沈香木畫箱 三合

(中第一四二號)

箱 第十號 一合

金銀彩繪、玻璃を彩繪の上に押せり、彫牙の床脚。木畫剝落せるを今補修せり。
甲木畫、黄金の界、金銅の帖角、標紙の
木畫及び界剝落せるを今補修せり。

同 第十一號 一合

同 第十二號 一合

紺牙撥鏤の床脚、紅地錦の隈、木畫剝落せるを今補修せり。

(90) 密陀彩繪箱 一合

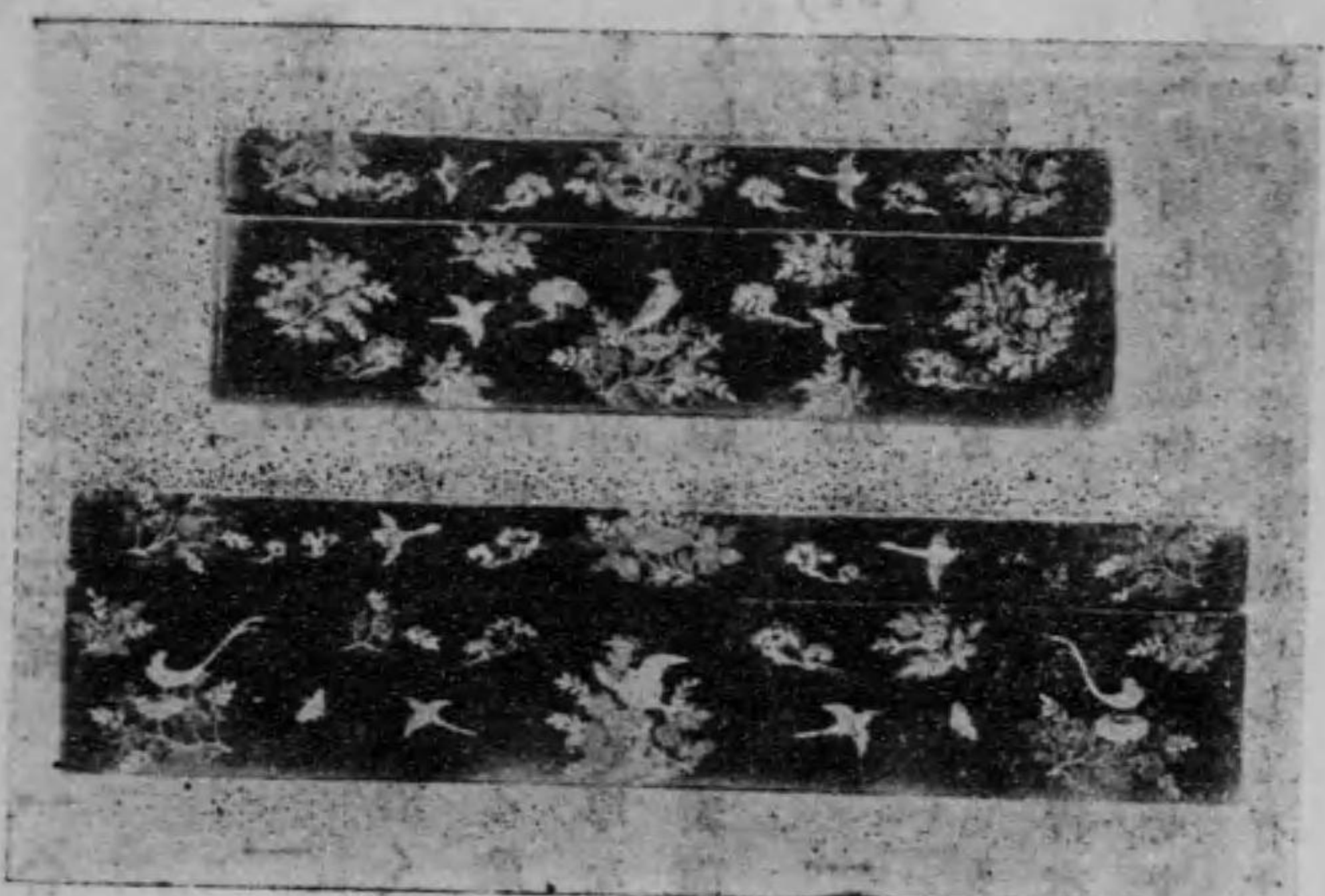
(中第一四三號)

金銅の鉸具、金銅の鏤子を着く。
密陀繪は、密陀僧を加へたる塗料にて、畫きたるものを云ふ、古代色漆の進歩せざりし時、荏の油を煎りて濃厚ならしめ、之に密陀僧(酸化鉛)を混じて、乾燥を速ならしめ、所要の顔料を加へて、漆面に畫きたるものなり。

(91) 密陀彩繪箱 一合

(中第一四三號)

題箋『丁香青木香 會前 東大寺』
右題箋に云へる、丁香及び青木香は、寶庫に現存して、他の藥品と共に、北倉に蔵せり、而して獻物帳に之を載せず、蓋此の密陀彩繪の箱に納めて、大佛に獻じたるもの、箱と香と處を異にして存するなり。



(90) 箱 繪 彩 陀 密

又同題箋に『會前』とあり、按ずるに、南倉階上西棚に陳列する(112)琥碧の誦數第五號の題箋に『大會後物、人々獻物』とあり、又(110)雜玉の誦數一條の題箋に『雜玉、不知獻者、會日』とあり、今彼此對照するに、會日は大佛開眼會の當日にして、會前は其の前會後は其の後を謂ひ、獻物施入の先後を區別したるものゝ如し。

(92) 密陀彩繪箱 一合 (中第一四三號)

(93) 紫檀木畫箱 一合 (中第一四五號)

木畫剝落し、蓋舌及び床脚破損せるを

今修理せり。

(94) 紫檀木畫箱 一合 (中第一四五號)

床脚及び蓋破損し、身圍けたるを今修補せり。

(95) 檳榔木畫箱 一合 (中第一四七號)

菱形木畫。

(96) 朽木菱形木畫箱 一合 (中第一四八號)

金銅の鉸具、紙の隙、金銅の鏢子を着く。鉸具一を缺き、床脚破損し、界剝落せるを、今修補せり。

(97) 金繪木理箱 一合 (中第一四九號)

小破、今修補せり。

中倉階下

(98) 黒柿蘇芳染金銀山水繪箱 一合

身は新造品。

100

(中第一五六號)

(99) 紫檀箱 一合

身は新造品。

(中第一六〇號)

(100) 漆箱 一合

銅の鉸具、銅の鏢子を着く。

(中第一六一號)

(101) 漆箱 一合

(中第一六一號)

(102) 漆箱 一合

(中第一六一號)

(103) 漆箱 三合

(中第一六一號)

第四十號の身は新造品

(104) 漆高机 一枚

(中第一九八號)

十八脚。残材を集めて之を補造せり。

(105) 漆胡樽 一雙

(中第一六六號)

雙方漆鐵の鑲二つづゝを着く。沙漠を旅行するとき、水を此の内に盛り、駱駝の兩側に馱載したるものなりと云ふ。

(106) 柿厨子 一口

(中第一六三號)

金銅の鉸具。處々破損せるを今修補せり。

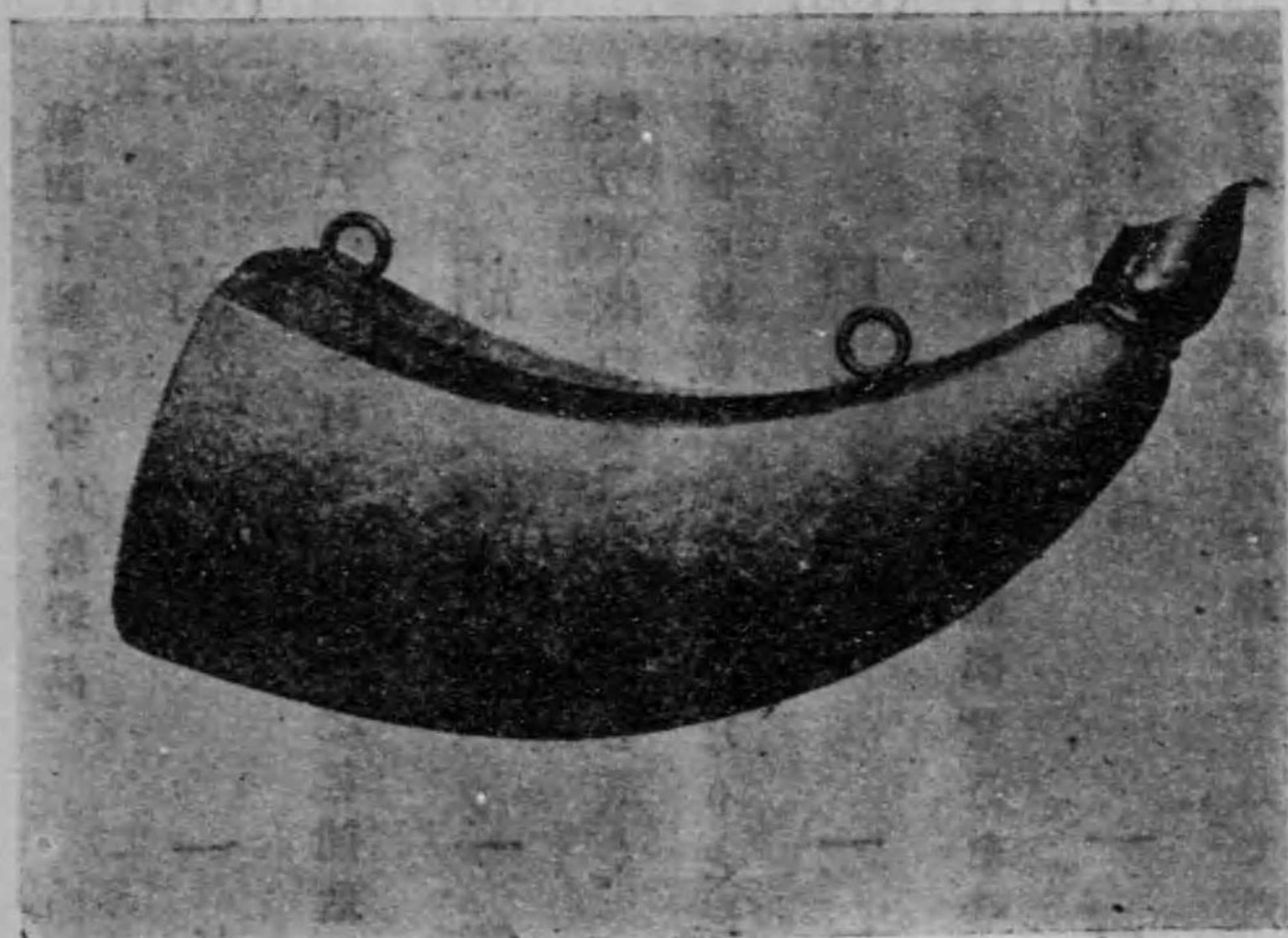
(107) 黒柿兩面厨子 一口

(中第一六二號)

金銅の鉸具、金銅の鏢子二具を着く。残材を集めて補修せり、鏢子一具は新造品。

中倉階下

101



樽 胡 漆



(11v) 几方形花繪銀金地芳蘇 (11i) 箱繪彩地芳蘇

1011

(103) 投

壺

一口

(由第一七〇號)

金銅

(109) 投

壺

矢

二十三隻

(中第一七一號)

假斑竹十四隻、樺瀝九隻、悉く折損し、後皆修補せるに、一隻は再び折損せり。投壺は「つぼうち」又は「つぼなけ」と云ひ、壺に向つて矢を投じ、其の留まる位置に山りて、勝敗の數を決す。本は支那の古禮器、後轉じて遊戯の具となれり。

(110) 綠地彩繪箱

一合

(中第一五五號)

(111) 蘇芳地彩繪箱

一合

(中第一五三號)

(112) 碧地金銀繪箱

二合

(中第一五一號)

中倉階下

1011

(113) 蘇芳地金銀繪箱 一合 (中第一五二號)

蓋表に童兒鼓樂の圖あり、銘「東小塔」。

(114) 蘇芳地金銀繪箱 一合 (中第一五二號)

(115) 蘇芳地金銀繪箱 一合 (中第一五二號)

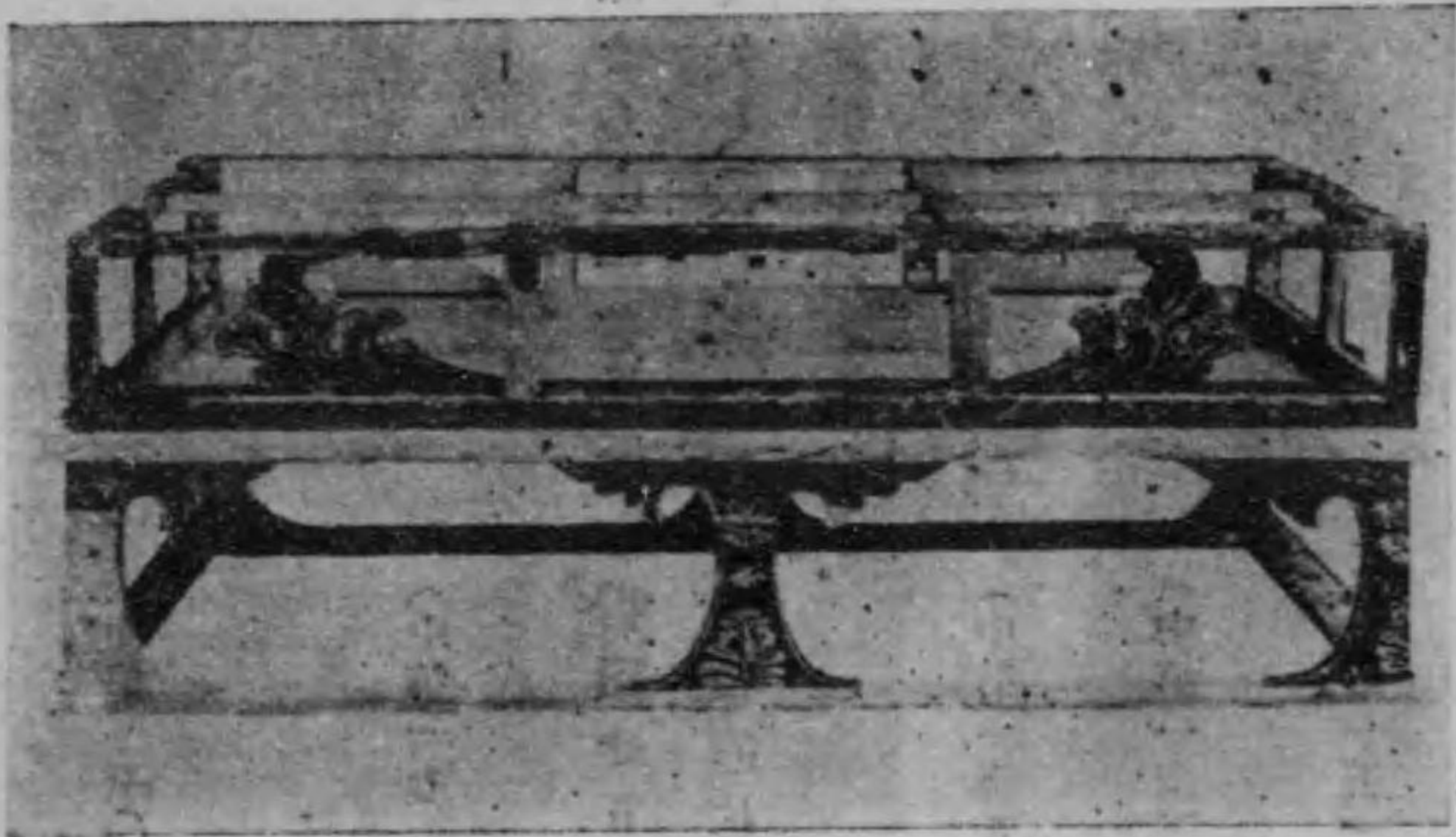
蓋は新造品。

(116) 粉地彩繪箱 一合 (中第一五七號)

小破を補修せり。

(117) 黃楊木金銀繪箱 一合 (中第一五四號)

銘「東塔」。破損せるを今修理せり。



(114) (箱2飾) 箱金地體蘇

101

(118) 粉地木理繪長方几 一合

(中第一七七號)

几背綠地、脚は粉地金繪、兩脚あり、一脚破損せるを今修理せり。几褥を具す、褥は白椽色の綾縁は錦裏は藤縞の純、表裏とも破壊せり。銘あれども漫漶讀むべからず、唯「長一尺九寸八分廣一尺□寸□大寺獻大佛殿」等の文字見るべし、思ふに(121)碧地彩繪几の銘より推して見れば、本號の几にも、亦神護景雲二年四月三日幸行等の文字ありたるものか。

(119) 蘇芳地金銀繪花形方几 一枚

(中第一七七號)

几背綠地、彩繪の脚、脚四。褥を具す、褥は白椽色の綾縁は錦裏は綠藤縞、破綻ありたるを今修補せり。

(120) 黃楊木几 一枚

(中第一七七號)

金銅の帖角銘「大佛殿」。處々の小破を今修理せり。褥を具す、褥は綠綾縁は

中倉階下

105

錦裏は緑蔦縹、破綻ありたるを今修補せり。

106

(121) 碧地彩繪几 一枚

(中第一七七號)

兩脚、題箋あれども讀むべからず、たゞ「佛殿獻物」等の數字を見るべし。褥を具す、褥は茶綾、錦の縁、緑蔦縹の裏、表裏ともに破壊せり。銘「長一尺七寸、廣一尺二寸、以神護景雲二年四月三日幸行獻大佛殿東大寺」。

(122) 粉地彩繪几 一枚

(中第一七七號)

銘「千手堂」、脚四。褥を具す、褥は白椶色の綾、縁は錦裏は緑蔦縹の縹。

(123) 黒柿蘇芳染金繪長花形几 一枚

(中第一七七號)

銘「戒壇」、脚四、一は修補品。褥を具す、褥は表裏剝落色目辨すべからず、布心あり、白縹もて之を裏む。

(124) 彩地銀繪花形几 一枚

(中第一七七號)

銘「東小塔」、脚四。褥を具す、褥は表剝落して色目辨すべからず、錦の縁、緑蔦縹の裏。

(125) 粉地彩繪几 一枚

(中第一七七號)

朱字銘「東塔」、脚四、一脚は修補品。褥を具す、褥は白綾、緑蔦縹の裏。

(126) 彩繪長花形几 一枚

(中第一七七號)

几背緑地、八脚、二脚は修補品。褥を具す、褥は白綾、縁剝落、緑蔦縹の裏。

(127) 粉地花形方几 一枚

(中第一七七號)

几背緑地、彩繪の脚、四脚、一脚は修補品。

中倉階下南棚

一〇八

(128) 籠 箱 一合 (中第一七六號)

碧地彩繪の床脚、こばこと讀むべきか、或は云ふ、獻物用の臺ならん。

(129) 籠 箱 二合 (中第一七六號)

蘇芳地金銀繪の床脚。摹造一合を附す。

(130) 彈 弓 一張 (中第一六九號)

彈弓の技今傳はらず、弦にて丸のやうなるものを彈く遊戯なるべし。此の弓漆繪もて鼓樂技曲の圖を畫けり、弦は竹、把は紫皮斑の組緒(うちひも)を其の上に纏けり。緒剥落し、弦折れ、弦の懸皮缺けたるを、今修補せり。

(131) 彈 弓 一張 (中第一六九號)

漆塗、紫の組緒もて把を纏けり。末弭缺け、弦僅に存したるを、今修補せり。

(132) 雙 六 局 一具 (中第一七二號)

木畫螺鈿。一脚缺け、木畫剝落せるを、今補修せり。

此の盤中央隆起せり、蓋彈碁盤なり、品名修正の手續を了するまで、姑く舊稱に依る。彈碁は「たぎ」又「いしはちき」と云ふ、碁石數箇を蒔き、手指を以て之を彈き合はせ、當れるを勝とし、當らざるもの、又は當るも他石を打つものを負とす。

(133) 雙 六 局 一具 (中第一七二號)

沈香木畫。床脚破損し、木畫多く剝落せるを、今補修せり。

(134) 雙 六 局 一具 (中第一七二號)

中倉階下

一〇九

紫檀木、木畫剝落あり。

(135) 雙六局 一具

材は榿。床脚破損し、また缺失ありたるを、今修補せり。

(中第一七二號)

(136) 雙六筒 一口

雙六の骰子を容れて振り出す具なり。紫檀金銀繪、口及び尾ともに銀。

(中第一七三號)

(137) 桑木木畫碁局 一具

角もて界線を作れり、花形の眼、螺鈿及び黄牙紺牙撥鏤の莊、牙の床脚。

(中第一七四號)

(138) 桑木木畫碁局 一具

角もて界線を作れり、花形の眼、紫檀及び花綱等を用ひて莊る、牙の床脚。

(中第一七四號)

(139) 金銀繪碁子合子 二合

(中第一七五號)

(140) 粉地金銀繪八角几 一枚

(中第一七七號)

銘「吉祥堂」、四脚。

(141) 粉地金銀繪八角長几 一枚

(中第一七七號)

面緑地、銘「東小塔」、六脚。

(142) 檜長方几 一枚

(中第一七七號)

縁及び床脚粉地金銀繪。床脚缺失せるを、今補修せり。

(143) 粉地彩繪八角几 一枚

(中第一七七號)

(144) 粉地彩繪長方几 一枚

(中第一七七號)

几面木理に象どりて畫けり。四脚のうち三脚缺けたるを、今補修せり。

一一二

(145) 粉地彩繪長方几 一枚

(中第一七七號)

四脚のうち三脚を補修せり。

(146) 假作黒柿長方几 一枚

(中第一七七號)

金銅の帖角すまなかり、四邊に銀を着けたるを、今唯一邊に存す、兩脚

(147) 綠地金銀繪長方几 一枚

(中第一七七號)

粉地金銀繪の脚、四脚のうち二脚を補修せり。

(148) 金銀繪長花形几 一枚

(中第一七七號)

面綠地、背蘇芳地、粉地銀繪の脚、銘『東小塔』、六脚のうち五脚を補修せり。

(149) 漆八角机 一枚

(中第一七七號)

四脚悉く缺け、几も亦破損せるを、今補修せり。

(150) 檜方几 一枚

(中第一七七號)

縁及び脚ともに牟久木、四脚のうち二脚を補修せり。

(151) 檜方几 一枚

(中第一七七號)

黒柿の縁、四脚悉く缺けたるを、今補修せり。

(152) 檜八角長几 一枚

(中第一七七號)

牟久木の縁、八脚悉く缺けたるを、今補修せり。

(153) 檜八角長几 一枚

(中第一七七號)

縁及び床脚を紫檀色に染めたるもの、背綠地、床脚破損せり。

中倉階下

一一三

(154) 檜 長 几 一枚 (中第一七七號)

縁は榧もて作り銀繪を施せり、床脚悉く缺けたるを今補修せり。

(155) 榧 長 几 一枚 (中第一七七號)

縁及び床脚銀繪、床脚の殘材を以て補修せり。

(156) 蘇芳地六角几 一枚 (中第一七七號)

縁地の背、假作瑤瑠の床脚、邊緣に銀鍍六を着く。

中倉階下 (1) 號箱

(157) 黄 熟 香 一材 (中第一三五號)

かつて一部を截り取りて足利義政に賜はり、後又織田信長にも賜はれり、明治天皇奈良行幸の際、一部を截り取らしめられたり、それぞれの箇處に箋を附して之を示す。此の香木を世に蘭奢待と稱す、「蘭」の門構の中、「奢」の冠、「待」の傍に「東」大「寺」三字を暗示すと云ふ。

中倉階下 (口) 號箱

一一六

(158) 斑犀帶殘闕 (中第一二二號)

鉸具三枚を附す。

(159) 牙 櫛 三枚 (中第一二三號)

(160) 水 精 玉 二十九枚 (中第一二七號)

分ちて網袋四口に裹む、一口には五枚、三口には各八枚

(161) 琥 碧 玉 四枚 (中第一二九號)

(162) 琥碧長合子殘闕 (中第一三〇號)

(163) 魚 形 六枚 (中第一二八號)

(164) 貝 玦 二十六枚 (中第一二四號)

馬蹄形十、月形十一、破損五、蓋樂器等の螺鈿に用ひたるものならんか。

(165) 貝 環 五枚 (中第一二五號)

(166) 牙 玦 二枚 (中第一二六號)

いづれも月形。

一一七

中倉階下 (ハ) 號箱

(167) 犀角魚形 一雙 (中第九七號)

鱗金繪

(168) 斑犀合子 三合 (中第九八號)

一合は犀角の形紫檀の蓋、二合は方形、いづれも白線の紐を着く。

(169) 水精玉 一枚 (中第九九號)

雑色の組緒もて之を結ふ、緒朽壞せり。

(170) 雑色緞綬帶 一條 (中第一〇一號)

(171) 水精玉 五枚 (中第一〇七號)

(172) 彩繪水鳥形 二枚 (中第一一七號)

(173) 白組帶 一條 (中第九六號)

(174) 黄楊木把鞘刀子 一雙 (中第一〇三號)

金銀莊、双本に刻鏤あり、雑色緞綬の帯を着く、二口とも鞘尾缺けたるを今補へり。

(175) 間縫刺繡羅帶殘闕 一條 (中第一〇四號)

花鳥の繡、金銀繪、間縫は色文の變りたる裂をひとつ間に縫綴れるなり。

(176) 琥碧魚形 一隻 (中第一〇五號)

銀鎖もて連結し、雑色の組（きりぎし）を著く、本前件（もとまへけん）の羅帯（らたい）に繋げるものなり、今羅帯朽壞（くわい）せるも、繋ぎたる痕（あと）なほ見るべし。

(177) 瑠璃魚形 一隻

(中第一〇六號)

白線の組を着く。

(178) 水精長合子 一合

(中第一〇二號)

雑色絹綬（きりぎし）の帯を着く。

(179) 獻物牌 二枚

(中第一〇八號)

一枚は雑色の組を着く、『從三位藤原朝臣』。一枚『橘少夫人』。

(180) 刺繡羅帶 一條

(中第一〇九號)

絹（きりぎし）の綬（きりぎし）あり、殘缺なり。

(181) 斑犀小尺 一枚

(中第一一〇號)

長二寸、白線の組を着く。

(182) 碧瑠璃小尺 一枚

(中第一一一號)

長二寸五分。

(183) 黃瑠璃小尺 一枚

(中第一一二號)

長三寸。

(184) 碧瑠璃小尺 一枚

(中第一一三號)

長三寸。

(185) 黃瑠璃小尺 一枚

(中第一一四號)

長三寸。

(186) 紫檀金銀繪小合子

一合

(中第一一五號)

蓋塔形。

(187) 紫檀銀繪小墨斗

一合

(中第一一六號)

右墨斗形微小にして一見玩具に似たり、聞く所に依れば支那にて、此の器中に白粉を盛り、裁つべき裂に、白き線を引くに用ふと云ふ、近年留學支那女學生の、現に之を用ふるを見たる、某氏の談なり。

(188) 瑪瑙玉

一枚

(中第一〇〇號)

(189) 撥鏤飛鳥形

三枚

(中第一一八號)

一枚は綠牙、二枚は紫牙。

(190) 小香袋

七口

(中第一一九號)

破損。

(191) 雜色組縁飾殘闕

一條

(中第一二〇號)

珠玉、丁香、木彫の龜子を繋ぐ。

(192) 獻物牌

一枚

(中第一二二號)

『藤原久米刀自賣獻舍那佛』。

中倉階 五 北棚 五 段

(193) 梓弓

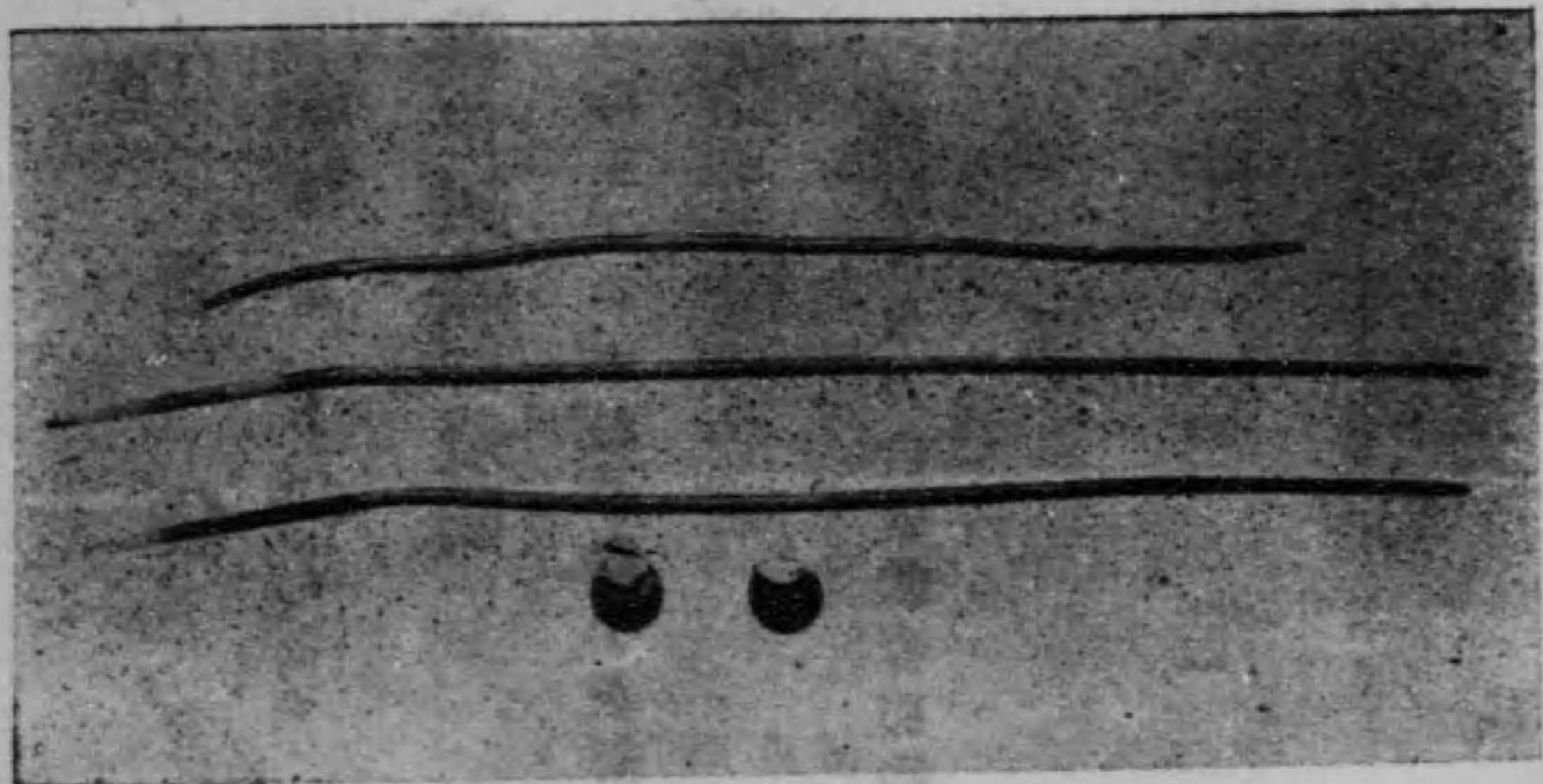
三張

(中第一一號)

中倉階上

一三三

一三三



二 柄 二 弓 概 弓 梓

残弦一尺許を附す。

按ずるに、獻物帳に御弓一百三張を載す、之を細別すれば、梓の御弓八十四張、概の御弓六張、阿惠の御弓一張、檀の御弓八張、肥美の御弓一張、別色の御弓三張なり、而して此等の御弓は、天平寶字八年、惠美押勝の亂の時、悉く出藏せられたること、記録ありて、其の後還納のこと見えす。爰に掲ぐる梓弓三張、及び次に掲ぐる概弓二十四張は、其の色目獻物帳の記載と合はず。

弓 第一號 一張 梓弓、長六尺六寸、黃黒斑漆、金銅の珮。

同 第二號 一張 梓弓、長七尺二寸五分、本珮金銅の約を着く。

(194) 概。 同 第三號 一張

末珮缺けたるを、今補修せり。梓弓、長八尺二寸三分。

弓 二十四張

(中第二號)

長七尺一寸五分乃至八尺四寸八分。細目を略す。

中倉階互北棚

(195) 鞆

十五口

(中第三號)

鞆は古代弓射る人の左手頸に着けたるものなり。

中倉階上

(196) 赤漆小櫃 一合

(中第二六號)

柄を納むる櫃なり。

(197) 大 刀 二十六口

(中第八號)

黄金莊大刀 第一號 一口

双長二尺二寸五分、鮫皮の把、黄金の押縫、斑犀の頭、漆鞘密陀繪、黄金を以て鞘尾を裏めり。帶執と懸とは新補品。

金銀鈿莊唐大刀

第二號、第三號 二口

いづれも双長二尺一寸六分、鮫皮の把、白皮の懸、鐵を以て鞘尾を裏み、其の上に金銀を鑲せり。

第三號に修補あり。

金銀莊横刀 第四號 一口

双長一尺一寸六分、沈香の把、漆鞘、金銀平

脱の葛文獸形。

横刀とは佩刀といふに同じ、古書には單に「たち」と訓せり。

金銅鈿莊大刀 第五號 一口

双長一尺八寸一分半、紫檀の把、漆鞘、懸及び帶執等修補せり。

金銅莊横刀 第六號 一口

双長一尺五寸三分、紫檀の把、漆鞘、懸及び鞘尾、帶執等修補せり。

金銅莊大刀 第七號 一口

双長一尺五寸六分、漆鞘、把の絲纏、懸、帶執等修補せり。

黒作 横刀 第八號 一口

双長一尺六寸二分、鐵の把、樺纏、紫皮の懸、樺纏剝落せるを今修補せり。

黒作とは鞘及び鉸具皆黒漆なるをいふ。

銅漆作大刀 第九號、第十號、第十一號 三口

中倉階上

黒作 大刀 第十二號乃至第二十六號 十五口
第十四號まで北棚にあり、第十五號以下西棚に續く。

中倉階 与 西棚

黒作 大刀 十五口之内 第十五號乃至第二十六號北棚より續く。

(198) 無 莊 刀 二十三口之内 (中第九號)

刀身のみにて莊飾を加へざる刀なり。

無 莊 刀 第二十七號乃至第三十二號 六口
第三十三號以下十七口は棚外に別置す。

(199) 赤漆細長櫃 三合 (中第二七號)

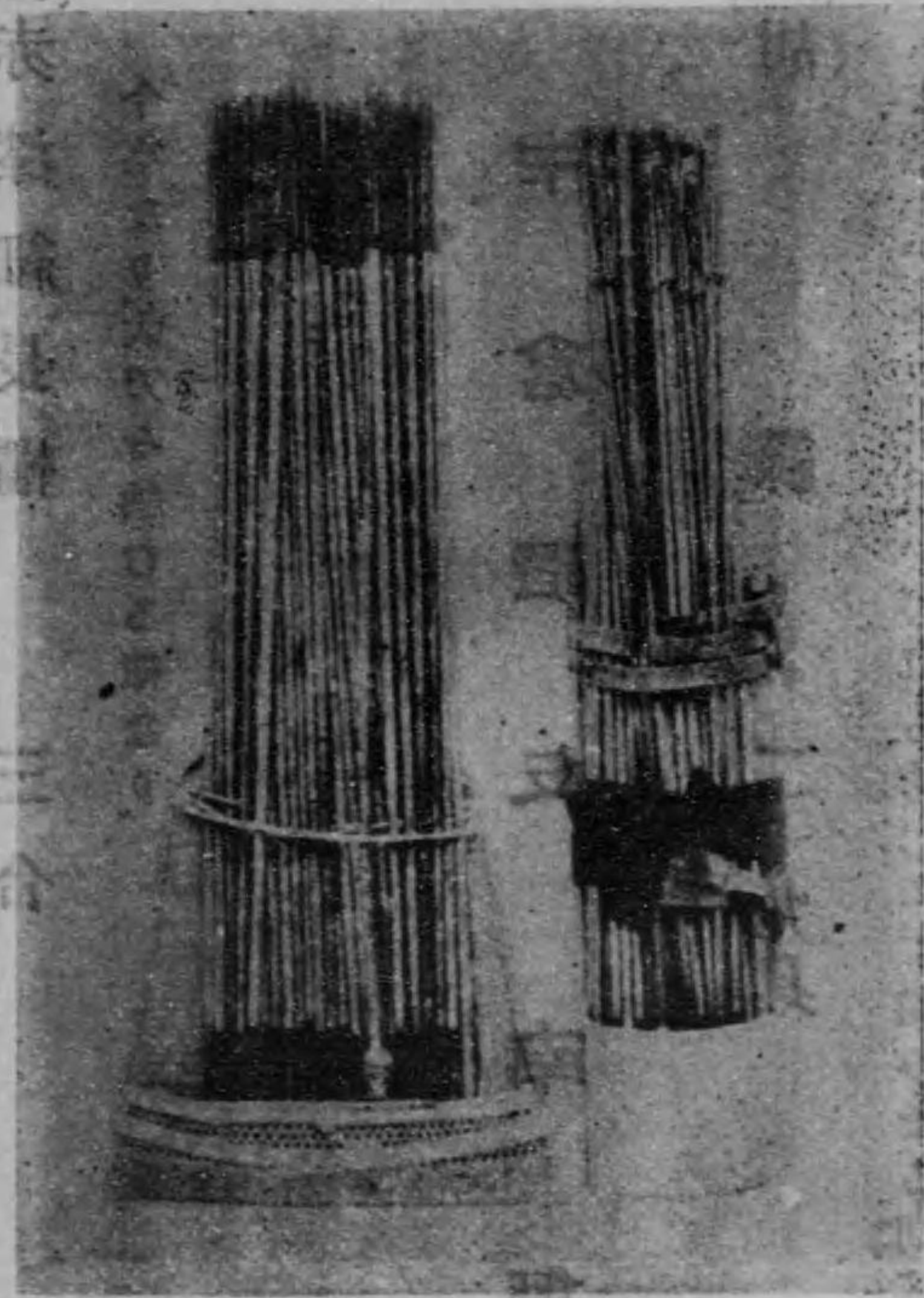
今空なり、大刀を納むる櫃なり。

中倉階 与 南棚

(200) 胡 籐 二十九具 (中第四號)

本號の二十九具はいづれも防已にて組みたる胡籐なり、概別して白葛、漆葛、赤葛の三種とす、其の内第十一號漆葛胡籐に附牌あり『天平寶字八年九月十四日木工衣縫大市所給』と記す。

(201) 白葛胡籐 四具



白葛胡籐第八廿號 同第十三號

二三〇

(中第五號)

此の四具は平胡籐なり。

按ずるに、前件第十一號の附牌に記せる日付は、惠美押勝近江に奔りたる第四日なり、而して此の時勅して、安寛法師をして、御庫に藏する一切の兵器

(202) を取出し、内裏に差出さしめられたること、記録に之を載す、前件胡籐の類も此の時出藏して諸人に給せられ、亂平ぎて後還納せられしものか、或は換へて還納せられしものか、其の色目、獻物帳の記載と合はず。

中倉階五 棚五段

(202) 箭

八十束

(中第六號)

箭は、多く篠竹を用ひ、亦葦を用ふ、羽は二枚、三枚或は四枚なるものあり、蓋用によりて數を異にするなり、羽の種類は概別して雉、雁、雕、山鳥、鶴、隼、鶻、鷹等とす、第四十一號、第四十二號の如きは、玉蟲の羽もて管まきを飾れり、鏃は鐵を用ふれども、

中倉階上

二三二

竹又は骨等のものもあり、又獻物帳に依れば、鳴簡なりかんに青烤あせ赤烤あかありしやうに見ゆれども、今青烤のみを残せり。毎束に摹造品一雙又は一隻を附す。

一三二

中倉階与棚外

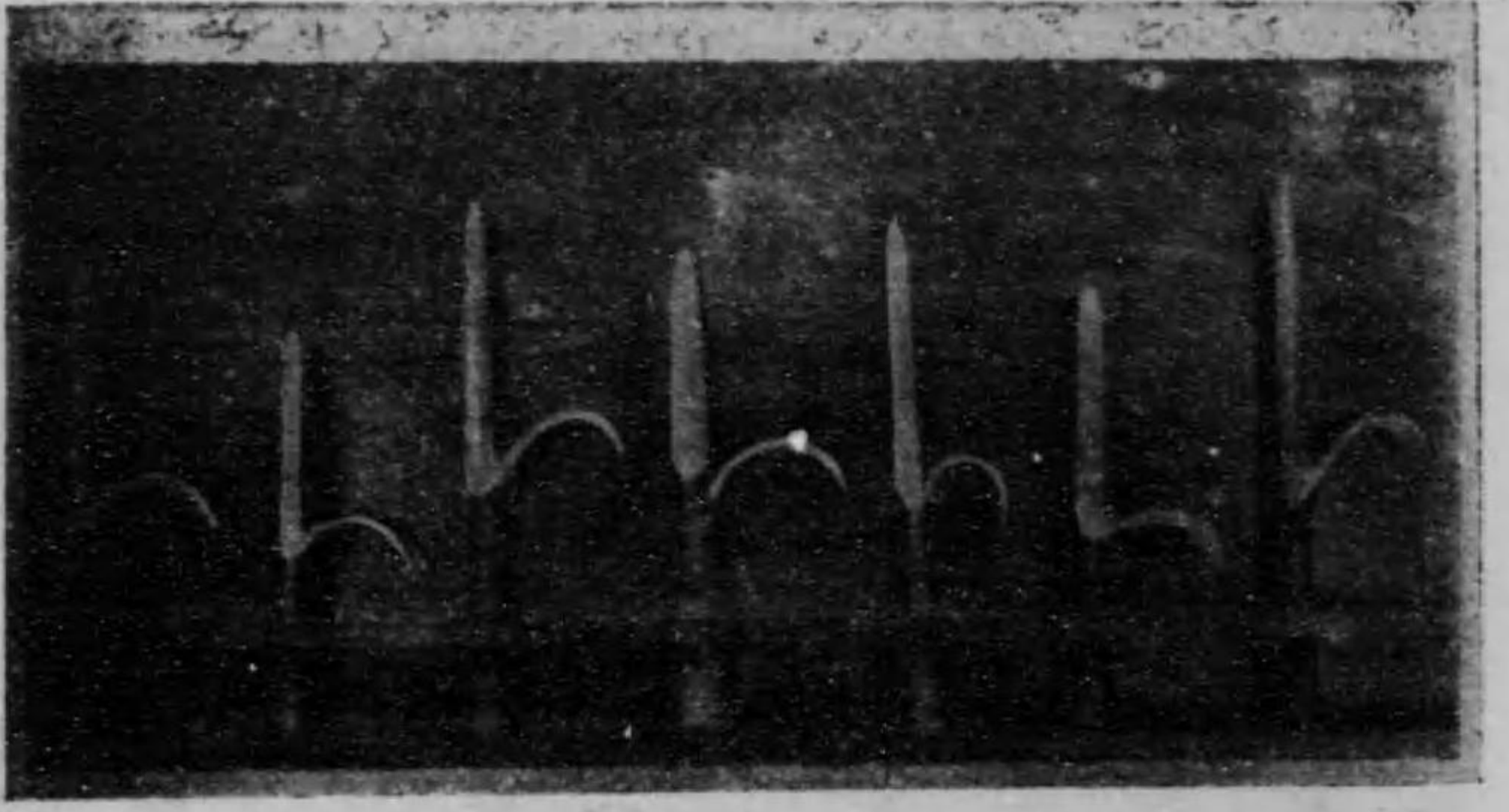
(203) 手 鉾 五口

(中第一〇號)

手鉾てびこと稱すれども、中古の名目のものとは同じからず、却て薙刀なぎの如き形のものもあり。柄糸へいと纏まと剝落せるを、今補修せり。

(204) 鉾 三十三枚

(中第一一號)



鉾 双 第一號至第七號

中倉階上



馬鞍 第一號

一三三

柄は楓あり、竹の打柄あり、絲繩、樺繩、銅線繩等あり、近世の鑄とは全く其の用法を異にす。柄の糸繩剝落し、柄又往々破損せるを、今修補せり。

(205) 馬

鞍 四具

(中第九號)

馬鞍十具を存す、今其の四具を出し、餘は櫃に納む。

馬鞍 第一號 一具

鞍橋木地にして金銀の泥繪あり、鞍は後輪のみにあり、初より鞅を具せざる式なり、鞅には錦を用ひ、鞅には華文ある熏章を用ふ、銀鍍の壺鐙を具せり、附屬具殘缺せり、抽斗の内に納む、腹帶の端に文あり云はく「常陸國茨城郡大幡郷戸主大□□馬麻呂調一端、國印を捺せり。」

馬鞍 第二號 一具

銀鍍の鐙、附屬具殘缺、抽斗に納む。

同 第三號 一具
同 第四號 一具

黒栴の鞍、附屬具殘缺、抽斗に納む。
黒栴の鞍、附屬具殘缺、抽斗に納む。腹帶の端に『國司史生』云々の銘を記す。

(198) 無

莊 刀

二十三口之内

(中第九號)

無 莊 刀 第三十三號乃至第四十九號 十七口

南

倉

(801)

源

振

氏

二十三

十六日

四月

三月

二月

正月

十二月

十一月

十月

九月

八月

七月

六月

五月

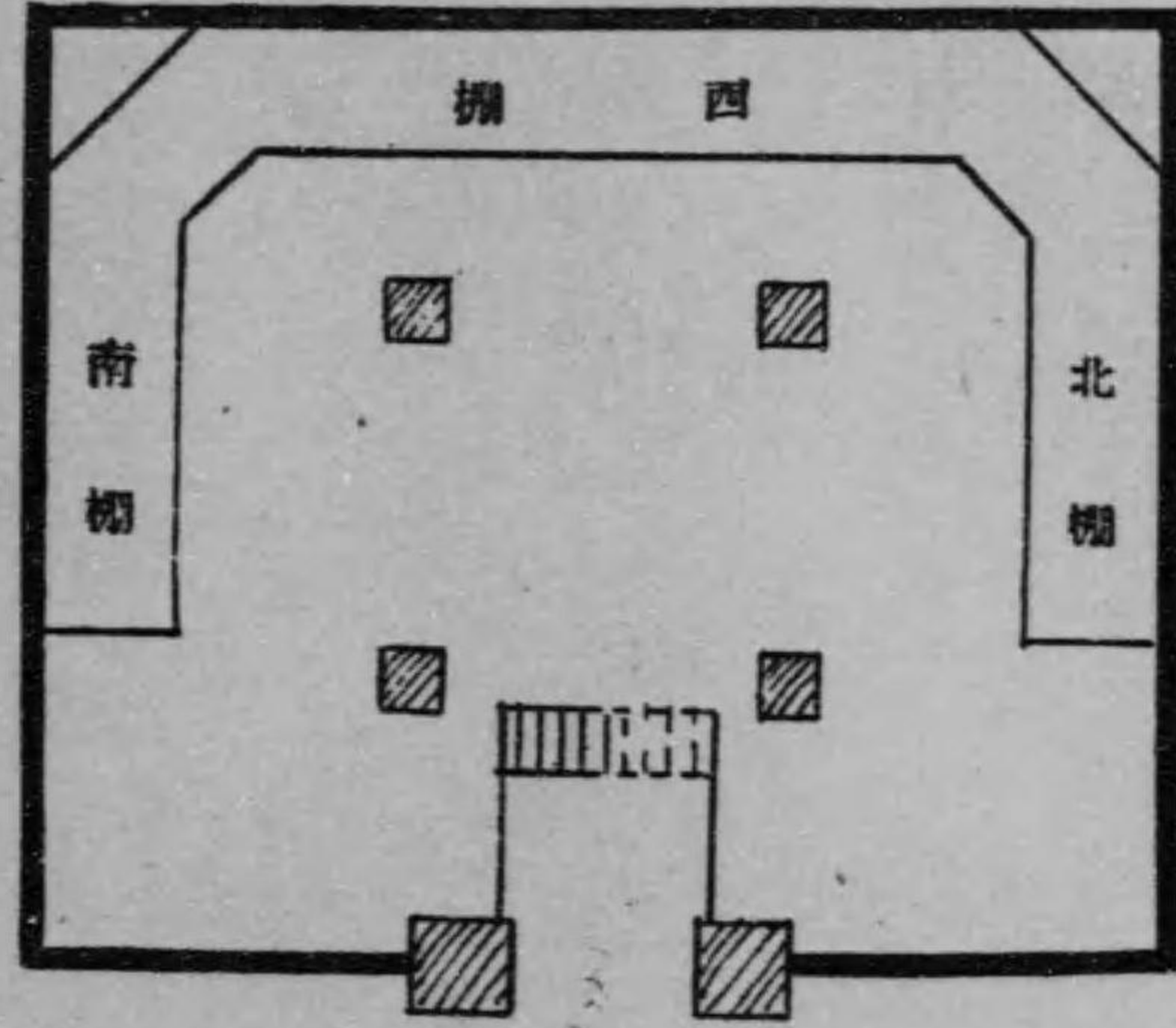
四月

三月

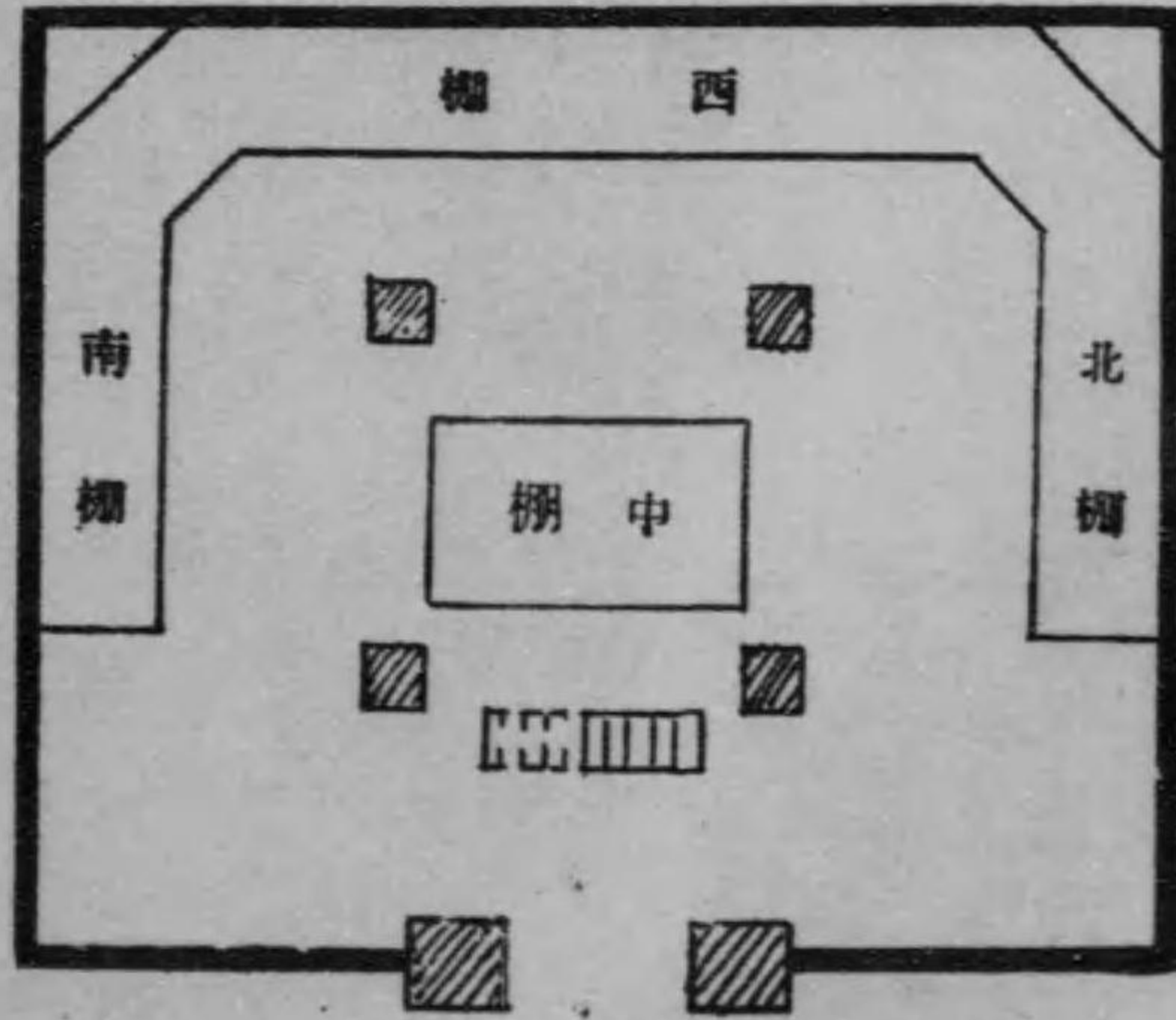
二月

正月

上階倉南



下階倉南



南倉階下中棚

(1) 檜^{ヒノキ} 和^ワ 琴^{コト} 一張

紫檀螺鈿及び木畫の莊、金銀繪黄金の界線。木畫界線剝落多し、修理未了。

(南第九八號)

(2) 桐木琴殘闕 一張

七絃。

(南第九九號)

(3) 朴木金銀繪琴箱 一口

(南第一〇七號)

(4) 筇 二口

(南第一〇八號)

南倉階下

一三七

一口は吳竹、一口は假斑竹、いづれも膝及び壺は銀平脱。

(5) 笙 二口 (南第一〇九號)

一口は吳竹、膝及び壺は漆塗。一口は假斑竹、膝及び壺は銀平脱。

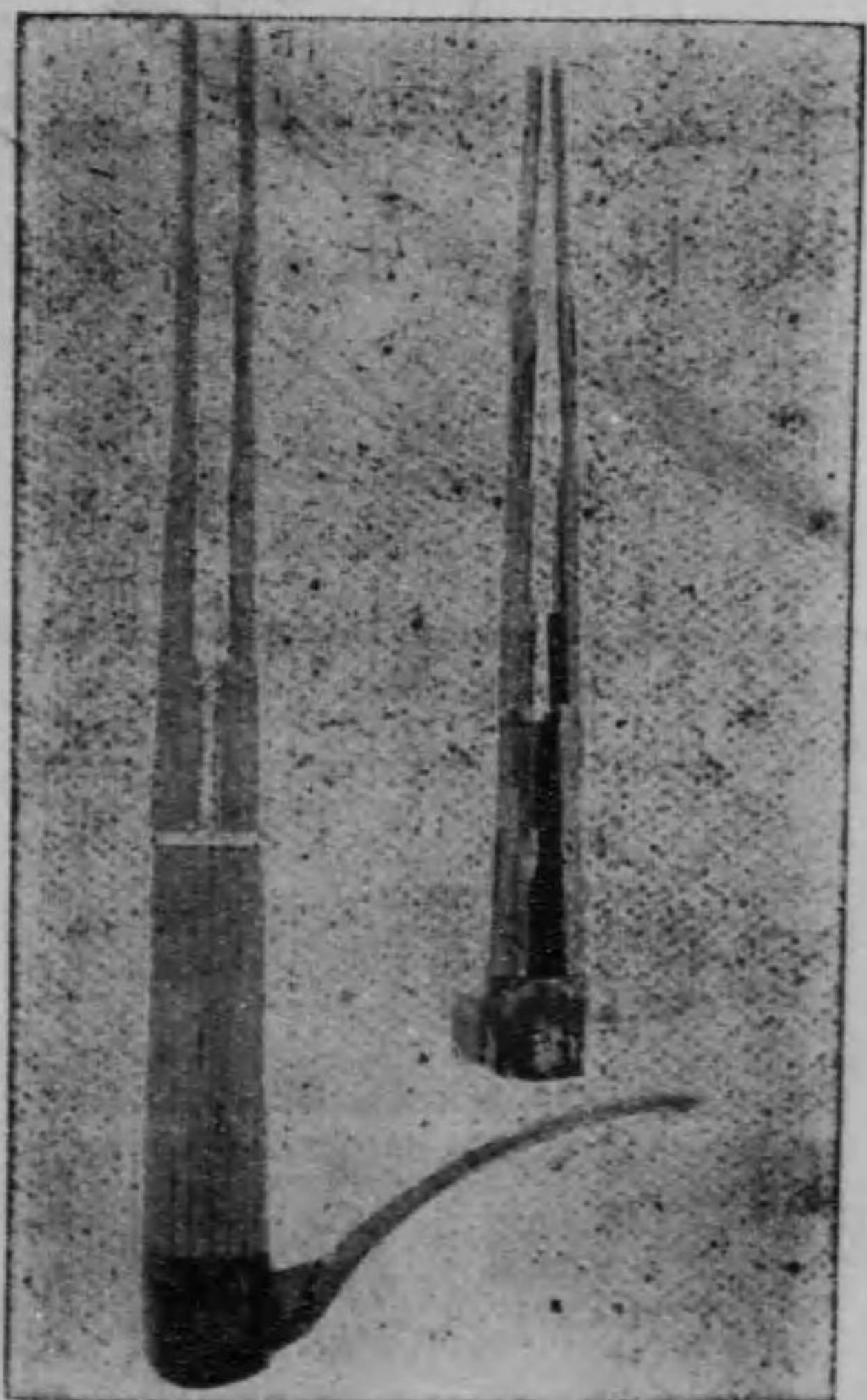
(6) 尺 八 三管

一管は牙、一管に『東大寺』の銘あり。

(7) 横 笛 三管

一管は牙、一管は斑竹、『東大寺』の銘あり。

(8) 新羅琴 殘闕 一張



一三八

假斑竹笙 吳竹芋

(南第一一〇號)

(南第一一一號)

(南第一一〇號)

(9) 琵琶 一面

楓蘇芳染螺鈿の槽(槽は甲、即ち琵琶背面の總名)、捍撥(撥面に騎象鼓樂の圖を畫けり、『東大寺』の銘あり。

(南第一〇一號)

(10) 琵琶 一面

紫檀木畫の槽、捍撥は丹地に騎獵の圖を畫けり。

(南第一〇二號)

(11) 琵琶 一面

紫檀木畫の槽、捍撥は丹地に山水古人を畫けり。

(南第一〇一號)

(12) 琵琶 一面

紫檀の槽、捍撥は丹地に攀鳥を畫けり。

(南第一〇二號)

(13) 琵琶 撥 一枚

(南第一〇二號)

紫檀金銀の繪

一四〇

(14) 桑木阮咸 一面

(南第一二五號)

捍撥は緑地に松下圍碁の圖を畫けり。

同 袋 一口

表深緑の繩、裏黄の繩、紐を着く、銘『東大寺納
雜樂阮咸袋』。

(15) 武王大刀 一口

(南第一一九號)

唐樂に用ふる大刀なり、双長二尺二寸一分、牟久木の把、漆鞘密陀繪を畫けり、鐵
作り、文『東大寺 武王 天平勝寶四年四月九日』。

(16) 破陣樂大刀 二口

(南第一一九號)

一口は双長二尺二寸一分、一口は双長二尺一寸九分、いづれも牟久木の把、鞘に
密陀繪を畫けり、鐵作り、文『東大寺 破陣樂 天平勝寶四年四月九日』。

同 袋 二口

白繩、緋繩の裏、一口に『東大寺 破陣樂大刀』、
一口に『破陣樂大刀』とあり。

(17) 婆理大刀 一口

(南第一二三號)

婆理は度羅樂の曲名なり。胡粉塗の木刃、長一尺八寸一分、牟久木の把、鞘に密
陀繪を畫けり、鐵作り、文『東大寺 波理』。

同 袋 一口 白繩、緋繩の裏、文『東大寺 波理大刀』。

(18) 甘竹律 二口

(南第一二二號)

一口、楸木の縁、紫皮の帶、第四、第九、第十、第十一、第十二管及び縁板一枚と、帶とは
新補。

一口、第四管以下九管、及縁板一枚存するのみ。
こゝに律と云ふ、即ち律管の義なれども、其の製作法より研究して律管にあら

南倉階下

一四二

(19) 鐵 方 磬 九 枚



一四二

予 簫 管 乃 里 云 云

名 目 訂 正 の 手 續 を

了 す る ま で 姑 く 舊

に 依 る。

(南第一一三號)

(20) 磁 口 半 鼓 二 口

(南第一一四號)

(21) 漆 鼓 二 拾 二 口 之 内

(南第一一五號)

(22) 鼓 皮 殘 闕 一 束

(南第一一六號)

鐵の縁輪一束を附す。

(23) 樂 梓 二 枚

(南第一一七號)

一枚は双に枝あり、柄の上端に銀を着く、柄半ば折れたり、一枚は三又木、塗漆、柄闕く。

(24) 木 笏 一 枚

(南第一二四號)

文あり『東大寺前二 天平勝寶』以下讀むべからず。

南倉階下

一四三

南倉階下北棚

(25) 子日利篋 二枚

(南第七五號)

古代朝廷に於ける正月初子の日の御儀式に用ひられたるものなり、目利は舊の借字なるべし、枝梢所々に雜玉を貫く、故に玉篋とも云ふ、紫皮の把、一枚は金絲もて其の上を纏く、一枚は白縷に雜玉を貫きたるをもて之を纏く、今殘破せり。

(26) 粉地彩繪倚几 二枚

(南第七六號)

前件玉篋に屬す。

(27) 子日手辛鋤 二口

(南第七九號)

玉篋と同じく、正月初子の日の御儀式に用ひられたるものなり、又は漆金銀繪柄は粉地彩繪、文あり、『東大寺子日獻天平寶字二年正月』一口の又は新補品。按ずるに、支那の周漢の制に、孟春の月に天子親ら籍田を耕し、王后蠶室を掃ひ、蠶神を祭る儀あり、蓋此の儀に據らせたまひ、孝謙天皇天平寶字二年正月三日の子の日に用ひたまひたる子日鋤と玉篋となるべし、此の時大伴家持の詠じたる和歌萬葉集に見ゆ。

(28) 彩繪佛像幡 一條

(南第一五五號)

生絹。寶庫に藏する幡の類多し、或は刺繡あり、或は織成等あり、今皆整理中に、假庫に納めあり、但其の彩色畫なるは獨り本號の一品あるのみ。

(29) 赤漆櫃 二合

(南第一七〇號)

一合は密陀繪雲兔の形を畫けり、一合には鐵の鑊子を着く。

(30) 榻 足 几 七脚

一四六

(南第一七三號)

今それぞれ他物を上に載せ置けり。

(31) 檜墨繪花鳥櫃 一合

(南第一七二號)

南倉階下西棚

(32) 漆 小櫃 一合

(南第一六九號)

銅の鏝子を着く。

(33) 漆 櫃 二合

(南第一六八號)

一合は密陀繪雲鳥草形。

一合は密陀繪龍虎形。摹造一合を附す。

(34) 鏝 子 四十三具

(南第一六七號)

一具は銀。十四具は金銅。二十八具は鐵。

右鏝子或は牝鏝子の筒或は牡鏝子のばね或は匙を缺けり。それぞれ新補せり。

(35) 刻彫蓮花佛座 二枚

(南第一一六號)

(36) 和同開珍 十五枚

(南第九三號)

(37) 神功開寶 一枚

(南第九四號)

右錢十六枚共に一枚の板に結び付く。

南倉階下

一四七

(38) 漆皮箱殘闕

三隻

(南第一七五號)

(39) 縷

九條

(南第八二號)

標縷 一條

題箋に云はく『開眼縷一條 重一斤二兩大 天平勝寶四年四月九日』。

按ずるに、大佛開眼の時墨を眼に點す、その筆に索十二條を繋ぎ、之を數町の遠きに引き、參會の人をして、銘々に此の索を執らしめ、諸人相共に開眼する意を示すこと、東大寺續要錄及び東大寺供養記等に見ゆ。今此の標縷の題箋に開眼縷とあり、又其の日付は大佛開眼の日に當る、蓋此の時筆に繋ぐ縷として用ひられたるものなるべし。

白縷 二條 大小

赤縷 一條

黃縷 一條

雜色縷 四條

雜財物出入帳に、弘仁十三年三月廿六日、淺香麝香等と共に、五色絞糸二條、各長

三丈、行法の爲めに、出藏のこと見ゆ、思ふに此に掲ぐる諸色の縷の内より、取出されたるものなるべし。

(40) 綺

緒 一卷

(南第八三號)

(41) 針

一二雙三隻

(南第八四號)

銀針 一隻 題箋 『銀針一隻、長一尺一寸六分、重三兩三分小』 『糸長一千一百三十四尺』。

銅針 一隻 題箋 『銅針一隻、長一尺一寸六分、重三兩小』 『糸長一千一百三十五尺』。

鐵針 一隻 題箋 『鐵針一隻、長一尺一寸六分、重二兩三分小』 『糸長一千一百三十六尺』。前件(39)の赤縷に屬す。

銀針 一雙

南介階下

鐵針 一雙

一五〇

(42) 綠麻紙針裏 一張

(南第八五號)

題に云はく「綠淡棧糸一條、重二兩二分大、鐵針一隻」。

前記銀銅鐵等の針、皆實用に供せられたるものとは見え、江家次第に、乞巧食の時、金針銀針を楸木の葉に挿み、或は色紙にさして、之を織女星に供へ、巧を祈ること見ゆ、此の針或は此等の儀に用ひられたるものにあらざるか、疑を存す。

(43) 金 銀 箸 一雙

(南第八六號)

(44) 鉈 五

(南第八七號)

(45) 錯 三

(南第八八號)

(46) 刀 子 二

(南第八九號)

(47) 鑽 一

(南第九〇號)

(48) 打 鑽 六

(南第九一號)

(49) 多 賀 禰 四

(南第九二號)

右鉈以下六點共に一枚の板に結び付く。

(50) 蘭 筵 十帖

(南第一五一號)

細長形、綠繩の裏紐を着く。

(51) 蘭 筵 褥 心 三束

(南第一五二號)

(52) 墨 畫 佛像 一枚

(南第一五四號)

麻布。

南倉階下

一五一

(53) 佛像型 三枚

一五二

銅製陽刻、壓出佛を作る型なり。

南倉階下南棚

(54) 金銅幡 四條

(南第一五六號)

每條四枝、葛形龜甲鳥草の裁文、鈴及び花形を以て莊る。

(55) 雜玉幡殘闕 二枚

(南第一五七號)

(56) 金銅雲花形裁文 一枚

(南第一六二號)

文に云はく『東大寺 高笠萬呂作 天平勝寶四年四月九日』

(57) 金銅鳳形裁文 一枚

(南第一六三號)

(58) 幢幡鉸具 六點

(南第一六四號)

金銅鎮鐸 十一口 圓形、文に云はく『東大寺枚幡鎮鐸 天平勝寶九歲五月二日』、一口は製作稍異にして銘なし。

同 八口 扁角形。

金銅杏葉形裁文 十連 每連八枚、鈴及び鐸を用ひて飾る。五連は

同 一連 磬の形の鎮を着く、五連は鎮を具せず。八枚、曲玉を以て飾る、其の内硬玉、碧玉岩等

南倉階下

一五三

あり蓋古代のものを轉用せるなり。

金 銅 鈴 九口
鈴 百三十五口

(59) 漆佛龕扉 八口 四扇 (南第一五八號)

内面に遍く金銅佛像を貼せり。

(60) 同 十一口 一扇 (南第一五九號)

佛像三十五軀を貼せり。

(61) 漆金銀繪佛龕扉 四扇 (南第一六〇號)

摹造九扇を附す。

(62) 檜彩繪花鳥櫃 一合 (南第一七一號)

鐵の鏤子を着く銘「公驗」、即ち公驗辛櫃なり、公驗は土地の所有權を公認したる國司の文書なり。摹造一合を附す。

(63) 塵 芥 十二瓶 (南第一七六號)

南倉階 与 棚 与 段

(64) 伎樂面 六十七口 (南第一號)

伎樂面百六十四口の内なり、乾漆二十七口、木造四十口、銘なし、細目を略す。

南倉階互北棚

(65) 花籠 五百六十五口之内 (南第四二號)

佛事に用ふ花を盛る具なり。

(66) 銀鉢 四口 (南第一一號)

いづれも座を具し各定量を刻せり一口に墨書『南鏡』とあり。

(67) 銀鉢 一口 (南第一二號)

刻文あり『重大五斤五兩 延喜十四年十二月十一日 別當大法師智愷住時作入』座は新補品。

(68) 漆鉢 六口 (南第一〇號)

(69) 磁鉢 二十五口 (南第九號)

本號の磁鉢及び(79)(80)の陶器類は今の所謂三彩釉の類にて、綠釉又は黃釉もて文様を顯はしたるものなり。

(70) 金銀匙 一枚 (南第四三號)

刻文『重大三兩』

(71) 佐波理匙 一枚 (南第四四號)

佐波理は響銅の二字を充つ銅鉛錫の合金なり。

(72) 銅匙 三百四十五枚之内 (南第四五號)

(73) 佐波理皿 六百九十七口之内 (南第四六號)

南倉階上

(74) 佐波理加盤

四百二十六口之内

(南第四七號)

一五八

食物を盛る器なり。

(75) 庖 丁 十枚

(南第四八號)

(76) 貝 匙 六束

(南第四九號)

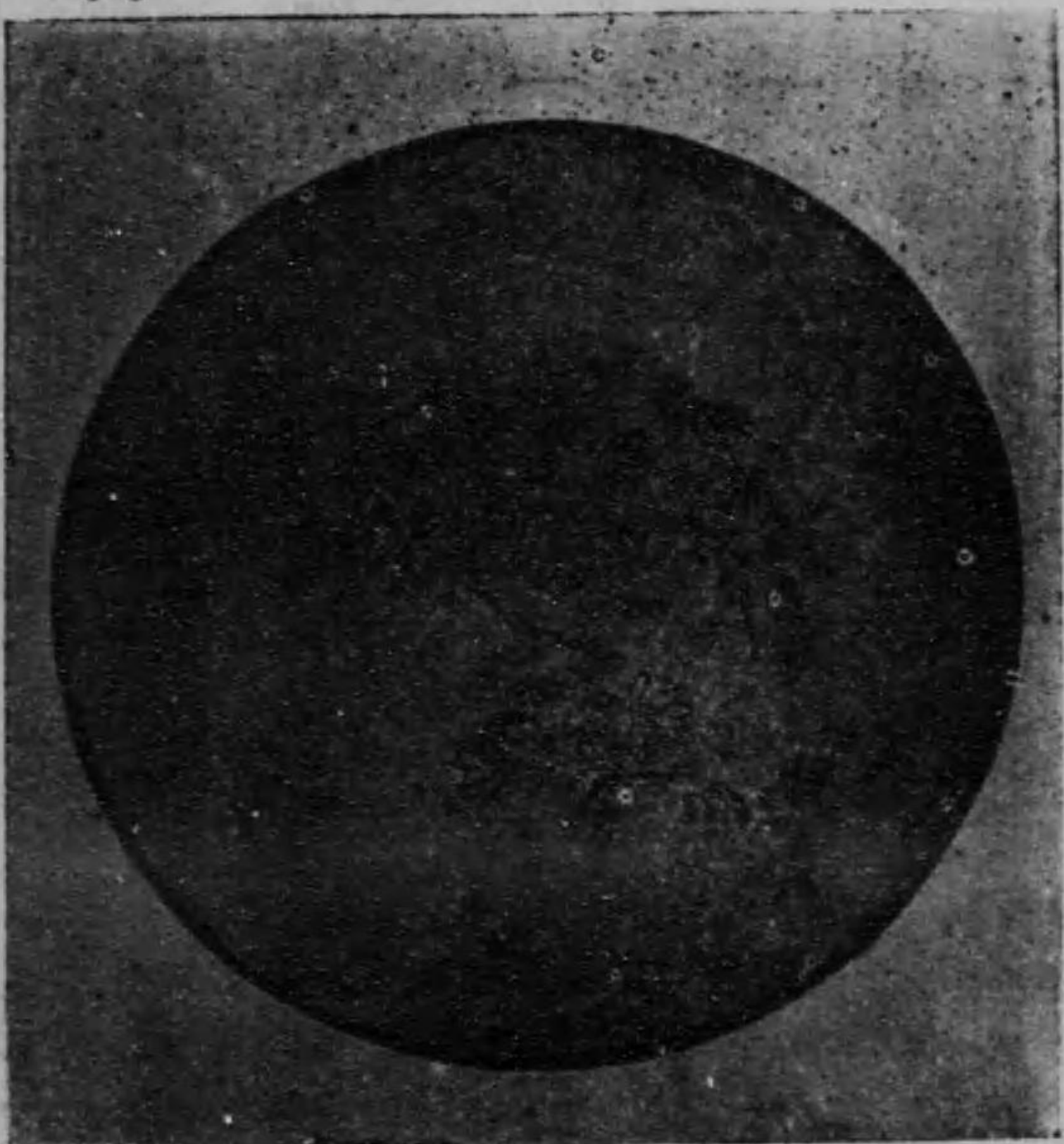
(77) 朴木粉繪高杯 一口

(南第三八號)

處々破損せるを修補せり。

(78) 密陀繪盆 十七枚之内

(南第三カ號)



密 陀 繪 盆

表面白密陀の上に黄色にて、山水、花鳥、人物等を畫きたるものなり。

(79) 磁 瓶 一口

(南第七號)

口并に底の邊破損せり。

(80) 磁 皿 二十九口

(南第八號)

大小深淺あり、小皿の一口の底に墨書「訓國黒万呂」、大皿の一口の底に墨書「戒堂院 聖僧□□盤 天平勝寶七歲七月□□東大寺」とあり。

(81) 漆彩繪花形皿 六束

(南第四〇號)

(82) 銀 盤 三枚

(南第一四號)

八角形、各定量を刻せり。内一枚の脚三脚闕けたるを今補へり。

(83) 銀 盤 一枚

(南第一五號)

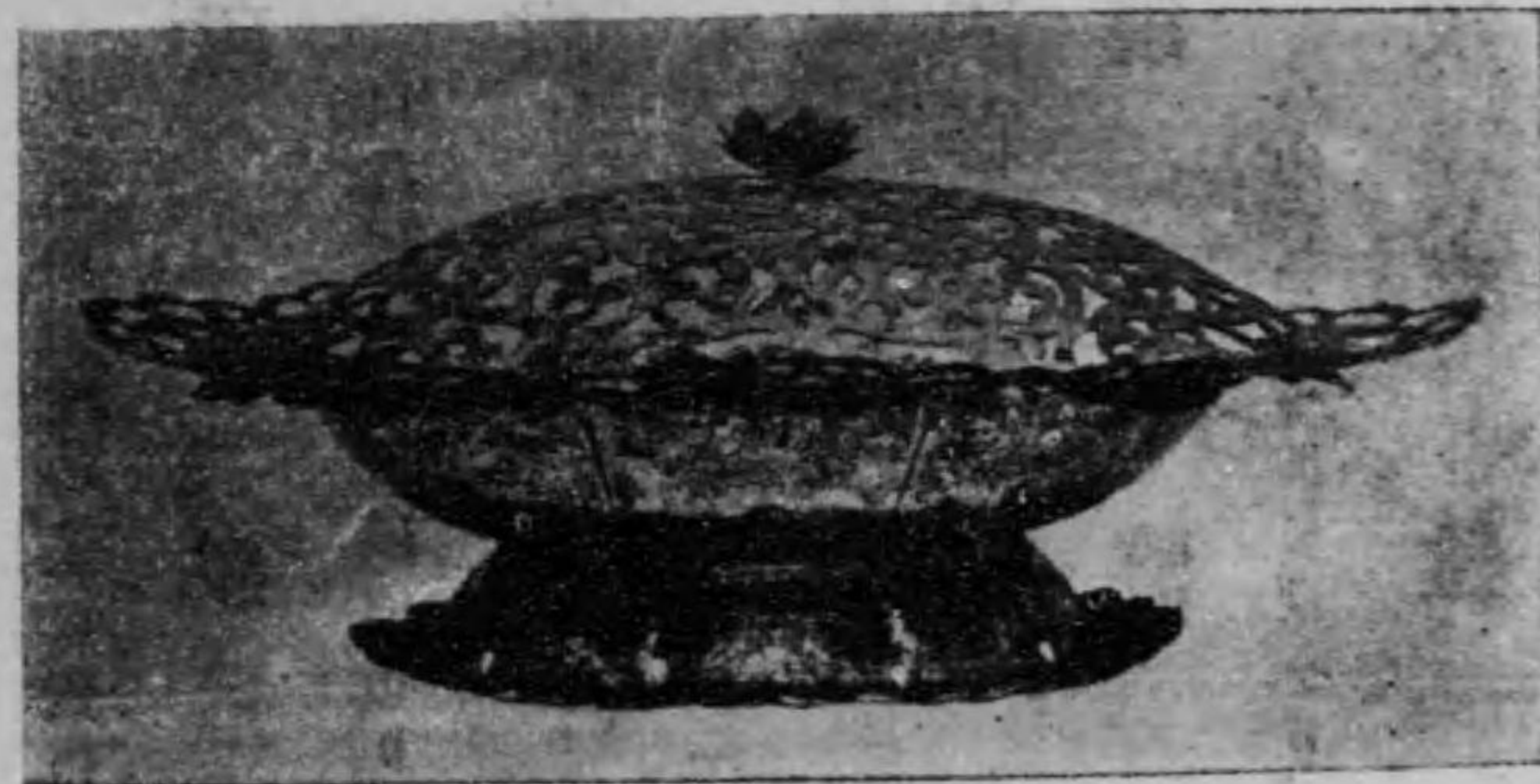
南倉階上

一五九



銀壺 騎獵圖

南第一八號
南第一九號
南第二〇號
南第二一號



金銅花形合子

八角長形刻文「重大三斤二兩」。

(84) 金銅花形合子 二合 南第一九號

一合の身は新補品。

(85) 金銅小盤 一枚 (南第二二號)

(86) 金銅六角盤 一枚 (南第二三號)

脚のうち二は新補、墨書銘「東小塔」。

(87) 銀合子 二合 南第一七號

二合とも身は新補品。

(88) 金銀花盤 一枚 (南第一八號)

六角形、雜玉もて飾れり、脚は新補品。刻文『東大寺花盤 重大六斤八兩 宇
字號二尺盤一面 重一百五兩四錢半』

一六二

(89) 銀 壺 一雙 (南第一三號)

壺面魚子地に騎獵の圖を彫せり、蓋闕く。一口の刻文『東大寺銀壺 重大五
十五斤甲 蓋實并臺重大七十四斤十二兩 天平神護三年二月四日』、その座の
刻文『東大寺銀壺臺 重大十二斤甲』、又一口の刻文『東大寺銀壺 重大五十
二斤乙 蓋實并臺重大七十斤十二兩 天平神護三年二月四日』、その座の刻文
『東大寺銀壺臺 重大十斤八兩乙』

(90) 銀 提子 一口 (南第一六號)

提梁を具す、近世の提子の形にて注口なし。

南倉階と西棚

(91) 黄楊木佛座 一枚 (南第六三號)

金銅雜玉の莊。殘材を集めて補造せり。

(92) 磁塔 殘闕 九枚 (南第三四號)

(93) 白石塔 殘闕 二枚 (南第三五號)

(94) 漆金薄繪盤 一雙 (南第三七號)

彩繪の蓮花座を具す、銘『香印坐』

南倉階上



漆金薄繪盤附彩繪蓮花座

一六三

(95) 漆瓶 竈 一口

金銅の鉸具、題箋あれども、蓋蝕して讀むべからず、瓶は今佚せり。

(南第二六號)

(96) 佐波理水瓶 二 二口

一口は人面の口、一口は金銅の鎖もて蓋を繋ぐ、其の口は新補。

(南第二五號)

(97) 金銅水瓶 一口

(南第二四號)

鳥首の口。

(98) 漆香盆 一枚

背に墨書『香水』、又刻して『圖書寮』とあり。

(南第四一號)

(99) 金銅八曲長杯 三口

(南第二〇號)

(100) 金銅合子 一合

(南第二八號)

(101) 赤銅合子 三合

(南第二九號)

(102) 黄銅合子 一合

(南第三〇號)

(103) 佐波理合子 一合

(南第三一號)

蓋塔形。

(104) 金銅大合子 四合

(南第二七號)

いづれも蓋塔形、刻文あり、一合に『左二』、一合に『左四』、一合に『左十五』。

一合は蓋を新に補へり。

上記蓋塔形とあるは佛家之を能作生塔と云ひ、舍利或は如意寶珠を納めて念ずるものなりと云ふ。中倉階下(ハ)號箱の中にも之に似たる合子あり、(186)紫檀金銀繪の極めて繊細なるものこれなり。

(105) 佐波理鏡 一口

(南第三二號)

(106) 金銅六曲花形杯 一口

(南第二一號)

魚子地、花文、天人の圖あり。

(107) 金銅剪子 一枚

(南第三三號)

(108) 麿尾 四枚

(南第五〇號)

麿は大鹿なり、群鹿麿の尾の轉ずるを見て往くと云ふより、清談を爲すもの共

の尾を柄にすげて之を執り、人を導く標となす、佛家亦之を用ふ。

柿柄 麿尾 一枚 牙莊剝落あり、箱を具す。箱の内、錦の縁、白綾の裏。

瑠璃柄麿尾 一枚

柄頭は紫檀、毫僅

に存し、瑠璃剝落

多し。

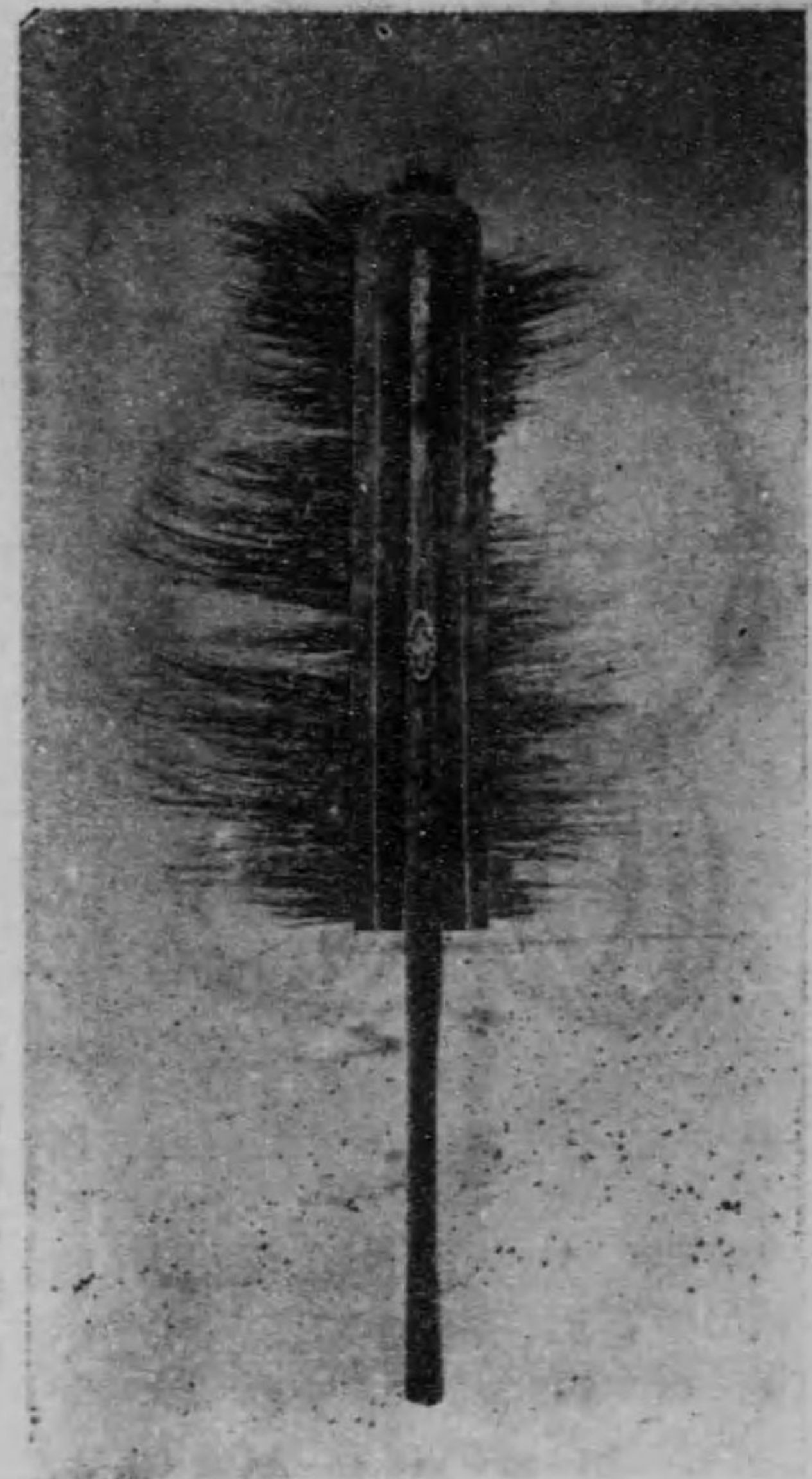
漆柄 麿尾 一枚

牙莊缺損し、毫剝

落せり。

金銅柄麿尾 一枚

毫剝落せり。



(109) 錫杖 三枚

南倉階上

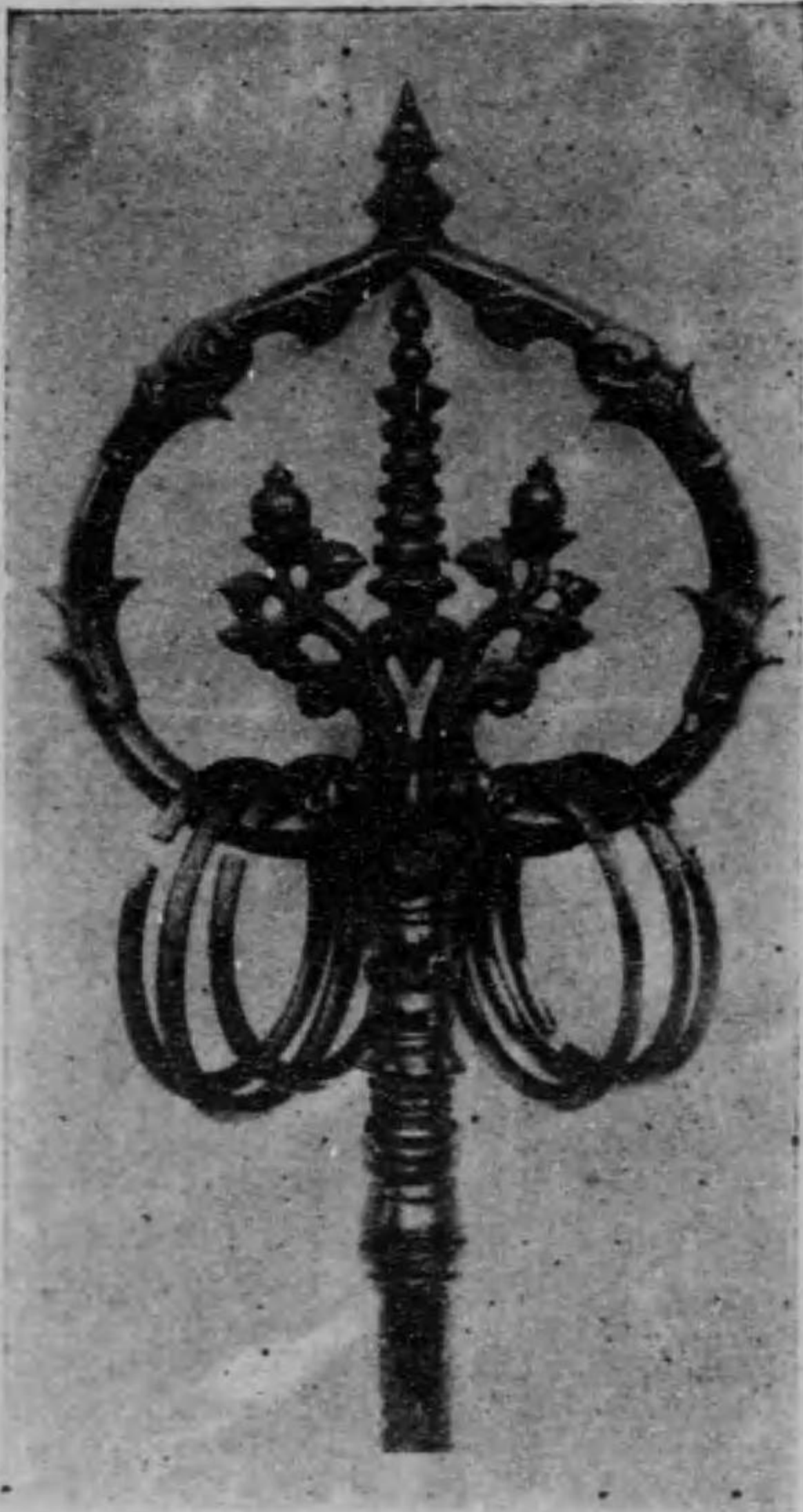
(南第六四號)

(007) 錫

杖 甲號 一枚

白銅の頭、長七寸、柄長五尺一寸八分。新造の漆箱に納む。

一六八



錫杖甲號頭

錫杖 乙號 一枚

白銅の頭、長一尺一寸、柄長四尺四寸、頭半ば開けたるを今銀を以て補へり。

同 丙號 一枚

長五尺四寸、柄方形。漆箱一合を具す。

(南第五二號)

(110) 柄香爐 五口

白銅柄香爐 第一號 一口

柄に錦を張り、黄及び黒の組緒を纏へり、柄頭獅子形。組緒剥落せるを今修補せり、金銅の爐と爐鈕とは新造品。新造の漆箱を附す。

赤銅柄香爐 第二號 一口

柄に錦を張り、黄及び黒の組緒を纏へり、柄の組緒剥落せるを今補へり、爐、爐鈕、柄頭はいづれも新造品。新造の漆箱を附す。

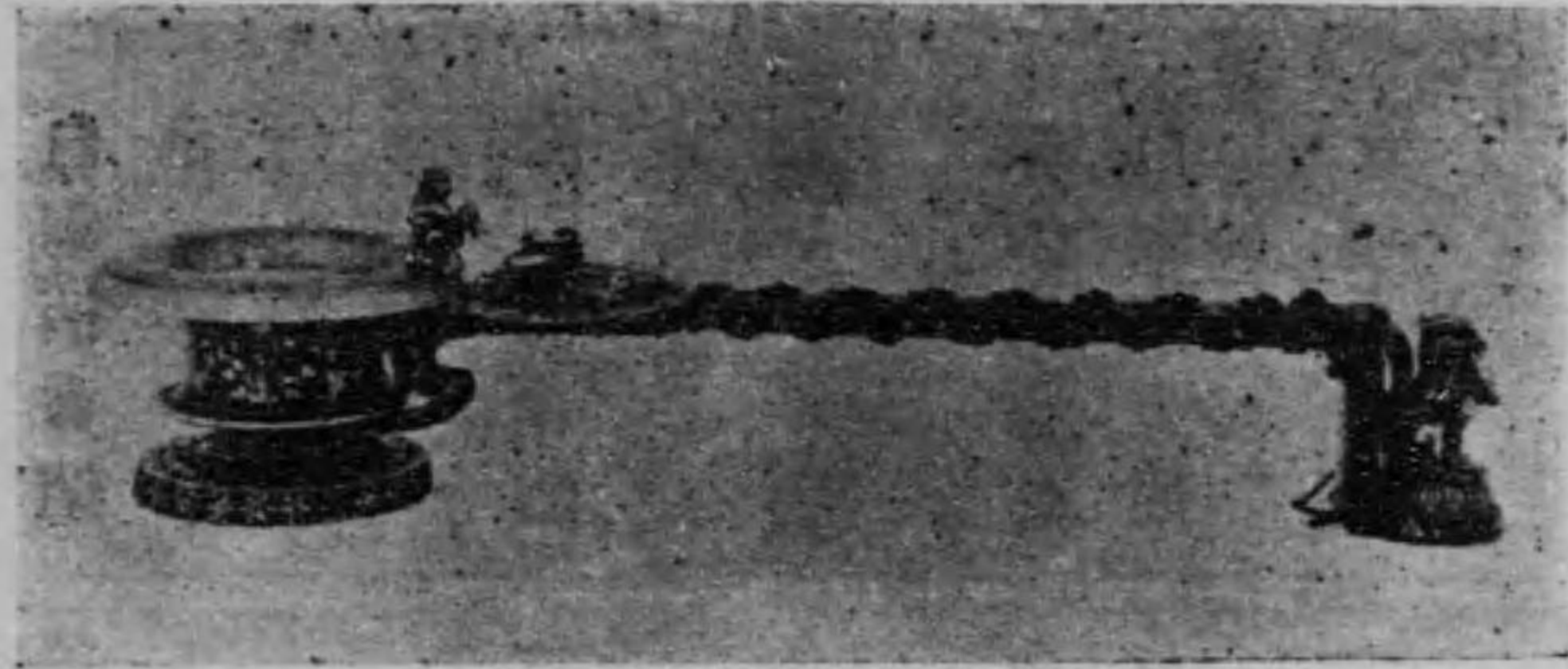
赤銅柄香爐 第三號 一口

柄に錦を張り、黄及び黒の組緒を纏へり、組緒剥落せるを今修補せり、爐、爐鈕、柄頭はいづれも新造品、別に原の花形を存す、漆箱を具す。銘「神龜六年七月六日」。

白銅柄香爐 第四號 一口

南倉階上

一六九



紫檀金銅柄香爐

紫檀金銅柄香爐 第五號 一口

爐及花形金銅、金銀珠玉の花形を莊り、柄に錦を張り、黄及び黒の組緒を纏へり、柄頭は金銀獅子形。柄の組緒剥落し支柱闕けたるを、今修補せり。新造の漆箱を附す。

(111) 三 鈷 二枚 (南第五三號)

一枚は銅、一枚は鐵。素木造の箱を具す。

(112) 如意 九枚 (南第五一號)

瑠璃竹形如意 二枚 いづれも柄頭を闕く、一枚は竹枝をも闕く。

瑠璃如意 二枚

犀角如意 一枚

斑犀如意 一枚

犀角銀繪如意 一枚

斑犀如意 一枚

鯨鬚金銀繪如意 一枚

(113) 琥碧誦數

琥碧誦數 第一號

一條

百十九枚、眞珠、水精、瑪瑙等、珠玉の莊、其の内に水精の曲玉、瑪瑙の管玉等あり。

十三條

(南第五五號)

(111)

第二號

一條

龜甲形黒漆箱を具す、題して「琥碧誦數一條會□獻物」とあり。

第三號、第四號

二條

各百七枚、水精の莊。

同 第五號

一條

百二十八枚、水精の莊。題箋「大會後物、人々獻物」。

同 第六號、第七號

二條

一條は百七枚、一條は百五枚、いづれも

同 第八號、第九號

二條

水精琥碧の莊。

同 第十號

一條

一條は百六枚、一條は百二十四枚。

同 第十一號、第十二號

二條

百七枚、琥碧、水精、茶瑠璃等、雜玉の莊。一條は百七枚、一條は百十五枚、いづれ

同 第十三號

一條

百二枚、水精、琥碧の莊、牌に「橘夫人奉」とあり。柳箱一合を具す。題箋に「琥碧誦數一條 會前獻物」、又箱縁に「東大寺 會前」とあり。

同 第十三號 一條

百二枚、水精、琥碧の莊、牌に「橘夫人奉」とあり。柳箱一合を具す。題箋に「琥碧誦數一條 會前獻物」、又箱縁に「東大寺 會前」とあり。

(南第五七號)

(114) 水精誦數 五條

水精誦數 第十五號より第十八號に至る 四條

各百八枚、水精の莊。

同 殘闕 第十九號 一條

百枚水精の莊。

(南第五九號)

(115) 誦數殘闕 五條

三條は菩提子、一條は琥碧、一條は蓮實。

(116) 雜玉誦數 一條

水精二十九枚、琥碧三枚、瑠璃十四枚、題箋に「不知獻者 會日」とあり。

(南第五六號)

(117) 菩提子誦數 一條

(南第五八號)

百八枚、水精の莊。

(118) 柳箱 一合

(南第六〇號)

(119) 赤漆柳箱 一合

(南第六一號)

(120) 漆花形箱 十合

(南第六二號)

それぞれ前件の誦數を納む。

(121) 刻彫梧桐金銀繪花形合子 二合

(南第三六號)

一口は脚闕けたるを今補へり、底に墨書「戒壇堂」とあり。一口は身闕けたるを今補へり。外に殘缺蓋一身、金銅脚を附す。身の底に墨書「戒壇」とあり。

(122) 紫檀小架 一枚

(南第五四號)

牙莊、鳥居形の小架なり、瑤瑁木畫の床上に裝置す、架の兩面各一双の牙鉤を着く、床に牙脚を附す。

(123) 屏風 二扇

(南第六九號)

鳥毛篆書屏風 一扇

文に云はく、「唯行不易」

鳥毛帖成文書屏風 一扇

文に云はく、「正直爲心 神明所祐 禍福無門 唯人所召」

按ずるに、獻物帳に鳥毛篆書の屏風六扇を載す、而して其の六扇今存して現に北倉北棚に在り、従つて爰に掲ぐる一扇は、獻物帳以外のものたるを知るべし。又次の一扇、鳥毛帖成文書の屏風も、獻物帳に六扇とありて、其の六扇現存して北倉に在れば、爰に掲ぐるものは、是亦獻物帳以外のものたるを知るべし、但其の文

「正直爲心 神明所祐 禍福無門 唯人所召」は北倉の第三扇と全く同じければ、同様の屏風二疊ありたるものと見ゆ。

(124) 蘭箱 一合

(南第七二號)

(125) 杖 五枚

(南第六五號)

瑤瑁杖 一枚

丁字形八角造、牙の莊、籐及び樺にて纏けり、長四尺五寸四分。瑤瑁籐及び樺の剝落せるを修補せり。

同 一枚

丁字形竹形、紺牙撥、長四尺七分。第二節枝、闕けたるを今補へり。

假斑竹杖 一枚

頭と尾とは水精の莊、籐及び樺を纏ふ、長五尺三寸九分。尾の水精破損せるを今修造せり。

椿杖 二枚

各長五尺三寸三分、金銀の彩色あり。

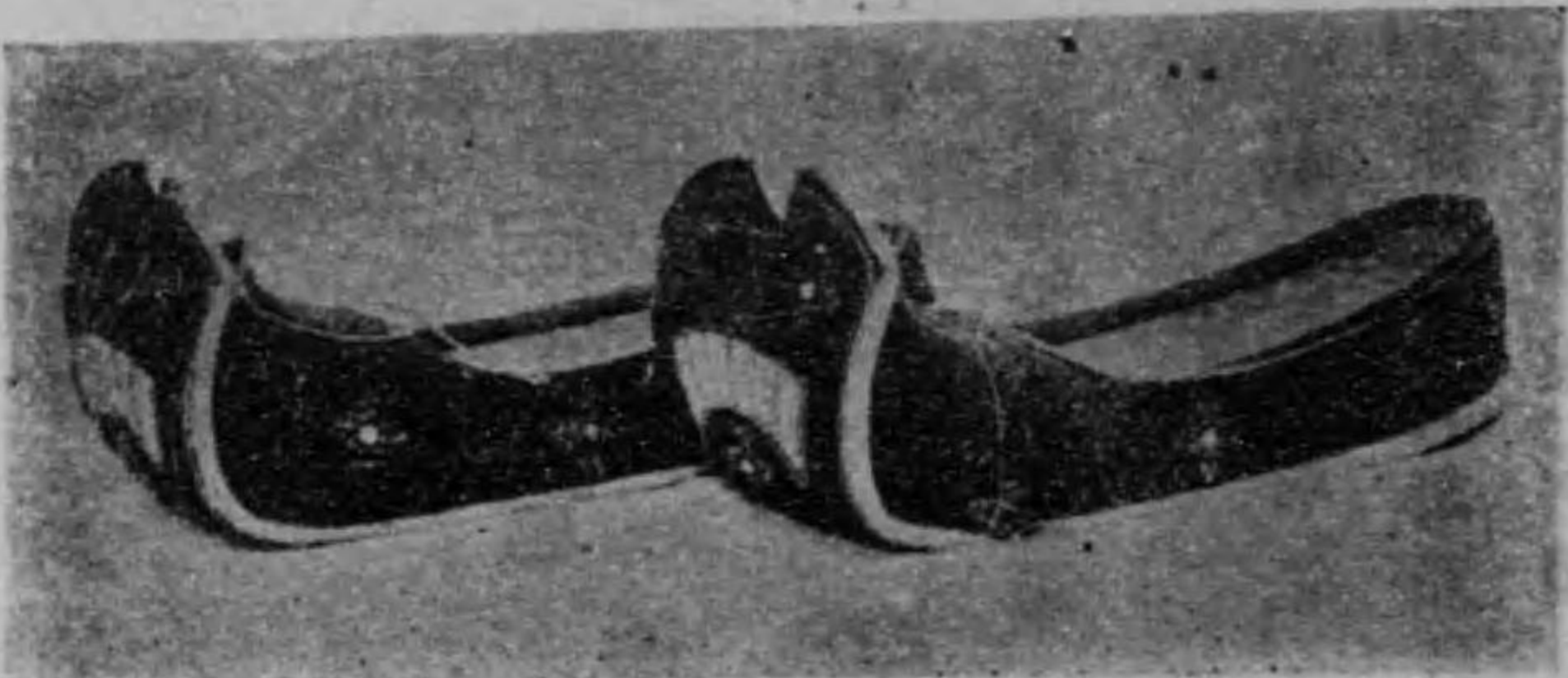
古昔宮中に於て正月初卯の日御杖を進むる儀あり、いはゆる卯杖これなり、右椿の杖は蓋此の儀に用ひられたるものなるべし。

(126) 衲御禮履 一兩 (南第六六號)

御禮服の上に衲の御袈裟を召されたる場合に用ひらるゝ御履なり。緋皮造、銀の花形、珠玉の莊、黄金の押縫、平城宮御宇後太上天皇聖武の御召用なり。赤漆の履箱を具す、題箋に「第五櫃」とあり。蓋佚せるを今補へり。

(127) 赤漆觀木胡床 一脚 (南第六七號)

籐の坐、金銅の帖角。殘材を集めて補作せり。後



衲御禮履

世の御椅子と稱するものなり。

一七八

南倉階と南棚

(128) 鏡

箱

五合

(南第七一號)

銀平脱八角鏡箱 一合

金銀の鏤子を着く。銀帖角の剝落せるもの一

包を附す。

銀平脱鏡箱 一合

外側圓形、内側八角。

漆皮八角鏡箱 二合

一合に金銀花鳥の繪あり。

金銀繪鏡箱 一合

蓋と身と合はず。

(129) 赤漆八角床

一枚

(南第六八號)



八角鏡第一號

(130) 鏡

三十八面

(南第八〇號)

八角鏡 第一號 一面

金銀山水八卦の背、徑一尺六分、新造の帛帶を着く、背に詩あり、云はく「隻影嗟爲客、孤鳴復幾春、初成照瞻鏡、遙憶畫眉人、舞鳳歸林近、

盤龍渡海新、絨封待還日、披拂鑿情親。

八角高麗錦の箱一合を具す。

平螺鈿の背、徑一尺三寸二分、緋繩の新帶を着く。

鳥獸花の背、徑九寸九分、緋繩の新帶を着く、殘緒僅に存す。漆皮箱一合を具す。

山水鳥獸の背、徑一尺三分、緋繩の新帶を着く、

金繪漆箱一合を具す、緋綾の覗あり。

平螺鈿の背、徑一尺三寸二分、緋繩の新帶を着く。銀平脱の箱一合を具す。

白銀。黄金瑠璃鈿の背、徑六寸三分、新造の帛帶を着く。漆皮箱一合を具す、白繩の覗あり。瑠璃鈿は、今云ふ七寶流しなり。

圓鏡 第二號 一面

圓鏡 第三號 一面

圓鏡 第四號 一面

圓鏡 第五號 一面

十二稜鏡 第六號 一面

圓鏡 第七號 一面

鳥獸花の背、徑八寸三分、新造の緒を着く。漆皮箱一合を具す、緋綾の覗あり。

圓鏡 第八號 一面

鳥獸花の背、徑八寸、新造の帛帶を着く。漆皮箱一合を具す、緋繩の覗あり。

圓鏡 第九號 一面

鳥獸花の背、徑一尺、新造の緒を着く。



鏡 稜 二 十

方鏡 第十號 一面 鳥獸花の背、徑五寸八分新造の緒を着く。漆

皮箱一合を具す、白繩の眼あり。

圓鏡 第十一號 一面 鏡。漫の背、徑八寸七分、木綿の緒。金銀繪漆

箱一合を具す。木綿は一説に穀の皮を漂泊

し、布を織る原料となすものなりと云ふ。

八角鏡 第十二號 一面 鳥獸花の背、徑一尺七寸三分、緋繩の新帶を着

く。箱は新造品。

圓鏡 第十三號 一面 十二支八卦の背、徑二尺、緋繩の新帶を着く。

六角櫃箱一合を具す。

圓鏡 第十四號より第二十二號に至る 九面 いづれも漫の背、徑

七寸八分、白緒。内四面の緒は新造品。

圓鏡 第二十三號より第三十號に至る 八面 いづれも漫の背、徑

四寸九分、木綿の緒

圓鏡 第三十一號 一面 文字の背、徑五寸七分、文に云はく「勿相思

勿相忘常貴□樂未央」。

圓鏡 第三十二號 一面 鳥獸花の背、徑三寸五分。

八角鏡 第三十三號 一面 花鳥の背、徑四寸九分。

八角鏡 第三十四號、第三十五號 二面 いづれも花虫の背、徑三寸八分。

八角鏡 第三十六號 一面 背及び徑とも前號に同じ、明治卅五年新嘗

祭の日、杉本神社の床下に於て發見せもの

るを茲に納む。箱は新造品。

六角鏡 第三十七號 一面 花の背、徑三寸八分。

八角鏡 第三十八號 一面 花虫の背、徑二寸三分。